

水俣市議会会議録

令和4年3月第2回臨時会 (3月3日開会)
(3月24日閉会)

水俣市議会

令和4年3月第2回臨時会（3月3日招集）会期日程表

（会期 3月3日から3月24日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	3月3日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和3年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	4日	金		休 会	議案調査
3	5日	土			市の休日
4	6日	日			市の休日
5	7日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	8日	火			議案調査
7	9日	水			議案調査
8	10日	木			議案調査
9	11日	金			議案調査
10	12日	土			市の休日
11	13日	日			市の休日
12	14日	月			議案調査
13	15日	火	午前9時30分		本会議
14	16日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、瀧上茂樹君） 議案質疑 委員会付託
			————	委員会	委員会（午後）
15	17日	木	————	委員会	委員会
16	18日	金	————	委員会	委員会（午前）
17	19日	土		休 会	市の休日
18	20日	日			市の休日
19	21日	月			春分の日
20	22日	火			議事整理日
21	23日	水			議事整理日
22	24日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録目次

令和4年3月3日（木） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
議長のお詫び	3
開 議	4
市長の挨拶	4
諸般の報告	5
日程第1 議席の一部変更について	5
日程第2 会議録署名議員の指名について	5
日程第3 会期の決定について	6
議案上程	7
日程第4 議第1号 専決処分の報告及び承認について	
専第1号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	8
日程第5 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について	9
日程第6 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について	11
日程第7 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第8 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第9 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第10 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第11 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第12 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第13 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18

日程第14	議第11号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 - 18
日程第15	議第12号	水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	19
日程第16	議第13号	令和4年度水俣市一般会計予算……………	19
日程第17	議第14号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	23
日程第18	議第15号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	25
日程第19	議第16号	令和4年度水俣市介護保険特別会計予算……………	26
日程第20	議第17号	令和4年度水俣市病院事業会計予算……………	28
日程第21	議第18号	令和4年度水俣市水道事業会計予算……………	30
日程第22	議第19号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算……………	31
日程第23	議第20号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第14号）……………	33
日程第24	議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	37
日程第25	議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）……………	38
日程第26	議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	39
日程第27	議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）……………	40
日程第28	議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)……………	40
日程第29	議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）……………	41
日程第30	議第27号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）……………	42
日程第31	議第28号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	45
日程第32	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	45
日程第33	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）……………	46
日程第34	議第31号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	46
日程第35	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	47
日程第36	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	47
日程第37	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））……………	47
日程第38	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	48
日程第39	議第36号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）……………	48
日程第40	議第37号	指定管理者の指定について（S h o p & C a f e ミナマータ）……………	48
日程第41	議第38号	指定管理者の指定について（みなまた木のおもちゃ館きらら）……………	49
		市長の所信表明並びに提案理由説明……………	49
		休憩・開議……………	64

市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	1 - 64
先議案件に対する質疑	71
委員会付託	73
休憩・開議	73
○総務産業委員長の報告	73
○厚生文教委員長の報告	75
委員会審査報告書	77
委員長報告に対する質疑	78
討 論	78
○藤本壽子君の反対討論（議第20号）	78
採 決	79
日程第42 陳情の取り下げについて	80
採 決	80
決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について（日程追加）	81
○提出者代表小路貴紀君の提案理由説明	81
採 決	82
散 会	82

令和4年3月15日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○木戸理江君の質問	3
1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について	3
(1) 支援対象児童等見守り強化事業委託料について	
(2) 水俣市ふれあいセンター管理委託料（ふれあい拠点づくり事業）について	
2 議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について	4

(1) 令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について	
(2) 「選ばれる水俣」推進事業について	
(3) 「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について	
(4) 「活力生まれる水俣」推進事業について	
市長の答弁	2 - 4
福祉環境部長の答弁	5
副市長の答弁	5
○木戸理江君の再質問	6
福祉環境部長の答弁	7
副市長の答弁	8
○木戸理江君の再々質問	8
福祉環境部長の答弁	10
副市長の答弁	10
市長の答弁	11
総務企画部長の答弁	11
総務企画部長の答弁	13
産業建設部長の答弁	14
○木戸理江君の再質問	14
総務企画部長の答弁	17
産業建設部長の答弁	18
休憩・開議	19
○岩村龍男君の質問	19
1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について	20
(1) 2款 総務費 1項 総務管理費 13目 庁舎建設費 新庁舎建設工事（第2期）他について	
(2) 4款 衛生費 3項 簡易水道設置費 1目 簡易水道設置費 簡易水道事業について	
市長の答弁	20
福祉環境部長の答弁	21
○岩村龍男君の再質問	22
市長の答弁	23
福祉環境部長の答弁	24

○岩村龍男君の再々質問	2 - 24
市長の答弁	26
福祉環境部長の答弁	26
休憩・開議	26
○田中陸君の質問	26
1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について	27
(1) 2款 総務費 1項 総務管理費 7目 交通対策費について	
(2) 4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費 新型コロナウイルスワクチン接種事業について	
2 議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について	27
(1) 「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について	
(2) 「選ばれる水俣」推進事業について	
市長の答弁	28
総務企画部長の答弁	28
福祉環境部長の答弁	29
○田中陸君の再質問	30
総務企画部長の答弁	31
福祉環境部長の答弁	32
○田中陸君の再々質問	32
福祉環境部長の答弁	33
市長の答弁	33
総務企画部長の答弁	34
○田中陸君の再質問	35
市長の答弁	36
総務企画部長の答弁	36
○田中陸君の再々質問	37
市長の答弁	38
総務企画部長の答弁	38
散 会	39

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○高岡朱美君の質問	4
1 議第13号令和4年度水俣市一般家計予算について	4
(1) 支援対象児童等見守り強化事業について	
(2) 防災関係経費について	
(3) 災害時要援護者支援システム整備事業について	
(4) 環境モデル都市推進事業について	
市長の答弁	5
福祉環境部長の答弁	5
副市長の答弁	6
市長の答弁	8
福祉環境部長の答弁	9
○高岡朱美君の再質問	9
福祉環境部長の答弁	13
副市長の答弁	14
市長の答弁	14
福祉環境部長の答弁	15
○高岡朱美君の再々質問	16
○高岡朱美君の再々質問（続）	16
副市長の答弁	18
市長の答弁	18
休憩・開議	19
○瀧上茂樹君の質問	19
1 議第13号令和4年度水俣市一般家計予算について	19
(1) 敬老祝い事業について	

(2) 市役所の働き方改革について	
2 議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について……………	3 - 20
(1) 都市計画マスタープランについて	
市長の答弁……………	20
福祉環境部長の答弁……………	20
総務企画部長の答弁……………	21
○ 測上茂樹君の再質問……………	22
福祉環境部長の答弁……………	24
総務企画部長の答弁……………	24
○ 測上茂樹君の再々質問……………	25
福祉環境部長の答弁……………	26
総務企画部長の答弁……………	27
市長の答弁……………	27
○ 測上茂樹君の再質問……………	29
市長の答弁……………	30
○ 測上茂樹君の再々質問……………	30
市長の答弁……………	31
休憩・開議……………	32
質 疑……………	32
日程第2 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について…	32
日程第3 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について……………	32
日程第4 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第5 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	32
日程第6 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第7 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	33
日程第8 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	33
日程第9 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	33
日程第10 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改	

		正する条例の制定について……………	3 - 34
日程第11	議第11号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
日程第12	議第12号	水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	34
日程第13	議第13号	令和4年度水俣市一般会計予算……………	34
日程第14	議第14号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	36
日程第15	議第15号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	36
日程第16	議第16号	令和4年度水俣市介護保険特別会計予算……………	37
日程第17	議第17号	令和4年度水俣市病院事業会計予算……………	37
日程第18	議第18号	令和4年度水俣市水道事業会計予算……………	37
日程第19	議第19号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算……………	37
日程第20	議第27号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）……………	37
日程第21	議第28号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	38
日程第22	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	38
日程第23	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）……………	38
日程第24	議第31号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	38
日程第25	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	38
日程第26	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	38
日程第27	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市総合体育館（南部館））……………	38
日程第28	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	38
日程第29	議第36号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）……………	38
日程第30	議第37号	指定管理者の指定について（S h o p & C a f e ミナマータ）……………	38
日程第31	議第38号	指定管理者の指定について（みなまた木のおもちゃ館きらら）……………	38
		議案上程……………	38
日程第32	議第39号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）……………	38
		市長の提案理由説明……………	39
		休憩・開議……………	39
		質 疑……………	39
		委員会付託……………	40
		散 会……………	40

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	4
日程第1 議第2号水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定についてから、日程第33 陳第2号インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情についてまで、33件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	14
委員長報告に対する質疑	16
討 論	16
○藤本壽子君の反対討論（議第27号）	16
採 決	17
日程第34 委員会の閉会中の継続調査について	18
採 決	18
閉会中継続調査申出書	19
休憩・開議	19
議案上程	20
日程第35 議第40号 副市長の任命について	20
日程第36 議第41号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第37 議第42号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	21
日程第38 意見第1号 インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書について	22
市長の提案理由説明	23
議会運営委員長の提案理由説明	23
厚生文教委員長の提案理由説明	24
質 疑	25

討 論	4 - 25
採 決	25
休憩・開議	26
採 決（続き）	26
日程第39 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	26
熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員被選挙人名簿	27
閉 会	28

令和4年3月3日

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和3年度補正予算）の表決

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和4年3月3日水俣市長第2回水俣市議会臨時会を招集する。

1、令和4年3月3日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、令和4年3月24日午前10時56分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

令和4年3月3日（木曜日）

午前10時0分 開会

午後6時12分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	杉迫一樹君	平岡朱君
高岡朱美君	瀨上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	田中睦君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡利治君）	副 市 長（小林信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀦 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島泰治君）
総合医療センター事務部長（松木幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	

○議事日程 第1号

令和4年3月3日 午前10時開議

第1 議席の一部変更について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

(付託委員会)

第4 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第13号) (総務産業)

第5 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について

第6 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について

第7 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第11号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第12号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第13号 令和4年度水俣市一般会計予算

第17 議第14号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第18 議第15号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第19 議第16号 令和4年度水俣市介護保険特別会計予算

第20 議第17号 令和4年度水俣市病院事業会計予算

第21 議第18号 令和4年度水俣市水道事業会計予算

第22 議第19号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算

第23 議第20号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第14号) (各委)

- 第24 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（厚生文教）
- 第25 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（厚生文教）
- 第26 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）（厚生文教）
- 第27 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）（厚生文教）
- 第28 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)（総務産業）
- 第29 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）（総務産業）
- 第30 議第27号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第31 議第28号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第33 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第34 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第35 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第36 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第37 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 第38 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第39 議第36号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 第40 議第37号 指定管理者の指定について（S h o p & C a f e ミナマータ）
- 第41 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた木のおもちゃ館きらら）
- 第42 陳情の取り下げについて

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに、

決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和4年第2回水俣市議会臨時会を開会します。

○議長（牧下恭之君） 会議に入ります前に、一言お詫び申し上げます。

令和4年第1回水俣市議会定例会の開会を、2月24日に予定しておりましたが、議員のうち1名に新型コロナウイルスの陽性反応があり、その他の議員についても濃厚接触者となりましたので、24日当日まで自宅での待機が求められました。

このような事情により、第1回定例会を流会せざるを得ず、本日から臨時会を開くこととなり

ました。

関係者の皆様方に多大なる御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、水俣市議会といたしまして、今後、より一層、新型コロナウイルスへの感染防止対策に努めながら、議会運営を行ってまいることとしますので、御理解、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） この際、去る2月6日執行の水俣市長選挙において当選を果たされた高岡利治市長に対し、市議会を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

高岡市長におかれましては、市民の負託に応え、各種公約の具体的実現を図られ、水俣市浮揚のために御尽力くださるようお願いいたします。

高岡市長の今後の御活躍と御健勝を祈念し、お祝いの言葉とします。

高岡市長から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 皆様、おはようございます。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大の中で御尽力いただいている医療従事者の皆様、感染拡大防止対策に御協力いただいている水俣市民の皆様に対して、心から感謝申し上げます。

去る2月6日に行われた市長選挙におきまして、多くの市民の皆様からの御支持と負託を賜り、市長として2期目の市政運営を担わせていただくこととなりました。

託された重責を全うすべく、市民の皆様、御支援いただいた市議会議員の皆様とともに、明るく賑やかで活力ある水俣づくりに邁進してまいる所存でございます。

先の市長選挙当日まで、これから先の水俣に必要な施策は何か、この財政難の中でどのような市政運営が求められるのか、考えをめぐらせ、構想を練り、市民の皆様にお伝えしてきました。

今回、2期目の重責を預けていただいたということは、この4年間の市政の良い流れを止めてはならないという、市民の皆様からの強い願いと期待の現れであると受け止めております。

御支援いただいた皆様の想いに応えるために、令和4年4月1日その日から、一時たりとも市政を停滞させることなく、切れ目なく、施策を進めていかなければならないと考えております。

そのような思いから、今回の水俣市議会臨時会において、令和4年度の骨格予算とともに、肉づけ予算を提出させていただくことといたしました。

市長選挙翌日から、職員とともに希望あふれる水俣の将来を思い描きながら、その大事な足がかりとなる令和4年度予算編成を行ってまいりました。

この4年間の実績を確かな一歩として、コロナ禍によって大きく変わる時代の流れを受け止め、大胆に変革・改革を進めながら、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」を実現してまいります。

最後に、市議会におかれましては、今後も水俣市発展のため御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、市長から、損害賠償額の決定及び和解についての報告4件、株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告1件、以上5件の報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和3年10月分、11月分、12月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に、地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三瀨福祉環境部長、本田産業建設部長、鎌田市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、坂本教育次長、松木総合医療センター事務部長、金子上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議席の一部変更について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題とします。

議場を新庁舎に移転したことに伴い、会議規則第4条第3項の規定により、田中睦議員の議席2番を9番に、杉迫一樹議員の議席9番を2番に、それぞれ変更するものです。

お諮りします。

ただいまのとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、平岡朱議員、田口憲雄議員を指名します。

日程第3 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

令和4年3月第2回臨時会（3月3日招集）会期日程表

（会期 3月3日から3月24日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	3月3日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和3年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	4日	金		休 会	議案調査
3	5日	土			市の休日
4	6日	日			市の休日
5	7日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	8日	火			議案調査
7	9日	水			議案調査
8	10日	木			議案調査
9	11日	金			議案調査
10	12日	土			市の休日
11	13日	日			市の休日
12	14日	月			議案調査
13	15日	火	午前9時30分		本会議
14	16日	水	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
			—————	委員会	委員会（午後）
15	17日	木	—————	委員会	委員会
16	18日	金	—————	委員会	委員会（午前）
17	19日	土		休 会	市の休日
18	20日	日			市の休日
19	21日	月			春分の日
20	22日	火			議事整理日
21	23日	水			議事整理日
22	24日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日から3月24日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

-
- 日程第4 議第1号 専決処分の報告及び承認について
専第1号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第13号)
- 日程議5 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第7 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第11号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第12号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第13号 令和4年度水俣市一般会計予算
- 日程第17 議第14号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議第15号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第16号 令和4年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第20 議第17号 令和4年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第21 議第18号 令和4年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第22 議第19号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第23 議第20号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第14号)

- 日程第24 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第27号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議第28号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第33 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第34 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第35 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第36 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第37 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 日程第38 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第39 議第36号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 日程第40 議第37号 指定管理者の指定について（Shop & Cafe ミナマータ）
- 日程第41 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた木のおもちゃ館きらら）

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第41、議第38号指定管理者の指定についてまで、38件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

専第1号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

専第1号

専 決 処 分 書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第13号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月5日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和3年度水俣市一般会計補正予算(第13号)

令和3年度水俣市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,159,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第13号)

歳 入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,092,123	468,761	3,560,884
	2 国庫補助金	977,794	468,761	1,446,555
20 諸収入		282,940	2	282,942
	3 雑入	272,057	2	272,059
補正されなかった款に係る額		15,315,865		15,315,865
歳 入 合 計		18,690,928	468,763	19,159,691

歳 出

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		6,091,826	468,763	6,560,589
	1 社会福祉費	3,183,660	468,763	3,652,423
補正されなかった款に係る額		12,599,102		12,599,102
歳 出 合 計		18,690,928	468,763	19,159,691

議第2号

水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について

水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例

(設置)

第1条 本市への移住定住を推進するため、水俣市移住定住お試しハウス(以下「お試しハウス」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水俣市移住定住お試しハウス

位置 水俣市月浦250番地16

(組織)

第3条 お試しハウスは、総務企画部の所管とする。

(業務)

第4条 お試しハウスの業務は、次のとおりとする。

- (1) お試し宿泊事業
- (2) 交流促進事業
- (3) その他市長が指定する事業

(休館日)

第5条 お試しハウスの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第6条 お試しハウスを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 お試しハウスの使用許可期間は1週間以内とし、次の各号の全てに該当する者について使用を許可する。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 市外に住所を有する者であること。
- (2) 移住を検討している者であること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

3 市長は、使用の許可に際し、お試しハウスの管理上必要な条件を付することができる。

4 市長は、お試しハウスの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) お試しハウスの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他お試しハウスの管理上支障があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設に付属設備以外の設備、物品等を持ち込まないこと。
- (3) 施設又は付属設備の現状を変更しないこと。
- (4) 使用目的以外に使用しないこと。
- (5) その他規則で定める事項

(使用料)

第8条 お試しハウスの使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失によりお試しハウスの施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 前条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(事故免責)

第11条 市長は、お試しハウスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試しハウス及びその敷地内で発生した事故に対して、その賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(水俣エコハウスの設置等に関する条例の廃止)

2 水俣エコハウスの設置等に関する条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

(提案理由)

本市への移住定住を推進するため、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について

水俣市道路標識の寸法を定める条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法及び文字等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寸法等)

第2条 道路標識の寸法及び文字等の大きさは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第2のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路法第45条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例

水俣市社会教育施設条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中

名称	位置	
石坂川生涯学習センター	水俣市石坂川113番地	を
深川生涯学習センター	水俣市中鶴539番地	

「名称 石坂川生涯学習センター
位置 水俣市石坂川113番地」に
改める。

別表中

区分	使用料	
会議室	320円	を
冷暖房使用料	320円	

区分	使用料	
会議室	320円	に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

深川生涯学習センターを水俣市企業支援センター深川分室に転用することに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市企業支援センターの設置等に関する条例（令和3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置	
水俣市企業支援センター	本所	水俣市浜松町61番地12
	深川分室	水俣市中鶴539番地

第5条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 多目的ホール
- (5) 会議室1

(6) 会議室 2

第7条第2項第1号中「小会議室」の次に「、多目的ホール、会議室1、会議室2」を加える。

第10条第2項中「小研修室及び小会議室」を「小研修室、小会議室、多目的ホール、会議室1及び会議室2」に改める。

第12条第1項中「小研修室及び小会議室」を「小研修室、小会議室、多目的ホール、会議室1及び会議室2」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

1 室使用料

区分		使用時間	自9時 至17時	自17時 至22時
本所	大研修室		720円/時	820円/時
	小研修室		410円/時	510円/時
	小会議室		410円/時	510円/時
深川分室	多目的ホール		800円/時	900円/時
	会議室1		420円/時	520円/時
	会議室2		420円/時	520円/時

2 冷暖房使用料

区分		使用時間	自9時 至17時	自17時 至22時
本所	大研修室		500円/時	
	小研修室		320円/時	
	小会議室		320円/時	
深川分室	会議室1		320円/時	
	会議室2		320円/時	

3 備品使用料

品名		単位	単価
本所	液晶プロジェクター	1台	1,000円/回
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000円/回
	スライド映写機	1台	1,000円/回

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表第2（第12条関係）

1 インキュベートルーム使用料

区分		単位	単価
本所	インキュベートルーム1	1月	29,000円
	インキュベートルーム2	1月	22,000円
	インキュベートルーム3	1月	18,000円
深川分室	インキュベートルーム4	1月	24,000円
	インキュベートルーム5	1月	24,000円
	インキュベートルーム6	1月	24,000円
	インキュベートルーム7	1月	24,000円
	インキュベートルーム8	1月	18,000円

インキュベートルーム9	1月	14,000円
インキュベートルーム10	1月	36,000円

備考

- 1 使用料の算定において、10円未満の端数が出たときは切り捨てる。
- 2 使用期間が1月に満たないときは、当該月の使用料は日割り計算による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

深川生涯学習センターを廃止した上で、当該施設を企業支援拠点として活用するため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市公民館条例の一部を改正する条例

水俣市公民館条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

水俣市公民館分館	水俣市洗切町3番地	を
----------	-----------	---

」

「

水俣市公民館体育室	水俣市八幡町1丁目2番地	に
-----------	--------------	---

」

改める。

第5条第3号を削る。

第6条中「公民館分館は午後1時から」を「公民館体育室は午前9時から」に改める。

第14条及び第15条中「公民館分館」を「公民館」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

1 公民館本館使用料

区分	使用料（1時間当たり）
ホール	730円
研修室	320円
調理実習室	530円
会議室	320円

和室	320円
視聴覚室	530円

2 公民館本館器具使用料

区分	使用料（1回につき）
ピアノ	510円
放送機材1式	2,060円
照明器具1式	2,060円
プロジェクター1式	510円

3 公民館本館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
ホール	2,060円
その他	320円

4 公民館体育室使用料

区分	使用料（1時間当たり）
体育室全面	420円
体育室半面	210円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

体育室を除いた水俣市公民館分館を福祉環境部の所管とすることに伴い、本案のとおり制定しようとするものである。

議第7号

水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水俣市白浜町34番地」を「水俣市洗切町3番地」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

(1) 第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に規定する者の使用料

区分	水俣市に住所を有する者	水俣市に住所を有しない者
個人	無料	50円
団体	無料	1人につき30円

(2) 第6条第1項第3号に規定する者の使用料

区分	使用料（1時間当たり）
----	-------------

集会室(A)	210円
集会室(B)	210円
和室(A)	210円
和室(B)	210円
料理実習室	320円
会議室	210円
音楽室	320円

冷暖房使用料

区 分	使用料（1時間あたり）
会議室	210円
その他	260円

器具使用料

区 分	使用料（1回につき）
ピアノ	510円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水俣市高齢者福祉センターの移転に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「530人」を「500人」に改める。

第8条ただし書中「水、火災その他の」を削り、「災害」の次に「(水、火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」を加える。

第12条を次のように改める。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。団員には、次により年額報酬を支給する。

階級	支給単位	金額
----	------	----

団長	1人年額	87,000円
副団長	1人年額	69,000円
分団長	1人年額	56,000円
副分団長	1人年額	52,000円
部長	1人年額	49,000円
副部長	1人年額	39,000円
班長	1人年額	37,000円
団員	1人年額	36,500円

2 報酬は、団長をもって各受領者にこれを支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号により出勤報酬を支給する。

- (1) 火災1日につき 8,000円（出勤時間が2時間未満の場合は2,000円、2時間以上4時間未満の場合は4,000円、4時間以上の場合は8,000円とする。）
- (2) 風水害等1日につき 8,000円（出勤時間が2時間未満の場合は2,000円、2時間以上4時間未満の場合は4,000円、4時間以上の場合は8,000円とする。）
- (3) 警戒1日につき 1,000円
- (4) 訓練1日につき 1,000円
- (5) 会議1日につき 1,000円
- (6) 広報活動1日につき 1,000円
- (7) 行方不明者捜索の協力1日につき 1,500円（出勤から4時間を経過した場合は1,500円を加算する。）

第13条第1項を次のように改める。

団員が公務のため旅行した場合は、水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号。以下「旅費条例」という。）第4条に定める鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料の合計額に相当する額を支給する。この場合において、日当及び宿泊料については、旅費条例別表第1に定める上記区分以外の職員の額とする。

第13条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防団員の定員適正化及び処遇改善のため、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受

ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「天神町2丁目」の次に「、長崎の一部」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道事業における給水区域の表記について現況との整合性を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第60条の次に次の1条を加える。

（固定資産税の課税免除）

第60条の2 公益等のために直接専用する固定資産（有料で貸し付けるものを除く。）のうち、規則で定めるものについては、固定資産税を課さない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

公民館類似施設等に係る毎年の固定資産税の減免申請手続を不要とするため、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第1条から第3条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市道（水俣市の区域内に存する道路で、市長がその路線を認定したものをいう。）を新設し、又は改築する場合における構造の技術的基準を定めるものとする。

(道路の構造の技術的基準)

第2条 法第30条第3項の規定により条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第42条第2項に規定する基準（同令の改正に際し定められた同項に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(立体交差とすることを要しない場合)

第3条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
 - (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合
- 第4条から第45条までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

令和4年度水俣市一般会計予算

令和4年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,231,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条（昭和22年法律第67号）の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		2,747,323
	1 市民税	927,795
	2 固定資産税	1,591,785
	3 軽自動車税	86,814
	4 たばこ税	138,163
	5 入湯税	2,766
2 地方譲与税		141,658
	1 地方揮発油譲与税	26,000
	2 自動車重量譲与税	77,000
	3 特別とん譲与税	1,700
	4 森林環境譲与税	36,958
3 利子割交付金		1,700
	1 利子割交付金	1,700
4 配当割交付金		6,000
	1 配当割交付金	6,000
5 株式等譲渡所得割交付金		8,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,000
6 法人事業税交付金		19,000
	1 法人事業税交付金	19,000
7 地方消費税交付金		541,000
	1 地方消費税交付金	541,000
8 環境性能割交付金		11,000
	1 環境性能割交付金	11,000
9 地方特例交付金		12,000
	1 地方特例交付金	12,000
10 地方交付税		5,695,002
	1 地方交付税	5,695,002
11 交通安全対策特別交付金		2,911
	1 交通安全対策特別交付金	2,911
12 分担金及び負担金		47,421
	1 負担金	47,421

13 使用料及び手数料		182,523
	1 使用料	168,373
	2 手数料	14,150
14 国庫支出金		2,265,631
	1 国庫負担金	1,923,344
	2 国庫補助金	336,790
	3 委託金	5,497
15 県支出金		1,174,603
	1 県負担金	817,569
	2 県補助金	227,847
	3 委託金	129,187
16 財産収入		39,517
	1 財産運用収入	6,531
	2 財産売払収入	32,986
17 寄附金		305,702
	1 寄附金	305,702
18 繰入金		346,061
	1 特別会計繰入金	6,082
	2 基金繰入金	339,979
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		197,347
	1 延滞金加算金及び過料	3,559
	2 市預金利子	2
	3 雑入	185,251
	4 受託事業収入	8,535
21 市債		486,600
	1 市債	486,600
歳 入 合 計		14,231,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		142,468
	1 議会費	142,468
2 総務費		2,063,449
	1 総務管理費	1,739,891
	2 徴税費	182,813
	3 戸籍住民基本台帳費	79,096
	4 選挙費	26,615
	5 統計調査費	9,209
	6 監査委員費	25,825
3 民生費		5,620,921
	1 社会福祉費	3,246,046
	2 児童福祉費	1,812,605

	3 生活保護費	562,270
4 衛生費		1,826,243
	1 保健衛生費	484,802
	2 清掃費	795,221
	3 簡易水道設置費	45
	4 環境対策費	119,789
	5 病院費	405,626
	6 上水道費	20,760
5 農林水産業費		242,184
	1 農業費	162,275
	2 林業費	43,106
	3 水産業費	36,803
6 商工費		173,793
	1 商工費	113,169
	2 総合経済対策費	60,624
7 土木費		853,578
	1 土木管理費	4,453
	2 道路橋りょう費	219,377
	3 河川費	3,394
	4 港湾費	106
	5 都市計画費	484,601
	6 住宅費	141,647
8 消防費		428,029
	1 消防費	428,029
9 教育費		920,607
	1 教育総務費	143,293
	2 小学校費	140,313
	3 中学校費	85,101
	4 社会教育費	255,798
	5 保健体育費	296,102
10 災害復旧費		55
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	54
11 公債費		1,944,673
	1 公債費	1,944,673
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
	歳 出 合 計	14,231,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者おうえん資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和5年度 至 令和8年度	千円 融資に対する利子 補給額に同じ

創業資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和5年度 至 令和10年度	融資に対する利子 補給額に同じ
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 令和4年度 至 令和10年度	5,760

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 30,600	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
災害復旧事業	121,000			
一般単独(一般)事業	3,200			
地方道路等整備事業	46,800			
緊急防災・減災事業	21,900			
過疎対策事業	113,100			
臨時財政対策債	150,000			
計	486,600			

議第14号

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,779,209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		280,330
	1 国民健康保険税	280,330
2 使用料及び手数料		234

	1 手数料	234
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		3,170,285
	1 県補助金	3,170,285
5 財産収入		8
	1 財産運用収入	8
6 繰入金		324,828
	1 他会計繰入金	176,607
	2 基金繰入金	148,221
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		3,522
	1 延滞金加算金及び過料	2,303
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1,218
	歳 入 合 計	3,779,209

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		79,003
	1 総務管理費	41,997
	2 徴税费	30,264
	3 運営協議会費	175
	4 国民健康保険特別対策費	6,567
2 保険給付費		2,815,772
	1 療養諸費	2,482,833
	2 高額医療費	327,754
	3 移送費	45
	4 出産育児諸費	4,200
	5 葬祭諸費	940
3 国民健康保険事業費納付金		791,019
	1 医療給付費分	611,502
	2 後期高齢者支援金等分	133,972
	3 介護納付金分	45,545
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		39,543
	1 保健事業費	6,929
	2 特定健康診査等事業費	32,614
6 基金積立金		8
	1 基金積立金	8
7 公債費		1
	1 公債費	1

8 諸支出金		13,862
	1 償還金及び還付加算金	2,012
	2 繰出金	11,850
9 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳 出 合 計		3,779,209

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 令和5年度 至 令和5年度	千円 1,089

議第15号

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,619千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		333,236
	1 後期高齢者医療保険料	333,236
2 使用料及び手数料		38
	1 手数料	38
3 繰入金		184,365
	1 一般会計繰入金	184,365
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		978
	1 延滞金加算金及び過料	22
	2 償還金及び還付加算金	545
	3 預金利子	1
	4 雑入	410
歳 入 合 計		518,619

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		517,259
	1 総務管理費	19,195
	2 徴収費	9,927
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	488,137
2 保健事業費		815
	1 保健事業費	815
3 諸支出金		545
	1 償還金及び還付加算金	545
歳 出 合 計		518,619

議第16号

令和4年度水俣市介護保険特別会計予算

令和4年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,912,548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		722,166
	1 介護保険料	722,166
2 分担金及び負担金		300
	1 負担金	300
3 使用料及び手数料		52
	1 手数料	52
4 国庫支出金		990,170
	1 国庫負担金	641,331

	2 国庫補助金	348,839
5 支払基金交付金		1,012,624
	1 支払基金交付金	1,012,624
6 県支出金		572,250
	1 県負担金	543,677
	2 県補助金	28,573
7 繰入金		610,035
	1 一般会計繰入金	610,035
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,950
	1 延滞金、加算金及び過料	28
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,921
歳 入 合 計		3,912,548

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		74,788
	1 総務管理費	33,283
	2 徴収費	9,689
	3 介護認定審査会費	31,705
	4 趣旨普及費	21
	5 運営協議会費	90
2 保険給付費		3,646,182
	1 介護サービス等諸費	3,323,612
	2 介護予防サービス等諸費	128,337
	3 その他諸費	3,010
	4 高額介護サービス等費	66,073
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000
	6 特定入所者介護サービス等費	120,150
3 地域支援事業		190,199
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,179
	2 一般介護予防事業費	30,096
	3 包括的支援事業・任意事業	85,615
	4 その他諸費	309
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		877
	1 償還金及び還付加算金	876
	2 繰出金	1
7 予備費		500

	1 予備費	500
歳 出	合 計	3,912,548

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第9期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託料	自 令和5年度 至 令和5年度	千円 2,438

議第17号

令和4年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 総合医療センター 361床 (一般357床、感染4床)
- (2) 年間患者数
- | | | |
|-------|----------|----------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 93,075人 |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 174,960人 |
| | 久木野診療所 | 594人 |
| | 外来合計 | 175,554人 |
- (3) 一日平均患者数
- | | | |
|-------|----------|------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 255人 |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 720人 |
| | 久木野診療所 | 6人 |
| | 外来合計 | 726人 |
- (4) 主要な建設改良工事
- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 建設工事費 | 総合医療センター | 68,200千円 |
| 固定資産購入費 | | |
| (土地購入費) | 総合医療センター | 4,159千円 |
| (器械備品購入費) | 総合医療センター | 435,327千円 |
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 総合医療センター事業収益		7,625,814千円
第1項 医 業 収 益		7,145,726千円
第2項 医 業 外 収 益		476,477千円
第3項 特 別 利 益		3,611千円
第2款 久木野診療所事業収益		6,540千円
第1項 医 業 収 益		4,499千円
第2項 医 業 外 収 益		2,038千円
第3項 訪 問 看 護 事 業 収 益		1千円
第4項 特 別 利 益		2千円
収益的収入合計		7,632,354千円
支 出		

第1款 総合医療センター事業費	7,600,116千円
第1項 医 業 費 用	7,496,729千円
第2項 医 業 外 費 用	43,293千円
第3項 特 別 損 失	58,094千円
第4項 予 備 費	2,000千円
第2款 久木野診療所事業費	15,242千円
第1項 医 業 費 用	15,027千円
第2項 医 業 外 費 用	3千円
第3項 訪 問 看 護 事 業 費 用	4千円
第3項 特 別 損 失	8千円
第4項 予 備 費	200千円
収 益 的 支 出 合 計	7,615,358千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額563,862千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,755千円、減債積立金458,630千円及び過年度分損益勘定留保資金59,477千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	503,454千円
第1項 企 業 債	499,600千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
第3項 補 助 金	2千円
第4項 負 担 金	1千円
第5項 繰 入 金	3,850千円
資 本 的 収 入 合 計	503,454千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	1,067,316千円
第1項 建 設 改 良 費	507,686千円
第2項 企 業 債 償 還 金	458,630千円
第3項 投 資	100,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
資 本 的 支 出 合 計	1,067,316千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 68,200	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	431,400			
計	499,600				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議

決を経なければならぬ。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1)職員給与費	(2)交際費	
1	総合医療センター	4,307,057千円	500千円	
2	久木野診療所	10,224		
	合 計	4,317,281	500	

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,646,797千円
2 久木野診療所	3,659
合 計	1,650,456

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	建物	冷温水器	1式
	器械備品	X線C T装置	1式

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

議第18号

令和4年度水俣市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 10,198戸
- (2) 年間総給水量 2,657,565m³
- (3) 1日平均給水量 7,281m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - ア 施設整備事業 82,216千円
 - イ 管路整備事業 96,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		480,517千円
第1項 営業収益		429,179千円
第2項 営業外収益		51,336千円
第3項 特別利益		2千円
支 出		
第1款 水道事業費		402,117千円
第1項 営業費用		376,795千円
第2項 営業外費用		24,320千円
第3項 特別損失		2千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,311千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,531千円、過年度分損益勘定留保資金203,780千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 28,351千円
第1項 企業債 4,500千円
第2項 繰入金 20,627千円
第3項 負担金 803千円
第4項 補助金 2,420千円
第5項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 246,662千円
第1項 建設改良費 189,261千円
第2項 企業債償還金 56,401千円
第3項 予備費 1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	記載の方法	利率	償還の方法
地方公営企業等 災害復旧事業	千円 4,500	証書借入	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と協 定するものによる。 ただし、市財政の都合により据え置き期 間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還 若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 90,995千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、550千円と定める。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

議第19号

令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	357ha
(2) 年間総処理水量	1,537,926m ³
(3) 一日平均処理水量	4,213m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	16,200千円
イ 施設整備事業	421,000千円
ウ 災害復旧事業	1,209千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源にあてるため、企業債2,100千円を借り入れる。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	903,721千円
第1項 営業収益	472,530千円
第2項 営業外収益	431,190千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 公共下水道事業費	903,721千円
第1項 営業費用	871,421千円
第2項 営業外費用	31,299千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額311,362千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,313千円及び当年度分損益勘定留保資金293,049千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	548,282千円
第1項 企業債	214,500千円
第2項 出資金	103,326千円
第3項 負担金	182千円
第4項 補助金	230,274千円

支 出

第1款 資本的支出	859,644千円
第1項 建設改良費	442,648千円
第2項 企業債償還金	415,996千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
牧ノ内雨水ポンプ場（建設・耐震）工事	自 令和5年度 至 令和5年度	217,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	記載の方法	利 率	償還の方法

公共下水道事業	千円 130,200	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	85,200			
地方公営企業等 災害復旧事業	1,200			
合計	216,600			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,952千円

（他会計からの補助金等）

第10条 公共下水道事業会計の経営基盤確立のため、他会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、406,667千円である。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

議第20号

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,924,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第14号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
10	地方交付税	4,896,408	880,746	5,777,154
	1 地方交付税	4,896,408	880,746	5,777,154
12	分担金及び負担金	78,953	△88	78,865

	1 分担金	25,195	△88	25,107
14 国庫支出金		3,560,884	38,325	3,599,209
	1 国庫負担金	2,109,624	12,866	2,122,490
	2 国庫補助金	1,446,555	25,459	1,472,014
15 県支出金		1,464,515	218,659	1,683,174
	1 県負担金	804,504	△2,179	802,325
	2 県補助金	516,106	220,827	736,933
	3 委託金	143,905	11	143,916
16 財産収入		110,357	△219	110,138
	1 財産運用収入	7,587	△219	7,368
17 寄附金		320,002	△3,065	316,937
	1 寄附金	320,002	△3,065	316,937
18 繰入金		797,464	△190,099	607,365
	2 基金繰入金	615,689	△190,099	425,590
19 繰越金		31,258	9,173	40,431
	1 繰越金	31,258	9,173	40,431
20 諸収入		282,942	38,678	321,620
	3 雑入	272,059	38,678	310,737
21 市債		3,919,700	△227,690	3,692,010
	1 市債	3,919,700	△227,690	3,692,010
補正されなかった款に係る額		3,697,208		3,697,208
歳 入 合 計		19,159,691	764,420	19,924,111

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		144,752	△2,929	141,823
	1 議会費	144,752	△2,929	141,823
2 総務費		4,648,931	497,008	5,145,939
	1 総務管理費	4,320,010	495,249	4,815,259
	2 徴税費	171,540	△965	170,575
	3 戸籍住民基本台帳費	83,163	3,100	86,263
	5 統計調査費	9,530	△137	9,393
	6 監査委員費	24,373	△239	24,134
3 民生費		6,560,589	6,980	6,567,569
	1 社会福祉費	3,652,423	△2,779	3,649,644
	2 児童福祉費	2,299,410	5,493	2,304,903
	3 生活保護費	608,756	4,156	612,912
	4 災害救助費	0	110	110
4 衛生費		1,903,612	54,757	1,958,369
	1 保健衛生費	530,020	12,071	542,091
	2 清掃費	819,687	△533	819,154
	4 環境対策費	127,823	△7,024	120,799
	5 病院費	310,000	50,221	360,221
	6 上水道費	114,523	22	114,545

5 農林水産業費		387,374	23,233	410,607
	1 農業費	266,232	△4,695	261,537
	2 林業費	84,940	28,108	113,048
	3 水産業費	36,202	△180	36,022
6 商工費		902,933	205,886	1,108,819
	1 商工費	244,244	△6,592	237,652
	2 総合経済対策費	658,689	212,478	871,167
7 土木費		1,255,552	△18,606	1,236,946
	2 道路橋りょう費	323,852	△1,421	322,431
	3 河川費	33,331	△11,667	21,664
	5 都市計画費	532,536	1,847	534,383
	6 住宅費	362,163	△7,365	354,798
	8 消防費		495,512	2,750
9 教育費	1 消防費	495,512	2,750	498,262
		1,009,833	7,686	1,017,519
	1 教育総務費	185,981	△864	185,117
	2 小学校費	151,120	7,487	158,607
	3 中学校費	107,138	3,600	110,738
	4 社会教育費	275,125	△2,612	272,513
10 災害復旧費	5 保健体育費	290,469	75	290,544
		180,053	△12,345	167,708
	1 農林水産施設災害復旧費	46,575	△10,557	36,018
11 公債費	2 公共土木施設災害復旧費	133,478	△1,788	131,690
		1,655,550	0	1,655,550
	1 公債費	1,655,550	0	1,655,550
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳 出 合 計		19,159,691	764,420	19,924,111

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	電算システム新規開発事業	千円 1,112
		市庁舎建設事業	139,741
	2 戸籍住民基本台帳費	「選ばれる水俣」推進事業（住民手続きのオンライン化）	3,559
5 農林水産業費	1 農業費	一般事務経費（農業委員会費）	536
	2 林業費	市産材利用促進事業	4,558
6 商工費	2 総合経済対策費	（創造）水俣川河口臨海部振興構想事業	475,220
7 土木費	2 道路橋りょう費	市内一円市道維持補修費	17,429
		長寿命化修繕事業	8,353
	5 都市計画費	被災宅地復旧支援事業	6,342
	6 住宅費	耐震改修促進事業	190,994
公営住宅整備事業		36,172	

8	消防費	1 消防費	水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業	2,750
			防災計画関係経費	7,000
9	教育費	2 小学校費	小学校運営事業（教育振興費）	7,200
		3 中学校費	中学校運営事業（教育振興費）	3,600
10	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	16,170
			現年発生単独災害復旧事業（農業施設）	557
			現年発生単独災害復旧事業（林業施設）	10,094
		2 公共土木施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	13,322
過年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	2,757			

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
広報みなまた印刷業務 （市長公室）	自 令和3年度 至 令和4年度	千円 4,081
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 （地域振興課）	自 令和3年度 至 令和4年度	528
集団接種実施に伴う産業廃棄物収集・運搬・処理費 （いきいき健康課）	自 令和3年度 至 令和4年度	53
集団接種駐車場整理業務 （いきいき健康課）	自 令和3年度 至 令和4年度	48
子育て短期支援事業委託料 （福祉課）	自 令和3年度 至 令和4年度	200
ファミリーサポート事業委託料 （福祉課）	自 令和3年度 至 令和4年度	1,097
医療的ケア児保育支援事業委託料 （福祉課）	自 令和3年度 至 令和4年度	16,440
病児保育事業委託料 （福祉課）	自 令和3年度 至 令和4年度	9,128
放課後児童健全育成事業委託料 （福祉課）	自 令和3年度 至 令和4年度	38,515
フロアマット・モップリース料 （水俣病資料館）	自 令和3年度 至 令和4年度	42
久木野ふるさとセンター管理委託料 （農林水産課）	自 令和3年度 至 令和4年度	5,978
学力・知能検査業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 令和3年度 至 令和4年度	1,635
新体力テスト処理業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 令和3年度 至 令和4年度	146
Q-Uアンケート分析業務委託料（小学校） （教育総務課）	自 令和3年度 至 令和4年度	538
学力・知能検査業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 令和3年度 至 令和4年度	1,172
新体力テスト処理業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 令和3年度 至 令和4年度	79
Q-Uアンケート分析業務委託料（中学校） （教育総務課）	自 令和3年度 至 令和4年度	552

水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 令和3年度 至 令和4年度	1,004
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 令和3年度 至 令和4年度	916

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
複合機保守点検委託料 (総務課)	自 令和4年度 至 令和8年度	コピー・印刷枚数 に基づく委託料

3 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
複合機・プリンター複合機賃借料 (総務課)	自 令和4年度 至 令和8年度	千円 10,550	自 令和4年度 至 令和8年度	千円 5,144

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 50,300				千円 50,000			
災害復旧事業	2,398,800				2,397,500			
一般単独(一般)事業	82,600				84,500			
緊急自然災害防止対策事業	26,400				14,800			
過疎対策事業	676,400				699,200			
臨時財政対策債	520,000				280,810			
補正されなかった事業に係る額	165,200				165,200			
計	3,919,700				3,692,010			

議第21号

令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和3年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,992,561千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
---	---	-------	-------	---

3 国庫支出金		1	50	51
	1 国庫補助金	1	50	51
4 県支出金		3,187,948	67,536	3,255,484
	1 県補助金	3,187,948	67,536	3,255,484
6 繰入金		283,578	△2,206	281,372
	1 他会計繰入金	173,052	△1,079	171,973
	2 基金繰入金	110,526	△1,127	109,399
補正されなかった款に係る額		1,455,654		1,455,654
歳入合計		4,927,181	65,380	4,992,561

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		76,691	△2,156	74,535
	1 総務管理費	40,096	△1,937	38,159
	2 徴税費	29,997	△219	29,778
2 保険給付費		2,793,095	23,819	2,816,914
	1 療養諸費	2,463,778	23,819	2,487,597
8 諸支出金		13,628	43,717	57,345
	2 繰出金	10,930	43,717	54,647
補正されなかった款に係る額		2,043,767		2,043,767
歳出合計		4,927,181	65,380	4,992,561

議第22号

令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和3年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,753千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		158,020	△5,753	152,267
	1 一般会計繰入金	158,020	△5,753	152,267
補正されなかった款に係る額		274,186		274,186
歳入合計		432,206	△5,753	426,453

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

1 総務費		431,069	△5,753	425,316
	1 総務管理費	16,909	△126	16,783
	2 徴収費	10,054	△80	9,974
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	404,106	△5,547	398,559
補正されなかった款に係る額		1,137		1,137
歳 出 合 計		432,206	△5,753	426,453

議第23号

令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,918,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 保険料		689,863	467	690,330
	1 介護保険料	689,863	467	690,330
4 国庫支出金		994,600	750	995,350
	1 国庫負担金	631,408	750	632,158
6 県支出金		562,825	△750	562,075
	1 県負担金	534,890	△750	534,140
7 繰入金		600,636	△707	599,929
	1 一般会計繰入金	600,636	△707	599,929
補正されなかった款に係る額		1,070,479		1,070,479
歳 入 合 計		3,918,403	△240	3,918,163

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		73,126	△240	72,886
	1 総務管理費	32,837	△178	32,659
	2 徴収費	9,224	△62	9,162
2 保険給付費		3,583,609	0	3,583,609
	1 介護サービス等諸費	3,278,281	△39,360	3,238,921
	2 介護予防サービス等諸費	124,344	4,827	129,171
	3 その他諸費	2,993	184	3,177
	4 高額介護サービス等費	66,210	12,927	79,137
	6 特定入所者介護サービス等費	111,781	21,422	133,203

補正されなかった款に係る額	261,668		261,668
歳 出 合 計	3,918,403	△240	3,918,163

議第24号

令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 総合医療センター事業収益	7,464,927千円	28,504千円	7,493,431千円
第2項 医 業 外 収 益	361,828千円	28,504千円	390,332千円
第2款 久木野診療所事業収益	5,987千円	2,797千円	8,784千円
第2項 医 業 外 収 益	1,177千円	2,797千円	3,974千円
収 益 的 収 入 合 計	7,470,914千円	31,301千円	7,502,215千円
	支 出		
第1款 総合医療センター事業費用	7,450,970千円	6,000千円	7,456,970千円
第1項 医 業 費 用	7,352,217千円	6,000千円	7,358,217千円
収 益 的 支 出 合 計	7,465,574千円	6,000千円	7,471,574千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額659,727千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額597,090千円」に、「過年度分損益勘定留保資金194,675千円」を「過年度分損益勘定留保資金132,038千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 総合医療センター資本的収入	400,950千円	62,637千円	463,587千円
第5項 繰 入 金	3,780千円	62,637千円	66,417千円
資 本 的 収 入 合 計	400,950千円	62,637千円	463,587千円

（たな卸資産購入限度額）

第4条 予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

病 院 別	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
1 総合医療センター	1,592,558千円	1,598,558千円
合 計	1,596,217	1,602,217

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

議第25号

令和3年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本分括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額213,476千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,814千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,375千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,787千円」に、「当年度分損益勘定留保資金101,205千円」を「当年度分損益勘定留保資金103,131千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	308,237千円	2,200千円	310,437千円
第1項 企業債	112,400千円	2,200千円	114,600千円
第2項 繰入金	9,217千円	0千円	9,217千円
第3項 負担金	1,089千円	0千円	1,089千円
第4項 補助金	80,230千円	0千円	80,230千円
第5項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第6項 出資金	105,300千円	0千円	105,300千円
	支 出		
第1款 資本的支出	521,713千円	4,538千円	526,251千円
第1項 建設改良費	474,150千円	4,538千円	478,688千円
第2項 企業債償還金	46,563千円	0千円	46,563千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。
変更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
地方公営企業等災害復旧事業	千円 112,400	千円 114,600

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

議第26号

令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和3年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)

第2条 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 公共下水道事業収益	894,815千円	0千円	894,815千円
第1項 営業収益	456,370千円	△13,381千円	442,989千円
第2項 営業外収益	438,444千円	13,381千円	451,825千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額311,150千円」を「資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額310,595千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,722千円及び当年度分損益勘定留保資金293,428千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,167千円、過年度分損益勘定留保資金6,252千円及び当年度分損益勘定留保資金287,176千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	540,365千円	5,866千円	546,231千円
第1項 企業債	324,300千円	1,500千円	325,800千円
第2項 出資金	61,615千円	4,236千円	65,851千円
第3項 負担金	225千円	0千円	225千円
第4項 補助金	154,225千円	130千円	154,355千円
	支 出		
第1款 資本的支出	851,515千円	5,311千円	856,826千円
第1項 建設改良費	349,082千円	5,311千円	354,393千円
第2項 企業債償還金	501,433千円	0千円	501,433千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
公共下水道事業	58,400	58,900
過疎対策事業	58,300	58,900
地方公営企業等災害復旧事業	56,100	56,600

(他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第10条中「378,199千円」を「380,415千円」に改める。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

議第27号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,258,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,695,002	120,346	5,815,348
	1 地方交付税	5,695,002	120,346	5,815,348
12 分担金及び負担金		47,421	15,820	63,241
	2 分担金	0	15,820	15,820
13 使用料及び手数料		182,523	0	182,523
	1 使用料	168,373	0	168,373
14 国庫支出金		2,265,631	219,117	2,484,748
	2 国庫補助金	336,790	219,117	555,907
15 県支出金		1,174,603	305,460	1,480,063
	2 県補助金	227,847	305,290	533,137
	3 委託金	129,187	170	129,357
18 繰入金		346,061	35,592	381,653
	2 基金繰入金	339,979	35,592	375,571
20 諸収入		197,347	26,739	224,086
	3 雑入	185,251	26,739	211,990
21 市債		486,600	304,100	790,700
	1 市債	486,600	304,100	790,700
補正されなかった款に係る額		3,835,812		3,835,812
歳 入 合 計		14,231,000	1,027,174	15,258,174

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,063,449	65,976	2,129,425
	1 総務管理費	1,739,891	64,407	1,804,298
	3 戸籍住民基本台帳費	79,096	1,569	80,665
3 民生費		5,620,921	14,602	5,635,523
	1 社会福祉費	3,246,046	14,534	3,260,580
	2 児童福祉費	1,812,605	68	1,812,673
4 衛生費		1,826,243	40,276	1,866,519
	2 清掃費	795,221	10,688	805,909
	4 環境対策費	119,789	29,588	149,377
5 農林水産業費		242,184	227,080	469,264
	1 農業費	162,275	120,220	282,495
	2 林業費	43,106	102,352	145,458
	3 水産業費	36,803	4,508	41,311
6 商工費		173,793	276,412	450,205
	1 商工費	113,169	50,906	164,075
	2 総合経済対策費	60,624	225,506	286,130
7 土木費		853,578	233,503	1,087,081
	2 道路橋りょう費	219,377	196,794	416,171
	3 河川費	3,394	20,700	24,094

	4 港湾費	106	3,000	3,106
	5 都市計画費	484,601	9,009	493,610
	6 住宅費	141,647	4,000	145,647
8 消防費		428,029	4,126	432,155
	1 消防費	428,029	4,126	432,155
9 教育費		920,607	165,199	1,085,806
	1 教育総務費	143,293	19,931	163,224
	4 社会教育費	255,798	6,502	262,300
	5 保健体育費	296,102	138,766	434,868
補正されなかった款に係る額		2,102,196		2,102,196
歳 出 合 計		14,231,000	1,027,174	15,258,174

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
通勤定期代支援補助金 (地域振興課)	自 令和5年度 至 令和9年度	千円 6,000
住居取得支援補助金 (地域振興課)	自 令和5年度 至 令和6年度	1,200
奨学金返還支援補助金 (地域振興課)	自 令和5年度 至 令和9年度	1,500
都市計画マスタープラン策定調査委託 (都市計画課)	自 令和5年度 至 令和6年度	8,228

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等(河川事業)	千円 3,800	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業	16,000			
計	19,800			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業	千円 46,800				千円 57,800			
過疎対策事業	113,100				386,400			
補正されなかった事業に係る額	326,700				326,700			
計	486,600				770,900			

議第28号

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号ア(ア)及びイを次のように改める。

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

第2条第4号ア(ウ)を削る。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、同条に見出しとして「(委任)」を付する。

第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の育児休業の制度改正に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第29号

指定管理者の指定について
水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。
令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称
東部地域振興協議会 会長 網中 良明
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡 利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理者候補の名称
水俣市はぜ振興会 会長 緒方 新一郎
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡 利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理者の名称
水俣市漁業協同組合 代表理事組合長 前田 和昭
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第32号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人 水俣・津奈木シルバー人材センター
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
一般社団法人みなすまいる 代表理事 巖村 幸菜
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（南部館）
- 2 指定管理候補者の名称
サンビレッジみなまたスポーツクラブ 代表者 会長 田淵 倉八

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

湯の鶴観光物産館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の鶴観光物産館
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社水俣kenkichi
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第37号

指定管理者の指定について

Shop&Cafeミナマータの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
Shop & Cafe ミナマータ
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

Shop & Cafe ミナマータの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

みなまた木のおもちゃ館きらの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月3日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた木のおもちゃ館きらら
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

みなまた木のおもちゃ館きらの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 令和4年第2回水俣市議会臨時会の開会にあたり、提案理由の説明に先立ちまして、令和4年度の施政方針について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

4年前、市政の変革と改革を市民の皆様にお約束し、市長の職をお預かりいたしました。

地域経済を元気にするとともに、あらゆる閉塞感を打破してほしい。そのような市民の皆様の声を背に、市政運営に臨んでまいりました。

振り返りますと、市の将来を見据えながら、長年山積していた課題を一つ一つ確実に解消して

いくことに注力した4年間でありました。

人命にかかわるものの、長年先送りされてきた事業への着手。長年抜本的な改善措置が取られてこなかった市の財政の立て直し。

市政を引き継いだ1年目はマイナスからのスタートであり、逆境と苦悩の毎日であったことを、鮮明に覚えています。

本市最大の課題は、申し上げるまでもなく、人口の減少と高齢化の進行です。

本市の人口は、60年程前のピーク時から半減し、2万4,000人を切り、一方で65歳以上の高齢者は40%を超え、全国平均より約12ポイント高くなっています。

今後、人口減少とともに高齢化が進み、市として経済規模が縮小していくことが想定される中、高齢者が健康でいきいきと生活するための支援は、ますます重要になります。

しかし、これを支える現役・若年層に過度な負担を求めようとすると、現役・若年層の市外への流出が懸念され、地域コミュニティ、地域経済、市の財政の維持が困難になります。

この最大の課題を見据えたとき、「あらゆる世代の方々が水俣に暮らし続け、経済基盤を確かなものとしながら、厳しい社会情勢の中で水俣が生き残っていくために何をすべきか、何ができるのか。」このことを念頭に、私はこれまでの4年間、市政運営にまい進してまいりました。

先の市長選挙においては、環境や医療、福祉施策を軽んじているなどと、あらぬ批判を受けました。

我々行政は、市民の皆様からお預かりした貴重な財源を、将来を見据えながら、市民生活の向上と市政発展に向けて運営していく責務があります。

貴重な財源を最大限、効果的、効率的に使うためには、事業の選択と集中は必須となります。

しかしながら、福祉も環境も、教育も医療も、経済も観光も、同じように、幅広く政策を進めてまいりました。

子育て世代の支援として、水俣市独自の「小中学校の給食費助成」をスタートするとともに、「子ども医療費の無償化」や「インフルエンザ予防接種費全額助成」の対象を18歳まで引き上げました。

75歳以上の高齢者、障がい者の方々の生活向上を目指した「みなくるバス無償化」や、これまで放置されてきた「光回線未整備地区への回線整備」については、任期の4年間をかけて実現するに至っております。

医療施策としては、医療センターの各診療科の先生方をはじめ、職員の皆様方の御尽力により、最先端の機器導入や全国のモデルケースとなり得る遠隔診療の実証などを進め、地域医療基盤の整備を進めています。今後も、市民の皆様々に安心を提供できる、医療の環境を整えてまいります。

福祉施策に関する予算も、当然のことながら市議会の議決を経たうえで増額しており、「保育料の保護者負担軽減」や「介護保険施設の改修整備」をはじめ、住民福祉の向上を図るさまざまな施策を展開してまいりました。

産業施策では、雇用創出と企業の体力向上を目指し、支援制度の創設や企業支援の拠点づくりを行うことで、創業や企業の誘致に一定の成果を挙げてきました。

特に、世界的な環境問題の解決に寄与する技術を持った企業が水俣に複数進出したことは、本市の環境施策を前進させる大きな足がかりになると確信しております。

観光施策では、内容について十分な検討がなされないまま計画が進められてきた新物産館について、就任早々にゼロベースで見直しを行い、結果として数億円単位の事業費を圧縮しながらも、より魅力があり戦略的に人を呼び込めるような施設として、まもなくグランドオープンいたします。

令和2年から急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、地域経済に及ぼす影響が、当初の想像を超えて大変深刻なものとなりました。水俣の経済を一步も後退させてはならないという確固たる信念をもって、今なお、ちゅうちょなく対策に臨んでいるところです。

これまで進めてきた全ての施策は「あらゆる世代の方々に、誇りを持って水俣に住み、暮らし続けていただく」という明確な目的に帰結します。「市民の血税を一滴も無駄にしてはならない」、「子どもたちの未来に希望ある水俣を残したい」、その一心で、財政健全化を進めつつ、制度の創設や体制の見直しなど、ゼロ予算でできるものはすぐに実施しながら、各分野の施策を効果的に結び付け、「人口減少と高齢化の進行」という難題を解決すべく、大局的見地に立った市政運営を行ってまいりました。

大局を見失い、個別の助成金制度などの改廃や予算額の大小だけをもって、その分野の進退を評価することは、あまりにも稚拙と言わざるを得ません。

対案を出すこともなく、財源を示すこともなく、ただ批判し主張することが、いかに市民を不安にさせるのか、ということを経験で一つ学ばせていただきました。

4年間、逆境と苦難の市政運営の中で、市職員をはじめ、御支援をいただいた市民の皆様、市議会議員の皆様には、大きなお力をいただきました。

この場をお借りして、御礼申し上げます。

2期目の4年間につきましては、足腰の強い水俣市を目指すため、財政健全化の取り組みを継続しつつ、本市最大の課題である人口減少と高齢化を見据えた、持続可能な水俣市の基礎作りを進めてまいりたいと考えます。つまり、人口減少と高齢化のもとでも、水俣の社会と経済が持続するための土台を築いてまいります。

昨年末に開催した市政報告会において、希望ある水俣を築くにあたっての主なビジョンとし

て、次の3つのビジョンを御紹介いたしました。

1つ目のビジョンは「外貨を稼ぐ水俣市」という考え方です。

地場企業の多くが市内を市場として増収増益を達成しようとするれば、人口減少下では小さな市場で利益を取り合うことになり、おのずと限界があります。

また、これまで、学校を卒業して市外に就職したり、転勤により市外に勤めが決まった方の多くが、水俣市から引っ越して、生活の拠点を市外に移されてきました。

当然、その人たちの働いて得た所得は市外で消費されており、総体的に見れば、働く人の所得も企業の売り上げも失ったこととなります。

この4年間は、コロナ禍という逆境の中でありながらも、商工業や観光業、農林水産業の経営基盤の強化に向けた支援を、次々と実施してまいりました。

企業の皆様からは、働く人材が不足して困っているという声もお聞きし、まだまだ、取り組むべき課題は残されていると強く認識しています。

このような中ではありますが、水俣市の経済を成長させるためには、新しい発想も必要です。

これまでの支援に加え、従来の産業や雇用の確保も大切にしながら、所得を市内だけでなく市外でも稼ぎ、企業として体力を蓄えていただきながら、市外で得た収益を市内に持ち帰っていただくといった機運を醸成してまいります。

市外で稼ぐ人を水俣に呼び込むことも、市外の需要を取り込み、本市経済を成長に導く「外貨を稼ぐ水俣市」を目指します。

水俣市は九州新幹線や南九州西回り自動車道など、恵まれた交通インフラという強みがあります。

この強みを生かし、市外で稼いでいる人に水俣に転入してもらうとともに、市内企業が水俣市内に拠点を置きながら、市外に仕事を取りに行き、市外から獲得する所得を増やすことができれば、水俣市の経済成長に繋がります。獲得した所得が市内で消費され、市内の事業者の売り上げになれば、次の成長につながり、好循環が生まれることとなります。

これを「外貨を稼ぐ」と表現し、水俣市に転入していただく個人と、水俣市に軸足を置きながら外貨を稼ぐために新たな挑戦をする企業の方々に対して、できる限りの後押しをしてまいりたいと考えます。

2つ目のビジョンは「選ばれる水俣市」という考え方です。

人口流出を抑制するためには、まずは市外からの移住定住者、企業、何より今お住いの皆様に、ここ水俣市にいることを「選んで」いただく必要があります。

これまで、子育て世代支援や高齢者向け施策など、市民福祉の向上に資する施策を充実させるとともに、小中学校へのエアコン設置や学校ICTの推進も含めた教育環境の整備など、ここ水

候に住み続けていただけるような施策を展開してまいりました。

これまでの施策とともに、豊かな自然など、水俣市が持つ資源をはじめ、新たに実現した情報通信インフラを最大限に生かしながら、生活やビジネスの拠点として「選ばれる水俣市」を目指し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

3つ目のビジョンは、「活力生まれる水俣市」という考え方です。

生活やビジネスの拠点として選ばれるという観点に加えて、第3のビジョンでは、市外からの来訪者や旅行者から見て、魅力のあるまちを目指します。人が集まる場所には、活力が生まれます。ものが集まり、経済が回ります。そこからまた活力が生まれ、ここに住んで良かったという喜びが生まれます。

これまで、本市の強みである優れたスポーツと観光の拠点「エコパーク水俣」を最大限に活用しながら、人が集まり、活力が生み出されるような施策を実施してまいりました。

先に申し上げたとおり、新物産館や木のおもちゃ館も、まもなく整備が終わり、バラ園も含め、エコパークは外から人が流れ込むスポーツの拠点と観光の拠点となります。

全国大会レベルの開催が可能となるテニスコートの整備完了とともに、スポーツコミッションを立ち上げ、大規模なスポーツ大会や合宿を誘致していく体制を整えました。

誘致が実現すれば、宿泊、飲食、買い物など水俣に滞在する選手や関係者がもたらす経済への影響は大きく、生産者や事業者の活力に繋がることは間違いありません。

加えて、大規模大会誘致により子どもたちが普段水俣では目にするのでできない、レベルの高い大会も観戦できるようになり、自分の目で、生で見ることができるといった喜びとともに、スポーツにおける向上心を育み、親子で夢を描けるような環境も生まれます。

これまで進めてきた日本体育大学との連携やスポーツキッズサポーター制度が受け皿となり、水俣に誇りを感じ、夢に向かって生き生きと頑張る子どもたちを育てていきます。

このような好循環により経済が潤い、市民の皆様幸せを実感していただける、「活力生まれる水俣市」を目指してまいります。

市民の皆様生活を第一とし、自治体として生き残っていくためには、経済・社会・環境それぞれの側面であらゆることを改革しながら挑戦していかなければなりません。

市長2期目の初年度である令和4年度も、代表例としてお示しした3つのビジョンを始め、総合計画の各分野における主要事業を着実に実施することで、市民の皆様希望を持っていただけるよう全力で取り組んでまいります。

ここで、令和4年度の市政運営に係る基本方針を述べさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応については、市民の皆様安心していただけるコロナワクチンの迅速な接種体制を整えるとともに、これまでと同様、影響を受けている市民の生活

や地域の経済活動を支える事業、ウィズコロナ、そしてアフターコロナを見据えた事業を実施してまいります。

そのうえで、令和4年度は、総合計画とSDGs未来都市計画の基本的な方針を踏まえながら、水俣の社会と経済を将来にわたって持続可能なものとするために、各種事業の再構築、優先順位の選択等を行い、財源の重点的・効率的な配分に努めるとともに、身の丈にあった施策展開を図ることとします。

重要課題である財政健全化に向けては、歳出構造の抜本的な改革を推進しながら、歳入面では、国や県の新たな補助金・交付金の活用、ふるさと納税を増額していくための工夫など、さまざまな角度から財源獲得を図ってまいります。

また、事業の実施にあたり、市民生活に密着したものについては、緊急性、重要性などを勘案して事業の優先順位付けを行い、その中でも特に、人命に関わるものを、優先的に実施することとします。

次に、重要プロジェクトとして、市の持続性を確保するために人口減少、高齢化という社会環境へ適応するための取り組みを進めてまいります。

特に、3つのビジョンを実現させるための事業を実施します。

第1に、新幹線や南九州西回り自動車道といった恵まれた交通インフラを生かして外貨を得るための「外貨を稼ぐ水俣」推進事業。

第2に、水俣に住み、水俣に住んでよかったと思っただけのような水俣にする「選ばれる水俣」推進事業。

そして、第3に、優れたスポーツ資源を活用しながら、人が集い、経済が回り、地域に活力を生み出す「活力生まれる水俣」推進事業です。

それでは、以下、令和4年度における3つのビジョンに関する事業や取り組みについて、順次申し上げます。

まず、3つのビジョンのうち、「外貨を稼ぐ水俣市」の実現に向けた取り組みについて申し上げます。

市外で稼いでいる人に水俣へ転入してもらうとともに、市内の企業が市外に仕事を取りに行くことで、市外の所得を獲得するという新たな視点のもと、事業を実施してまいります。

まず、これから水俣市に移り住んでいただく「人」への支援として、若者・子育て世代を中心としたUターン者等に対する新幹線等の通勤定期代の補助金や、新築住宅への補助金、「お試し滞在補助金」等新たな支援制度を創設します。

さらに、これらのターゲット層へ効果的に水俣の魅力をアピールする動画や広告コンテンツを作成し、ウェブメディアを含むさまざまな媒体で本市の魅力を発信し、水俣への転入を促進して

まいります。

また、企業向けの支援として、「市場開拓チャレンジ支援補助金」を創設します。

これは、市内事業所の皆様が市外へ営業所や支店等を出される際に事務所開設等の資金補助を行うものであり、活動の場を市外へも積極的に広げていただくことにより、市内への所得の流入を促進し、市内経済の活性化を目指します。

次に、「選ばれる水俣市」の実現に向けた取り組みについて申し上げます。

本市の課題の一つである人口減少を抑制するために、まずは、市外からの移住定住者、企業、そして市民の皆様にこの水俣市を「選んで」いただく必要があります。

今年1月に市内全域にインターネット光回線が行き渡りました。デジタル化によって市民の生活がより便利になることはもちろんですが、産業・教育・医療・福祉の分野においては、さらに効果的に活用されるものと考えます。デジタル化による生活の向上は、ウィズコロナ、アフターコロナの新たな働き方の提案や、事業の創出が期待されます。

そこで、令和4年度は内閣府による「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等を活用し、行政事務のオンライン化や、水俣市公式LINEの活用による情報発信事業を実施します。

オンライン申請の導入により、市民の皆さんには、マイナンバーカードを使って御自分のパソコンやスマートフォンから、住民票や印鑑証明書などの各種証明書等を申請できるようになり、休日や閉庁時間帯でも手続きが可能となります。あわせて高齢者がスマートフォンを気軽に使えるための取り組みも実施します。

また、公式LINEでは、ホームページと連動しながら、新型コロナウイルス感染症に関する新しい情報や防災情報などを、タイムリーに皆様のスマートフォンへお届けできるようになります。

地域公共交通については、高齢者等の積極的な社会参加及び健康増進を図っていくため、昨年9月に開始しました75歳以上の高齢者や障がいがある方への「みなくるバスの運賃無償化」を継続しつつ、持続可能な公共交通の維持を目指し、ICTを活用したオンデマンド乗合タクシーの導入に関する実証実験を実施しながら、バス路線等の再編に取り組んでまいります。

医療センターでは、本年4月にICT医療推進センターを設立します。ICTを活用したオンライン診療の推進により、いつでも、どこでも充実した医療を受けることができ、災害時における遠隔医療の体制とあわせて、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる水俣市」、「選ばれる水俣市」に繋げてまいります。

次に、「活力生まれる水俣市」の実現に向けた取り組みについて申し上げます。

さまざまなスポーツ施策を軸として、「活力生まれる水俣市」を目指すために、昨年12月にスポーツを通じた地域活性化を図る官民一体の組織として「スポーツコミッションみなまた」を設

立いたしました。

「スポーツコミッションみなまた」では、地域スポーツ団体との交流等によるスポーツ振興はもとより、本市の優れたスポーツ資源である「エコパーク水俣」を中心に、スポーツ大会や合宿を誘致することで、交流人口の増加を図り、市内での宿泊、飲食、買い物を促進し、市内に経済効果を波及させてまいります。

観光面では、昨年から、広域的な交流拠点として再整備を進めてまいりました「道の駅みなまた」が、いよいよ4月23日にグランドオープンを迎えます。

水俣の旬に出会える「Shop & Cafe ミナマータ」や、子どもたちが気候や天候に左右されず木の温もりを感じながら遊ぶことができる「みなまた木のおもちゃ館きらら」、本市の観光情報を発信しつつ、「日本一」を目指した快適なトイレと休憩スペースを提供する「インフォメーションセンター」など、交流人口の増加を加速化させる施設になることは間違いありません。

この生まれ変わった「道の駅みなまた」をにぎわいづくりの拠点として、都市部からの誘客と域内観光情報の発信を両輪として運営することで、湯の児・湯の鶴地区をはじめとする市内への周遊を促します。

また、「道の駅みなまた」のグランドオープンは、農林水産業の振興においても非常に重要な役割を果たすものと期待しております。

「道の駅みなまた」「Shop & Cafe ミナマータ」では、地元農産物であるアマナツ・不知火やサラダタマネギ、お茶などの基幹作物に加え、大秋柿、和紅茶などの高単価作物や、「恋路カキ」をはじめ、地元漁師が水揚げした魚や水産加工品等、旬のものを充実させ、農林水産物の6次産業化に向けた取り組みを積極的に推進し、「稼げる農業」、「稼げる漁業」に取り組んでまいります。

ただいま申し上げました3つのビジョンの推進に加え、令和4年度の主な事業や取り組みについて、各分野に沿って、順に申し上げます。

まず、「産業分野」について申し上げます。

地場企業の振興について、令和3年度に企業支援を集中して行うための拠点として整備しました「企業支援センター」は、4月の開設以降、事業者の皆様からの各種相談対応やセミナーの開催等を行ってまいりました。

相談対応として、国や県、市が実施しております補助金や各種認定事業等への申請に関する支援、雇用や事業所設置に関する御相談のほか、昨年度から続いております新型コロナウイルス感染症に関する補助金や認証等への申請支援など、昨年末時点で550件以上の御相談に対応しております。

また、商工会議所と連携し、人材育成セミナーや月に1度の専門家相談会を実施し、市内事業者の皆様の事業継続や新規事業の展開に関し、お手伝いさせていただいているところです。

令和4年度は、旧深川小学校の深川生涯学習センターを企業支援センターの深川分室と位置づけ、主にインキュベーション施設として、市外企業のサテライトオフィスとしての利用も含め、さらに多くの企業の皆様に御活用いただきたいと考えます。

創業支援については、創業する際の資金面の支援制度となる創業支援補助金制度の創設や融資制度、利子補給制度も整備し、潜在的創業希望者の掘り起こしと、創業意欲の醸成をはかった結果、平成30年度から令和2年度までに16件の創業がっております。

令和4年度も、水俣商工会議所や金融機関などの関係機関と連携しながら、創設した制度を十分活用し、引き続き創業にチャレンジしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

観光についてですが、湯の児地区は、恵まれた温泉、不知火海を望む景勝、内海で穏やかな海水浴場など、さまざまな観光素材を有しています。

美しく透き通った水俣の海を市外・県外に積極的に発信しながら、近年、人気が高まっているSUPやダイビングなどのマリナクティビティを推進してまいりました。現在、地元市民の有志によるNPO法人が中心となり、水俣の海の魅力を発信する取り組みを始めており、市もしっかりと支援してまいります。

一方、湯の鶴地区では、良質な温泉はもとより、登山・トレッキングなどが楽しめる緑豊かな自然環境を有しております。

この湯の鶴温泉を、心と体をリフレッシュできる場所として、現在、湯の児温泉とあわせて環境省が指定する「国民保養温泉地」の再指定を目指しており、この再指定を契機に本市の恵まれた観光資源をさらに磨き上げてまいります。

農業については、担い手の育成・確保を推進するため、農業後継者に対する経営継承発展の取り組みを行うとともに、新規就農者に対しては資金面や経営発展の支援を行いながら、新たに果樹栽培を希望する方に対しては、経営開始に必要な樹園地を、市が離農者等から一時的に引き受け、新規就農者等へ集約していく受け入れ態勢づくりを進めてまいります。

また、安定した農産物を供給するには、中山間地の有害鳥獣の対応が急務となります。農作物の被害対策については、引き続き予算を増額して、侵入防止に対応する電柵わな等の購入費用に対して支援を行ってまいります。

さらに、令和3年度から森林被害対策について、熊本県の支援を受けながら、シカ捕獲体制づくりの確立やICTを活用したシカの捕獲・被害防護の技術の習得に努めており、令和4年度はこれらの取り組みをモデル地区にて実施してまいります。

林業については、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づく「水俣地域森林管理

システム推進協議会」を設立し、森林所有者の管理に関する意向を把握するとともに、市内林業事業体と連携して除伐や間伐など適正な管理を行うことにより林業の技術的発展及び森林の有する多面的機能を維持してまいります。

水産業については、「恋路カキ」のブランド化の確立や「水俣漁師市」による漁業所得の向上を図るとともに、グランドオープンする「道の駅みなまた」での海産物販売を視野に入れた水産加工品開発販売等の支援を継続してまいります。

また、漁場再生のための稚魚の放流、海底耕うん、アカモク、ヒジキ等の藻場健全化に向けた事業など、漁場整備についても支援を行ってまいります。

次に「教育・文化分野」について申し上げます。

学校教育については、次世代の水俣を担う人材を育成するため、学校、家庭及び地域と連携し、心豊かで、たくましい子どもたちの育成に努めてまいります。

「子どもたちに学力をつけてほしい」という保護者の皆様の切なる願いに応えるべく、教育長を先頭として、教育委員会の主導により、教職員の資質向上、そして児童生徒の学力向上を重点的に取り組んでいくこととします。

児童生徒の学力向上に向けては、令和3年度に導入した児童生徒1人1台タブレット端末の学習支援ソフトなどICTを活用し、授業と家庭学習の充実に取り組むなど、個に応じた指導の充実を図ってまいります。

一方で、不登校など、児童生徒の抱えるさまざまな課題に対しては、これまでと同様にスクールソーシャルワーカー等と連携し、学校や保護者からの相談を受けるとともに、「子ども家庭総合支援拠点」や関係機関と協働して、課題解決に努めてまいります。

このような取り組みを通して、児童生徒が「水俣で学んでよかった」といえるような学校づくりに努めてまいります。

市内唯一の高校である、水俣高校への支援については、同校のニーズを踏まえ、引き続き、水俣環境アカデミアを中心に、国内外の名門大学との交流を行う「高大連携未来塾」や地場企業と取り組む「産学官連携事業」などを実施します。

これらにより、さまざまな学習機会を創出し、水俣高校ならではの特色ある取り組みを後押しすることにより、高校生が自分の夢を実現できるように支援してまいります。

また、持続可能な地域社会を担う人材育成については、高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点施設である水俣環境アカデミアが持つ大学や研究機関等とのネットワークを生かし、シンポジウムや市民公開講座など、新たな学習機会を創出してまいります。

さらに、学校が就職を希望する学生に、魅力ある地場企業を紹介する「仕事発見塾」の開催についても、引き続き支援してまいります。

多文化共生社会の推進については、新型コロナ終息後、さまざまな国からの外国人が増加することを踏まえ、引き続き、国際交流員による市民向け講座等を実施し、市民が外国人や外国の文化に触れる機会をつくります。

令和3年度は、熊本県の事業である「やさしい日本語教室」を実施し、市内在住の外国人向けの日本語教室ボランティアの育成を行っており、令和4年度は、本市の国際交流員を中心に、水俣市国際交流協会等とも連携して本事業を実施してまいります。

文化の振興については、市内に現存する歴史文化遺産の保存・活用を推進していくため、現在、文化庁の「文化財保存活用地域計画」の認定に向け、取り組んでいるところです。本計画により、今後の文化財保護の取り組みの方向性を明確にするとともに、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されるよう努めてまいります。特に、徳富蘇峰・蘆花関連の歴史的施設等の保存・活用については、観光振興や地域振興も視野にいれ、水俣のブランド力向上に活かしてまいります。

また、令和2年度から熊本県より委託を受けて行っております久木野の山上遺跡の発掘調査につきましても、令和4年度まで実施する予定です。これまでの調査で、多くの石器や土器片など3,000点以上が出土し、水俣の縄文時代の生活の一端を示す貴重な調査成果が得られております。今後も現地説明会や発掘品の展示等により、その成果を市民の皆様へお知らせしながら、水俣の歴史解明及び文化財保存に努めてまいります。

スポーツで子どもたちが夢を描ける環境を創出するためのスポーツキッズサポーター基金事業は、今年で4年目を迎えます。

令和3年2月1日時点で延べ240件、約800万円の御寄附をいただき、延べ250人の子どもたちを支援することができました。

子どもたちには、スポーツを通じて水俣の未来を担う人材に育ててもらいたいという願いとともに、地域に支えていただいていることへの感謝の気持ちを育くみ、将来、郷土愛を持って水俣に戻り、優秀な人材として市内企業を盛り立てていただければと思っております。

これまで御協力いただいた企業の皆様に、この場をお借りし、お礼を申し上げますとともに、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。

SUPを活用した地域活性化については、2年間延期になっております全日本選手権大会や地元イベント等を開催することで、水俣の美しい海を全国に発信するとともに、ダイビングやカヌーなどのマリンスポーツの機会を提供し、水俣に観光客を誘致することにより、地域の経済やスポーツの活性化につなげてまいります。

また、今年の9月17日、18日、2日間にわたり、第77回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会が開催されます。

水保・葦北地域としては11年ぶりとなり、また、新型コロナウイルス感染症の影響のため3年ぶりの県体開催となります。参加される全ての方々が最高のパフォーマンスが発揮できるよう準備を進めてまいります。

ここからは「保健・医療・福祉分野」について申し上げます。

子育て支援について、18歳までの児童を対象とする、子ども医療費の助成については、令和2年度から開始し、多くの子育て世帯の皆様に喜んでいただいております。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、第3子以降の子どもの副食費や、小中学生の給食費についての助成も継続してまいります。

子育ての充実として、令和3年4月から設置した「子ども家庭総合支援拠点」の機能を活用し、同年3月にいきいき健康課に設置した「子育て世代包括支援センター」及び福祉課の「子ども家庭相談室」、こどもセンターの「地域子育て支援拠点」と緊密な連携を行い、すべての児童及び子育て家庭への相談支援をさらに強化してまいります。

また、DV等の相談しやすい環境作りとして令和3年4月から福祉課に設置しました「配偶者暴力相談支援センター及び性暴力相談支援センター」についても、先の「子ども家庭相談室」と一体的に「よりそいサポートセンター」と呼称して広報活動を積極的に行い、市民への周知を徹底し、体制の強化として、経験豊かな相談員等を継続的に配置し、担当職員のスキルアップを図り、市民がいつでもどこでも相談しやすい環境づくりに努めます。

さらに、昨年12月からは、新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待等のリスクを軽減するため、「要支援児童への見守り体制強化事業」の業務委託を行いました。家庭訪問による児童の安否確認や社会との孤立防止、育児に関する相談や食事の提供、学習・生活指導等の支援を行ってまいります。

健康づくりについては、健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症、重症化予防を課題と捉え、市民一人一人に合わせた保健指導・栄養指導を行ってまいります。

重点課題の一つである糖尿病については、医療機関と緊密に連携を図りながら保健指導を行ってまいります。

また各種がん検診の受診率向上に向け、受診の必要性について周知を徹底するとともに、対象の年齢の方への無料検診を継続します。

障がい者福祉については、児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」等の障がい児通所支援により、療育が必要な子どもたちに対して、早期に福祉サービスを提供し、必要な生活能力の獲得を図り、子どもたちの社会生活への適応を促進します。

また、障がい者虐待防止センターの体制を整備して、広報周知による通報や相談対応等の強化を図るとともに、障がい者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢化率の上昇が進行するなかで、介護の重度化や認知症高齢者の増加が懸念されます。そのため、介護予防事業をさらに充実させ、地域にある資源を最大限活用し、介護状態になることを防ぎ、健康寿命を延ばしていただく取り組みに力を注いでいきます。

また、たとえ認知症になっても住み慣れた土地で生活し続けることができるよう、関係機関とのネットワークの強化を進めてまいります。

また、社会福祉協議会に配置しております「生活支援コーディネーター」は、各自治会が取り組まれている力強い地域活動を後押しさせていただいており、地域で支えあう力である「ふるさと力」をさらに強化し、それぞれの生活課題の解決をお手伝いするとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる水俣を、市民の皆様とともに実現してまいります。

養護老人ホーム恵愛園では、新たな夜間体制加算及び民間施設給与費等改善費を適用し、夜間の勤務体制を充実することといたしました。これにより、入所者一人一人の心身の状態にあわせた適切なサービスを充実させてまいります。

総合医療センターでは、令和4年度において、市の補助金や繰出金を活用して、オンライン診療の更なる推進、最新のX線CT装置などの高度な医療機器の導入を行います。

現在、医療・福祉産業は、本市における産業別付加価値額の2割を稼ぐ基幹産業であり、市民だけでなく市外の方にも医療・福祉サービスを提供することで、多くの外貨を稼いでいます。

ICT化や機器購入により、医療サービスの質が向上するとともに、更なる外貨の獲得も期待できます。

ここからは「環境分野」について申し上げます。

マイクロプラスチックによる海洋汚染は、地球規模の課題となっております。

この課題を解決する事業を展開する市内事業者と、昨年12月、新たに「環境に配慮した工場等の立地に関する協定」を締結しました。

この事業者は、新規事業として、環境負荷の少ないプラスチック代替素材の製造を本市において実施し、この素材を活用した生ごみ袋の実証試験の実施を予定しており、今後の本格稼働に大きな期待をしております。

「水銀に関する水俣条約」に関する取り組みとして、使用電力を抑制し環境負荷を軽減すべく、照明のLED化を推進しており、令和4年度は水俣病総合対策施設整備費補助金を活用し、市内の小学校体育館や総合体育館等の大型施設の水銀灯のLED化に着手いたします。

水俣病資料館においては、水俣病関係の資料の収集、整理を進め、収蔵資料の良好な保存状態を維持してまいります。

また、語り部講話及び水俣病に関する情報発信に取り組み、水俣病が発生した背景、これまで歩んできた歴史、環境と地域社会の再生への取り組みなど、水俣病の正しい理解と教訓を伝える

取り組みを引き続き推進してまいります。

令和4年度は、隣接する熊本県環境センターの電気設備が設置から約30年を迎える中で、不具合が生じ、今回更新されることから、本館でも同時期に設置された設備の更新を予定しております。

「水俣病犠牲者慰霊式」に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度、令和3年度と2年続けて中止となりました。令和4年度も、水俣病犠牲者慰霊式実行委員会の決定に沿って、対応してまいります。

ここからは「生活基盤分野」について申し上げます。

人口減少抑制策としての移住定住施策については、先ほど申し上げましたUターン者等に対するさまざまな支援策に加え、新年度からは水俣エコハウスを、移住前の「お試し住宅」として活用し、移住希望者や農業研修等で訪れる方々に利用してもらうことで、一人でも多くの方々に水俣へ移住していただけるよう、取り組みを進めてまいります。

空き家対策については、「空き家バンク」制度の周知を継続しつつ、宅建協会や建築士会の皆様に御協力をいただきながら、空き家等の登録を進め、移住希望者の受け入れ体制へと繋げてまいります。

次に、防災行政について申し上げます。

災害から生命を守るためには、「自分の命は自分で守る」という基本的な考え方のもと、市民の皆様のさらなる防災意識の向上と、災害への備えが必要となります。

そのためにも、令和4年度は、新庁舎を防災拠点と位置づけ、さまざまな自然災害に対応できるような体制づくりを行っていくとともに、市防災行政無線や市のホームページ、熊本県防災情報メールサービス等に加え、公式ラインアプリを導入して、迅速で確実な防災情報の周知を図ってまいります。

地域においては、コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、各地区の自主防災組織の活動を支援し、地域住民みんなでつくる、地区防災計画の策定の支援を進め、危険な場所に誰一人取り残さないという考えのもと、防災体制の強化を推進してまいります。

福祉避難所については、昨年、2つの社会福祉法人と協定を結び、一般の避難所で避難生活を送ることが難しい、支援が必要な方々に対する避難所を設置いたしました。

これにより、要配慮者の方々が通い慣れた施設等で安心して避難生活を送ることができるようになりました。今後も、より多くの要配慮者が福祉避難所に避難することができるよう、社会福祉法人等との連携を進めてまいります。

消防団については、安全装備品の整備や、計画的な消防団車両の更新等を行い、機動力を維持してまいります。

また、火災のみならず、大規模化する災害等に対応していく団員の活動を考慮し、報酬について、階級に応じた大幅な引き上げを行い、処遇改善を図ることで、団員の士気向上や団員数の確保に繋げてまいります。

次に交通基盤の整備について申し上げます。

令和4年度も引き続き、現在進めております「南九州西回り自動車道袋インターチェンジ（仮称）」のアクセス道路となる「袋インター線」の用地取得と「野川・袋線」の工事を行ってまいります。

また、市民生活に欠かすことのできない市内の道路については、有効性と効果を見極めながら、計画的に補修等を実施します。橋梁については、幸橋を含め橋梁等の長寿命化に向けた事業評価や橋梁点検・修繕等を行いながら、通行の安全確保に努めてまいります。

次に水道事業及び下水道事業について申し上げます。

まず、水道事業では、総合医療センター、市役所等の重要給水施設へ配水する管路の耐震化を推進しており、令和4年度は、前年度新設した耐震管から総合医療センター、総合体育館へ接続する工事を行ってまいります。

次に、下水道事業においては、施設の耐震化及び更新を進めているところであり、牧ノ内雨水ポンプ場については、令和2年度から令和5年度までの期間、浄化センターについては、令和4年度から令和8年度までの期間で整備を行うこととします。

また、近年では予測困難な豪雨が多発している状況を受け、雨水対策が喫緊の課題となっており、今後効果的な施設整備を行うため、令和3年度から雨水管理の総合計画策定を進め、浸水被害の軽減を図ることとします。

次に「水俣市都市計画マスタープラン」について申し上げます。

水俣市都市計画マスタープランについては、策定した平成14年以降、九州新幹線新水俣駅や、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジができるなど、交通インフラの状況が大きく変わるとともに、人口も7,800人程度減少しています。

身の丈に応じた都市基盤を整備するため、水俣市のランドデザインである都市計画マスタープランについて、令和4年度から3年間をかけ、地元との合意形成を図りながら、新たに策定してまいります。

最後に「行政経営分野」について申し上げます。

まず、財政について、本市は過去において、身の丈を超えた歳出予算執行を続けてきた結果、財政調整基金が急激に減少するなど、非常に逼迫した財政状況に追い込まれましたが、市民の皆様様の御協力をいただき、最悪の事態に陥ることを免れ、財政状況を上向きに修正することができたところです。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進展による人口減少が進む中、将来にわたって、持続可能な行財政運営を確立させるために、今後も、財政健全化に向けた、努力を続けなければなりません。

一方で、歳入を増やし、自主財源を高めていくことも極めて重要であり、本市の未来に発展の種をまく積極的な施策を、財政健全化に向けた取り組みと両輪で進めてまいります。

自主財源の確保にあたっては、ふるさと納税における寄附額の拡大にも注力してまいります。

生産者の皆様の御協力を得て返礼品を拡充するとともに、令和2年度から、使用する「公式サイト」の拡大や返礼品のプロモーション等を戦略的に行うことで、令和4年1月末時点で、約2億4,600万円の寄附をいただき、令和元年度と比較して4倍以上に寄附実績を伸ばすことができました。今後も、自主財源の確保を図るとともに、寄附者の強い思いに応えられる施策を講じてまいります。

以上、これからの市政運営及び令和4年度の事業や取り組みについて、その一端を述べてまいりました。

未来に希望のある水俣を残すために、市民の皆様から負託され、2期目も全力を尽くしてまいります。

結びに、市民の皆様、市議会の皆様の市政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたしまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（牧下恭之君） この際15分間休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時7分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号令和3年度水俣市一般会計補正予算第13号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億6,876万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ191億5,969万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、非課税世帯等臨時特別給付金事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第2号水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市への移住定住を推進するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法第45条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、深川生涯学習センターを水俣市企業支援センター深川分室に転用することに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、深川生涯学習センターを廃止した上で、当該施設を企業支援拠点として活用するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、体育室を除いた水俣市公民館分館を福祉環境部の所管とすることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市高齢者福祉センターの移転に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員の定員適正化及び処遇改善のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について申し上げます。

本案は、水道事業における給水区域の表記について現況との整合性を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公民館類似施設等に係る毎年の固定資産税の減免申請手続を不要とするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ142億3,100万円で、令和3年度の予算額と比較いたしますと、33億8,000万円、約19.19パーセントの減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、電算システム管理運用経費、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、予防接種事業、第5款農林水産業費に、農業人材力強化総合支援事業、森林経営管理推進事業、熊本県中山間農業モデル地区支援事業、久木野ふるさとセンター管理運営費、有害鳥獣駆除事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、企業支援事業、企業支援拠点管理運営事業、新水俣駅交流センター管理事業、道の駅管理運営事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、市内一円市道維持補修費、公営住宅整備事業、市営住宅管理事業、公園整備関係経費、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、埋蔵文化財発掘調査事業、スポーツキッズサポーター関連事業、スクールバス運行事業、県民体育祭水俣市・葦北郡大会実行委員会運営費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、小規模事業者おうえん資金融資利子補給金外2件を計上、地方債といたしまして、過疎対策事業債外6件を計上いたしております。

次に、議第14号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,920万9,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第15号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億1,861万9,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第16号令和4年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億1,254万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、第9期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託料を計上いたしております。

次に、議第17号令和4年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に76億3,235万4,000円、収益的支出に76億1,535万8,000円、資本的収入に5億345万4,000円、資本的支出に10億6,731万6,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、X線CT装置等の固定資産購入費や冷温水機更新の建設工事費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をいたしております。

次に、議第18号令和4年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,051万7,000円、収益的支出に4億211万7,000円、資本的収入に2,835万1,000円、資本的支出に2億4,666万2,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第19号令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に9億372万1,000円、収益的支出に9億372万1,000円、資本的収入に5億4,828万2,000円、資本的支出に8億5,964万4,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、牧ノ内ポンプ場の改築・耐震工事事業及び雨水整備事業等の建設改良費並びに企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計補正予算第14号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億6,442万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ199億2,411万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、減債基金積立金、第3款民生費に、保育士等処遇改善臨時特例交付金交付事業、自立支援医療費、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第5款農林水産業費に、森林経営管理推進事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、第8款消防費に、水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業、第9款教育費に、小学校運営事業、中学校運営事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、市庁舎建設事業外19件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、広報みなまた印刷業務外18件の追加、複合機保守点検委託料の廃

止、複合機・プリンター複合機賃借料の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,538万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ49億9,256万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費に、一般被保険者療養給付費負担金、第8款諸支出金に、国保直営診療施設運営特別費用繰入金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ575万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,645万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事院勧告による人件費の減額、及び保険基金安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ24万円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,816万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費に、職員給与費の制度改正等による手当の減額を、第2款保険給付費に、歳出見込み額の変更に伴う予算額の増減を計上しております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第24号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を3,130万1,000円増額し、補正後の収益的収入の額を75億221万5,000円とし、収益的支出の額を600万円増額し、補正後の収益的支出の額を74億7,157万4,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を6,263万7,000円増額し、補正後の資本的収入の額を4億6,358万7,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債

積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入については、国保調整繰入金及び一般会計繰入金の増額、収益的支出については、診療材料費を増額するものであります。

このほか、予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を増額するものであります。

次に、議第25号令和3年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を220万円増額して、補正後の資本的収入の額を3億1,043万7,000円に、資本的支出の額を453万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を5億2,625万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、資本的収入に地方公営企業等災害復旧事業債の増額を、資本的支出に新庁舎建設に伴う工事負担金の増額を計上いたしております。

このほか、企業債の補正といたしまして、地方公営企業等災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,338万1,000円増減して、補正後の収益的収入の額を8億9,481万5,000円に、第4条に定める資本的収入の額を586万6,000円増額して、補正後の資本的収入の額を5億4,623万1,000円に、資本的支出の額を531万1,000円増額して、補正後の資本的支出の額を8億5,682万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、他会計負担金と他会計補助金の組み換えを行っております。資本的収入において、企業債について、公共下水道事業債外2件の増額、出資金について、他会計出資金の増額、補助金について、国庫補助金の増額及び他会計補助金の減額を、資本的支出において、管路建設改良費及びポンプ場建設改良費の増額、災害復旧費について、新庁舎建替に伴う工事負担金の増額を計上いたしております。

このほか、企業債の補正としまして、公共下水道事業債外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10億2,717万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ152億5,817万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業（オンライン手続）、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業（移住定住）、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に、森林経営管理推進事業、中山間地域等直接支払事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振

興構想事業、観光産業緊急対策支援事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、築地・丸島町線補修事業、第8款消防費に、地域防災組織育成事業、災害時備蓄用品等整備事業、第9款教育費に、特定天井耐震化推進事業、水俣条約LED化推進事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

債務負担行為の補正として、通勤定期代支援補助金外3件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公共事業等債外1件を追加し、地方道路等整備事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第28号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業の制度改正に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第29号から議第38号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、湯の児フィッシングパーク、水俣市ワークプラザ、水俣市ふれあいセンター、水俣市立総合体育館南部館、水俣市湯の鶴温泉保健センター、湯の鶴観光物産館、Shop & Cafe ミナマータ、みなまた木のおもちゃ館きららの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第1号から議第38号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第1号専決処分の報告及び承認について、及び議第20号から議第26号までの令和3年度各会計補正予算7件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第20号令和3年度水俣市一般会計補正予算第14号について質疑はありま

せんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第24号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第25号令和3年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号及び議第20号から議第26号までの議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時35分 休憩

午後5時45分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号令和3年度水俣市一般会計補正予算第13号について、申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億6,876万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ191億5,969万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、非課税世帯等臨時特別給付金事業を計上している。

この財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、非課税世帯等臨時特別給付金事業の申請件数及び申請期限についてただしたのに対し、令和4年3月2日時点で、非課税世帯4,211世帯のうち、約9割にあたる3,660件の支払い処理が済んでいる。令和3年1月以降の転入者については、今後、マイナンバーを活用して収入状況の照会をかけていく。申請期限は、非課税世帯については、令和4年4月25日まで、家計状況の急変で申請をする方については、令和4年9月25日までとなるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、減債基金積立金、第5款農林水産業費に、森林経

営管理推進事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、第8款消防費に、水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業などを計上している。

この財源としては、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、市庁舎建設事業外17件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、広報みなまた印刷業務外4件の追加、複合機保守点検委託料の廃止、複合機・プリンター複合機賃借料の変更を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外5件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生態系に配慮した渚造成整備護岸工事について、今回の補正に計上している理由についてただしたのに対し、昨年12月に国の経済対策による令和3年度補正予算が閣議決定したため、繰り越し前提で今年度中の予算として補正に計上している。入札等については、今後行う予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号令和3年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を220万円増額して、補正後の資本的収入の額を3億1,043万7,000円に、資本的支出の額を453万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を5億2,625万1,000円とするものである。

補正の内容としては、資本的収入に地方公営企業等災害復旧事業債の増額を、資本的支出に新庁舎建設に伴う工事負担金の増額を計上している。

このほか、企業債の補正として、地方公営企業等災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,338万1,000円増減して、補正後の収益的収入の額を8億9,481万5,000円に、第4条に定める資本的収入の額を586万6,000円増額して、補正後の資本的収入の額を5億4,623万1,000円に、資本的支出の額を531万1,000円増額して、補正後の資本的支出の額を8億5,682万6,000円とするもので

ある。

補正の内容としては、収益的収入において、他会計負担金と他会計補助金の組み換えを行っている。資本的収入において、企業債について、公共下水道事業債外2件の増額、出資金について、他会計出資金の増額、補助金について、国庫補助金の増額及び他会計補助金の減額を、資本的支出において、管路建設改良費及びポンプ場建設改良費の増額、災害復旧費について、新庁舎建て替えに伴う工事負担金の増額を計上している。

このほか、企業債の補正として、公共下水道事業債外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、増額補正の内容についてただしたのに対し、雨水管路整備と牧ノ内雨水ポンプ場設備更新に係る増額、新庁舎建設に伴う2期工事分負担金の増額であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第20号令和3年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、保育士等処遇改善臨時特例交付金交付事業、自立支援医療費、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第9款教育費に、小学校運営事業、中学校運営事業などを計上している。

その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、小学校運営事業外1件の追加、債務負担行為の補正として、集団接種実施に伴う産業廃棄物収集・運搬・処理費外13件の追加、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、マイナポータルを使った転出届についてただしたのに対し、マイナポータルでは、転出先に行かなくても、パソコンやスマホで転出届・転入予約をすることにより、転入地に行くだけで手続きができるとの答弁がありました。

また、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業交付金については、10月から公定価格が引き上げられたことにより市の負担分と利用者の負担金が上がらないかどうかについてただしたのに対し、交付金は職員一人当たり、おおむね9千円の処遇改善を行うものであり、具体的には子どもの人数により算定した補助金を市から園に交付して、それぞれの園で職員の配分を考えてい

くことになるが、処遇改善があったからといって、利用者の保育料等が上がることはない。

なお、10月から適用される給付費について市の負担分は、おおむね3分の1となっている。また、処遇改善がなされたかどうかは、市の方で確認を行ったり、実績報告書を提出してもらうことになるが、今後は国の方とも連携を取りながら適正に運用できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

また、3回目のワクチン接種における学童保育の指導員と教員の優先順位についてただしたのに対し、希望される先生方は、前回まで集団接種の余剰分で対応していた。3回目は、接種期間の確保の必要性もある。ただし、学童の指導員や教員で優先接種を希望される方には名簿の提出をお願いしたり、比較的早くできる県の大規模接種センターを案内したりしているとの答弁がありました。

また、オミクロン株が流行する中、学校における発生状況とその対応についてただしたのに対し、第6波に関しては、市内の小中学校でも感染が発生したことにより、小学校では2校が休校、1校が学級・学年閉鎖、中学校では1校が休校となったとの答弁がありました。

また、学校保健特別対策事業費助成金の使われ方についてただしたのに対し、アルコール消毒液、非接触型体温計の購入、レバー式水道蛇口への交換など、コロナ対策に関する費用であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,538万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ49億9,256万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款保険給付費に、一般被保険者療養給付費負担金、第8款諸支出金に、国保直営診療施設運営特別費用繰出金等を計上している。

その財源としては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、災害臨時特例補助金の利用実績についてただしたのに対し、補助金の利用は3世帯であったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ575万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,645万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改正条例による人件費の減額、及び保険基盤安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上している。

その財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ24万円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,816万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、職員給与費の制度改正等による手当の減額を、第2款保険給付費に、歳出見込み額の変更に伴う予算額の増減を計上している。

その財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第24号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を3,130万1,000円増額し、補正後の収益的収入の額を75億221万5,000円とし、収益的支出の額を600万円増額し、補正後の収益的支出の額を74億7,157万4,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を6,263万7,000円増額し、補正後の資本的収入の額を4億6,358万7,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしている。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入については、国保調整繰入金及び一般会計繰入金の増額、収益的支出については、診療材料費を増額するものである。

このほか、予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報

告します。

令和4年3月3日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	承 認	全員賛成
議第20号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第14号）付託分	原案可決	全員賛成
議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年3月3日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第20号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第14号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第20号については、討論の通告があります。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第20号令和3年度水俣市一般会計補正予算第14号のうち、第6款商工費、総合経済対策費、15節工事請負契約費について、反対の立場で討論をいたします。中身は、生態系に配慮した渚造成整備護岸工事1億9,875万円です。今回の令和3年度補正予算においては、財源が国庫

支出金、地方債となっておりますが、渚造成による漁業者への効果、また、誘致企業が見通せない中で、市民生活がまた困窮する中、緊急に必要な事業とは判断できません。市民からは、国土交通省に公有水面埋め立て許可の処分取り消しを求める行政不服審査請求が提出されており、水俣川河口周辺的环境悪化も懸念されるため、この事業には賛成できません。そのため、令和3年度の一般会計補正予算には反対いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号 専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計補正予算第14号についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

したがって原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（牧下恭之君） 挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号から、議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号まで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第42 陳情の取り下げについて

○議長(牧下恭之君) 日程第42、陳情の取り下げについてを議題とします。

陳情の取り下げについて

令和3年6月9日に提出しました陳第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情についてを取り下げます。

令和4年2月16日

陳情者 住所 水俣市陣内1丁目2番11号
氏名 水俣たばこ販売組合
代表 小笠原 雄太郎

水俣市議会議員 牧 下 恭 之 様

○議長(牧下恭之君) お諮りします。

ただいま議題となっております陳第1号の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、陳第1号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、議会運営委員会から、全会一致による決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

本件については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、決議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について(日程追加)

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月3日

提出者	水俣市議会議員	杉迫	一樹
	〃	平岡	朱
	〃	高岡	朱美
	〃	測上	茂樹
	〃	木戸	理江
	〃	小路	貴紀
	〃	桑原	一知
	〃	田中	睦
	〃	藤本	壽子
	〃	岩阪	雅文
	〃	岩村	龍男
	〃	谷口	明弘
	〃	真野	頼隆
	〃	田口	憲雄
	〃	松本	和幸

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

(別紙)

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアは、去る2月24日からウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。また数十万という避難民が隣国に脱出し、ヨーロッパ諸国の情勢が極度に不安定化している。

ロシアによる武力攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、かつ明らかに国連憲章に違反し世界の安全保障と国際秩序を脅かす暴挙であり、断じて容認できない。

よって水俣市議会はロシアによるウクライナへの武力攻撃や主権侵害に対し抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア政府に対して誠実に国際法を順守し、平和的に対応することと、ロシア軍の無条件かつ完全なる即時撤退を強く求める。

また、日本政府におかれては、ウクライナの在留邦人の安全確保に加え、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応と今後予想される、国内の影響に最大限の配慮を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日

水俣市議会

○議長（牧下恭之君） 決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

提出者代表、議会運営委員会副委員長小路貴紀議員。

○小路貴紀君 決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について、案文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

ロシアは、去る2月24日からウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者

が出ている。また数十万という避難民が隣国に脱出し、ヨーロッパ諸国の情勢が極度に不安定化している。

ロシアによる武力攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、かつ明らかに国連憲章に違反し世界の安全保障と国際秩序を脅かす暴挙であり、断じて容認できない。

よって水俣市議会はロシアによるウクライナへの武力攻撃や主権侵害に対し抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア政府に対して誠実に国際法を順守し、平和的に対応することと、ロシア軍の無条件かつ完全なる即時撤退を強く求める。

また、日本政府におかれては、ウクライナの在留邦人の安全確保に加え、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応と今後予想される、国内の影響に最大限の配慮を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日。

水俣市議会。

全議員の御賛同をお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件については、出席議員全員による提案ですので、これから採決します。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明3月4日から14日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月15日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月15日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月7日正午まで、議案質疑の通告は3月15日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後6時12分 散会

令和4年3月15日

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録（第2号）

令和4年3月15日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時23分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第2号

令和4年3月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 木戸理江君
- 1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について
 - (1) 支援対象児童等見守り強化事業委託料について
 - (2) 水俣市ふれあいセンター管理委託料（ふれあい拠点づくり事業）について
 - 2 議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について
 - (1) 令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について
 - (2) 「選ばれる水俣」推進事業について
 - (3) 「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について
 - (4) 「活力生まれる水俣」推進事業について
- 2 岩村龍男君
- 1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について
 - (1) 2款 総務費 1項 総務管理費 13目 庁舎建設費 新庁舎建設工事（第2期）他について
 - (2) 4款 衛生費 3項 簡易水道設置費 1目 簡易水道設置費 簡易水道事業について
- 3 田中 睦君
- 1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について
 - (1) 2款 総務費 1項 総務管理費 7目 交通対策費について
 - (2) 4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費新型コロナウイルスワクチン接種事業について
 - 2 議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について
 - (1) 「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について
 - (2) 「選ばれる水俣」推進事業について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ち諸般の報告をします。

監査委員から、令和4年1月分公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 真志会の木戸理江です。

昨年12月に新庁舎が完成し、今議場での初めての一般質問です。その1番目に質問の機会をいただき、身が引き締まる思いです。2期目の高岡市政のスタートのこのとき、私どももよりよい水俣をつくるべく努力を重ね、市長を支えながらともに活動を進めてまいる所存です。朝から顔を洗う水が冷たくなり、春の訪れを体感しています。しかし、咲き誇った菜の花と青い空がウクライナの国旗の色とかぶり、一層心が痛みます。あまりにも大きな悲劇に際し、自分ができることが小さ過ぎて、その無力さを感じています。みんなで力を合わせ、できることは何か、すぐに行動を起こせることはないかと考える日々ですが、今は目の前の市政を市民のために安定して動かすべく、自己中心的な行動やわがままは言わず、議員としてやるべきことを忠実にこなすことを改めて誓い、以下、通告に従い質問いたします。

1、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算のうち、(1)、支援対象児童見守り強化事業委託料について。

①、事業の核となる要保護児童対策地域協議会とは、本市ではどのような活動を行っているものか。

②、支援対象児童見守り強化事業の進捗状況の把握はどうしているのか。また、その情報の共有化はなされているか。

③、12月補正で予算化し始まった事業だが、3カ月経過した今、その反応はいかがか。

(2)、水俣市ふれあいセンター管理委託料（ふれあい拠点づくり事業）について。

①、ふれあいセンターは、誰もが安心して集える居場所として、拠点づくりを行っており、本市も取り組んでいるSDGsの、誰一人取り残さない世界の実現を目指すものと一致している。

その上で、本市は委託先の業務内容をどこまで把握して、どのような事業を求めているか。

②、ふれあいセンターの利用者は、水俣市ひとり親の会の登録者が多いが、支援が必要な市民についての情報提供はしているか。

続いて、2、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号のうち、(1)、令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について、通例であれば、市長選が行われた年の肉づけの補正予算は6月議会で上程されると認識しているが、どのような背景で今議会での上程となったのか。

(2)、「選ばれる水俣」推進事業について。

①、ホームページ改修委託料（市公式LINE情報発信）とはどのようなものか。

②、公式SNSアカウント普及事業委託料及び携帯通信端末普及促進事業補助金（高齢者スマホ等普及）とはどのようなものか。

③、市公式LINE登録キャンペーン業務委託料（市公式LINE登録促進）とはどのようなものか。

(3)、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について。

①、移住マーケット調査業務委託料及び移住プロモーション動画作成委託料及び移住定住支援ホームページ改修委託料（移住定住事業）はどのようなものか。

②、お試し滞在補助金のほかに、移住定住お試しハウス利用者への支援などはあるか。

(4)、「活力生まれる水俣」推進事業について。

①、スポーツコミッション負担金及びスポーツイベント等誘致推進助成金は、どういった方針をもって取り組みを進めるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 木戸議員の御質問に順次お答えします。

まず、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、支援対象児童等見守り強化事業委託料については福祉環境部長から、水俣市ふれあいセンター管理委託料については副市長から、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号については私から、「選ばれる水俣」推進事業について及び「外貨を稼ぐ水俣」推進事業については総務企画部長から、「活力生まれる水俣」推進事業については産業建設部長から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、支援対象児童等見守り強化事業委託料について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

(福祉環境部長 高三瀨晋君登壇)

○福祉環境部長(高三瀨 晋君) 初めに、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、支援対象児童等見守り強化事業委託料について、順次お答えいたします。

まず、事業の核となる要保護児童対策地域協議会とは、本市ではどのような活動を行っているものかとの御質問にお答えします。

要保護児童対策地域協議会とは、何らかの支援が必要な児童や保護者に対して、関係する複数の機関で支援を行うために、児童福祉法に定められた子どもを見守るネットワークです。本市でも、児童相談所、児童家庭支援センター、保育所、認定こども園、学童クラブ、民生委員、児童委員、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察等とのネットワークを構築して、一体的で重層的な支援を展開しています。

次に、支援対象児童等見守り強化事業の活動状況の把握はどうしているのか、また、その情報の共有化はなされているのかとの御質問にお答えします。

見守りを委託した児童ごとに自宅訪問、食事や食品の提供、あるいは学習支援などの支援内容に加え、家庭状況についても委託した事業者から、毎月報告を受けることとなっています。この報告をもとに、市の相談員や関係職員を加えた個別ケース会議を開催し、問題点を整理した上で事業者に伝えながら、必要性の高い支援につなげることとしています。

次に、12月補正で予算化し始まった事業だが、3カ月経過した今その反応はいかがかとの御質問にお答えします。

予算成立後、委託事業者と協議を重ね、ようやく事業がスタートしたところです。このため、支援児童やその家族からの反応といった情報はありませんが、自宅訪問等により見守り対象児童やその家庭の状況を頻繁に把握できるようになり、民間からの支援が始まったことで、支援につながりやすい体制ができたと評価をしております。

○議長(牧下恭之君) 小林副市長。

(副市長 小林信也君登壇)

○副市長(小林信也君) 次に、水俣市ふれあいセンター管理委託料(ふれあい拠点づくり事業)について、順次お答えします。

まず、ふれあいセンターは、誰もが安心して集える居場所として拠点づくりを行っており、本市も取り組んでいるSDGsの、誰一人取り残さない世界の実現を目指すものと一致している、その上で本市は委託先の業務内容をどこまで把握し、どのような事業を求めているかとの御質問にお答えします。

ふれあいセンターは、障がいの有無に関わらず、子どもからお年寄りまで地域住民の誰もが集い、利用できる場として設置しているところであり、委託先に対し、その設置条例の規定に基づ

き、各種教室や講座を通じた高齢者の生きがいづくりなどの福祉施策、リサイクルの推進といった環境施策、そして読み聞かせや読書コーナーの設置による読書の推進などの施策を通じて、地域住民の触れ合いの創出を求めているところです。

本市としましては、ふれあいセンターには引き続き、地域の触れ合い拠点として市で推進するSDGsに向けた取り組みの一翼を担っていただきながら、次年度からは新たに日常の買い物に支援が必要な市民がふれあいセンターで買い物ができるようになる買い物支援事業や、本市への移住者を対象に、ふれあいセンターの利用者との交流を通じて、地域との結びつきを深めるきっかけづくりを行う移住者支援を実施することなどを委託内容に追加しており、さらなる利用者の交流促進と経済、社会、環境の3側面を統合した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、ふれあいセンターの委託先の業務内容の把握については、管理運営に関する協定事項に基づき、委託先から報告を受けております。具体的には、委託事業及び自主事業について、月に一度、業務報告をしていただいております。市として業務内容と利用状況を把握しているところです。

次に、ふれあいセンターの利用者は水俣市連合ひとり親の会の登録者が多いが、支援が必要な市民について情報提供はしているかとの御質問にお答えします。

ふれあいセンターは、広く市民の方が利用できる施設であり、当センターで実施するさまざまな講座等を市民の皆様に、市報やSNSを活用して広く周知を図るとともに、ひとり親の会をはじめとする関係団体に情報提供を行っているところです。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 縦にも横にも強いネットワークの働きで、見守りと支援が広く確実に進められることを期待します。

答弁の中に、この委託事業について見守りを委託した児童ごとに食事や食品の提供、学習支援などの状況を、毎月報告を受けるといったものがありましたが、運営内容については委託先に全て任せているということなのではないでしょうか。また、食事や食品の提供を児童ごとに行う場合、どのような方法で見守り対象の児童に提供され、無駄なく確実に支援がなされているのかの確認はされていますか。また、学習支援では不登校児童の支援にもつながりますが、委託先からの情報提供はどのような形で、どの頻度なされていますか。それによって、本市はどのような対策を取っていますか。

まず3点お尋ねします。

続いて、水俣市ふれあいセンターの管理委託料については、本市が求めるふれあいセンターのあり方を着実に実行されていると思います。その上で、ふれあいセンターが独自事業として、

フードバンクや子ども食堂などを行っていく中で、物資の保管場所や受け取りや配布など課題がありますが、これは見守りに直結する取り組みであり、本市のさらなる支援が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、昨今の自然災害の大きさや発生状況から、大規模な風水害などの自然災害で孤立してしまう独居の市民があるかもしれません。その際、ふだんから支援を行っている人であれば、安否確認をはじめ、さまざまな支援が早急にできるのですが、ふれあいセンターでも把握できていない人がまだ何人もいるはずで、取りこぼしのない支援には遠い状況です。支援が必要な人の全ての情報があることで、現在、ふれあいセンターが持っている力が発揮でき、本市としても安心して業務の委託を行えるのではないのでしょうか。状況把握、管理、確認、情報更新の共有化は両者にとって有効であると考え、防災やトラブル防止の面からも、本市も委託先も一丸となって支援をし、隅から隅まで丁寧に目を配っていくために、ふれあいセンターとのさらに詳しい情報共有が必要と思うのがいかがでしょうか。

以上5点、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 見守り等強化事業のことです。

この事業は、市が本来行うべき支援に、民間が展開するさまざまな支援方法を取り入れながら、新たに支援が必要な児童、家庭への派遣や孤立の防止を含めた児童の見守りを行うものがあります。委託に当たっては、市で作成した仕様書に沿った事業内容としており、実際の支援に当たっては、市の相談員が、これまでの支援内容との継続性に留意しつつ、市と事業所で十分な事前協議を行うこととしています。具体的な支援内容としては、月1、2回程度の直接訪問を原則として、保護者、児童への声かけだけでなく、対象児童の家庭との関係を築くため、事業者の開設する子ども食堂の利用を促したり、弁当を提供することも行います。さらに、学習支援や生理用品等の必要な支援物資の配布なども行うこととしています。幅広い支援メニューを用意し、家庭の状況等に応じた支援を確実に行うこととしています。

委託している児童については、指定の様式で月1回、事業者から報告を受けることとしています。必要に応じて適宜報告するよう事業者には指示しているところです。必要な支援が必要なタイミングで提供され、児童に重大な事案が発生することがないように、緊密な連携と情報共有に努めてまいります。

先ほどの答弁でもお答えしましたが、報告内容につきましては市の相談員や教育委員会、学校など関係する機関との個別ケース会議を開催し、共有をします。そして、会議の中で問題点を整理して、より必要性の高い支援につなげてまいります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の2回目の御質問のうち、まず、ふれあいセンターの指定管理者により独自事業として行われているフードバンク等の物資の保管場所等の課題について、さらなる支援が必要と思うがいかがかとの御質問にお答えします。

ふれあいセンターにおける、子ども食堂やフードバンク事業といった自主事業は、市民の施設利用を促進し、利用者の満足度を向上させる取り組みとして、委託内容に加え、委託先が独自で実施をしているものです。子ども食堂については、熊本県の子ども食堂活動緊急支援事業補助金や赤い羽根助成金を活用し、また、フードバンク事業については、企業、団体、個人から物資支援を受けそれぞれ運営されており、当市の委託料を財源として運営される委託事業とは、費用面でも役割分担がなされております。委託先からは、自主事業について県などの補助や民間の支援を活用し、運営をしていく方針と聞いておりますので、本市といたしましては引き続き国、県等の支援事業の紹介や、講習会の案内といった情報提供をすることで、できる限り協力していきたいと考えます。

次に、取りこぼしのない支援を行うためには、対象となる方々についてのふれあいセンターとの情報の共有化が有効と思うが、いかがかという御質問でございました。

議員御指摘のとおり、困難を抱える市民に必要な支援を届けるためには、市役所と関係機関で情報共有を進めることが有効と考えます。しかし、市で保有する生活困窮者や要保護児童などの情報をふれあいセンターの委託先に対し提供することは、個人情報保護の観点から難しいものと考えます。そこで、例えば自治会や民生委員、児童委員に御協力をいただき、ひとり親の会などの団体に所属していない市民に対しても、ふれあいセンターで行っている事業を御案内することにより、必要な情報を届けていくことを今後検討してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 支援対象児童見守り強化事業委託料の中の、子ども食堂やお弁当の提供についてお尋ねします。

現状では、18歳未満の子どもを育てているひとり親家庭が対象と思いますが、それに限らず、困っている子育て世代もこの対象となっているようです。私にも情報が来ているものでは、お弁当を事前に申し込む仕組みで、提供数が1回150食、これは家族人数分のお弁当を申し込めます。大人気なようで、申込者数が満りましたという追加情報もよく来ます。月3回の開催であれば、毎月450食分のお弁当が準備されることとなります。この事業が、ただいま答弁にあった委託事業者のお弁当提供というものであれば、支援対象者の150食という積算根拠はどのようなのでしょうか。把握しておられますか。

確かに、支援対象者1人だけにお弁当を1個配布するというのはおかしな話で、その家族分も鑑みるというのは当然のことと言えます。ただ、この配布についてはあくまでも希望者であり、ネット上で情報を得た人が申し込み、数があれば頂けるという状況だと思います。それにより、支援が全ての人に広く確実に行き渡っているかというチェック機能は生きているのでしょうか。本市では、この部分の状況詳細は把握していますか。

あわせて、お弁当の製造は市内の幾つかの業者さんに発注されているようですが、この選定方法も委託先に一任されているのでしょうか。その場合は、本市の予算の中で行う事業に対して、その運営内容を精査する側としては、費用の投入先が偏らないよう、市内業者さんへの平等性を保たせるためにも、業者さんの選定についても開示を求め、費用の使い道を把握できる状態にしておいたほうがよいのではないかと私は思います。

続いて、学習支援については、委託先からは様式で報告されるということですが、基本的なことは、行政と学校と事業主が連携して、子どもを守り育てていく責務があるわけです。そのための1つの方法であるこのたびの事業であり、答弁にあったように、委託先からの様式で報告と緊密な連携と情報共有が重要ではありますが、今、社会で問題になっている、団体組織内での支援事業の中で、子どもが子どもの世話や学習支援をする、いわゆる子が子の子守をしているような生活をしていて、自らの学習や生活力などの成長が遂げられず、その子が高校を卒業して、いざ社会に出たときに、1人で生きていくすがわからず、問題を抱え、悩み苦しむ姿が頻繁に取り上げられています。本市でも、そのような状況に陥らないよう力をつけさせ、生活面でも精神面でも支え、成長を見守っていくのがこの事業の1つだと思います。

その上で、1つお尋ねします。

学習指導支援が適正になされているかは、報告や会議だけにとどまらず、教育分野での適宜立入りなどで確認し、支援が必要な場合はさらに枠を広げることも出てくると思いますが、その場合は委託先の事業へ一歩踏み込んでしまうことになると思うのですが、そこは各関係者が同じ方向性のもとで、迅速に問題解決のための協力体制が取れるようになっているのでしょうか。いじめや人間関係に悩み、不登校やメンタル不調に陥る子どもが後を絶ちません。今、このときでも悩みを抱え、生きている子どもたちへの支援が見守り強化事業として広く目配りをし、深く支援していくことが委託先にも要求されます。

答弁にあるように、幅広い支援メニューであれば、それは支援される側にとっても行き届いた支援というのが実現されていきます。ただ、そこには一方的な事業消化ではなく、利用者の本当の望みと困り事の解決が大前提となることを、再度、委託先と再認識していただきたいと思います。今を生きている子どもたちの今日、明日につながる大事な事業ですので、より迅速で丁寧で確実な支援を望みます。

水俣市ふれあいセンター管理委託料について、ふれあいセンターの費用面で役割分担はされていても、実際の運営は1カ所で同じ人たちが支援事業を行っています。支援を必要とする市民も、役割や費用の分担などは関係なく、ふれあいセンターを頼ってこられています。市民に直結する現場の視点だからこそわかる部分があり、施設の運営だけに限定せず、幅広いニーズに確実に答えようと努力しておられます。その上で、私の知る限りでは、市の支援だけでは足りない分を県や民間の助成でそれを賄おうと、工夫を凝らしながら運営しておられると感じます。

そこで、お尋ねします。

本市がさらに、誰一人取り残さないSDGsの取り組みを深めるとして、委託先から要望されれば支援枠を広げる考えはありますか。あわせて、個人情報保護の枠は守りながらも、直結的な支援事業を行っている委託先には、より詳しい情報提供はやはり必要だと思います。自治会や民生委員、児童委員ででき得ない、最前線で最速な支援をふれあいセンターが担っているという再認識で、本市も小まめに委託先の要望を聞きながら、それから具体的で丁寧な支援につながっていくことを望んで、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 児童見守り等強化事業について御質問がございました。また、その後段では御助言をいただいたという理解をしております。

さきに答弁しましたとおり、支援対象児童等見守り強化事業は、児童の状況の把握などの見守り体制を強化するものです。子ども食堂の運営や、弁当の提供を委託する事業ではありませんし、委託先をひとり親家庭に限定しているわけでもありません。見守り事業による弁当などを提供する際には、個別の支援計画において事前に食事等の提供の必要性を検討し、真に必要な児童とその家族にのみ提供することとしており、議員御指摘の150という数字は、法人の自主事業である食事の提供等を含む総数です。なお、製造業者の選定あるいは本市が委託している児童以外への弁当の提供については、事業所の判断でされているものと認識しております。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の3回目の御質問のうち、委託先から新たな事業展開について要望されれば、支援枠を広げる考えはないかとお尋ねでございました。

これまで、委託先から自主事業として新たな事業を行いたいとの要望があった際には、当市としましては、委託事業との相乗効果が図られるよう前向きに協議を行ってまいりました。今後とも同様に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について、順次お答えします。

まず、通例であれば市長選が行われた年の肉づけ補正予算は、6月議会で上程されると認識しているが、どのような背景で今議会での上程になったのかとの御質問にお答えします。

議員御認識のとおり、これまでは市長選挙が行われた年の当初予算は、義務的経費を主体とした、いわゆる骨格予算として3月議会に上程し、裁量的経費を主体とした、いわゆる肉づけ予算となる補正予算を6月議会に上程することが通例となっておりました。今回は、肉づけ予算を6月議会ではなく3月議会に提出させていただきました。これは、いつときたりとも市政を停滞させることなく、切れ目なく施策を進め、市民の皆様の思いに応えていくためであります。この補正予算を今議会で議決いただけましたら、これからの水俣づくり3つのビジョンを実現するための、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業、「選ばれる水俣」推進事業、「活力生まれる水俣」推進事業につきまして、令和4年度の開始直後に着手し、少しでも早く事業効果が形として表われるよう取り組みます。また、市道の改良事業、補修事業、橋梁の長寿命化修繕事業につきましても、事業の早期完了を目指し、市民の皆様の安全や利便性向上を遅滞なく進めてまいります。

市長選挙で市民の皆様にお約束をした事業を少しでも早く実施するために、予算編成プロセスの前倒しを検討し、職員も市長選挙後の短い期間で予算を取りまとめられました。この結果、今回の水俣市議会臨時会に提出することができたものです。今後も、これまでの慣習にとらわれず、大胆に変革・改革を進めながら、みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣を実現してまいります。

○議長（牧下恭之君） 次に、「選ばれる水俣」推進事業について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、「選ばれる水俣」推進事業について、順次お答えします。

まず、ホームページ改修委託料（市公式LINE情報発信）とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

まずは、ホームページ改修委託料を含む「選ばれる水俣」推進事業について、その全体像を御説明いたします。

「選ばれる水俣」推進事業は、水俣の豊かな自然環境に加えて、便利な生活環境を整備することで、生活やビジネスの拠点として選ばれることを目指すものです。行政サービス、医療、公共交通などあらゆる分野において、ICTを初めとする新たな技術や仕組みを活用することで、人口減少下にあっても市民1人当たりの負担を増やすことなく、生活の利便性を維持・向上させる

ことができます。

「選ばれる水俣」推進事業のうち、水俣市の公式LINEアカウントの創設については、行政サービスのICT化の一環として実施するものです。公式LINEアカウントを使って、災害情報などをタイムリーに市民に提供することが可能となるほか、観光情報や移住者向けの情報について、受け手の興味・関心に応じたプッシュ型の広告が可能となります。また、医療・健康情報など市民の関心が高い情報をLINEで配信することで、スマホやタブレットを利用しない人が利用を始めるきっかけとなることも期待されます。スマホ教室などの施策とあわせて実施することで、全ての市民がICT化による行政サービス向上のメリットを享受できるようになることを目指します。

議員御指摘のホームページ改修委託料は、水俣市のホームページと公式LINEを連動させるためのシステム改修の経費です。これにより、ホームページの新着情報の中から利用者の興味・関心に応じた記事を自動でLINEに配信できるようになります。

次に、公式SNSアカウント普及事業委託料及び携帯通信端末普及促進事業補助金（高齢者スマホ等普及）とはどのようなものかという御質問にお答えします。

これらの施策は、住民票のオンライン請求への対応を初めとしたICTの活用による行政サービス向上のメリットを市民の誰もが十分に活用できることを目指すためのものです。まず、公式SNSアカウント普及事業では、主に高齢者を対象にスマートフォン教室を実施します。スマートフォンなどの情報端末の活用方法や、インターネットを利用した住民票などのオンライン請求方法などを学んでいただくものです。また、新たに取り組む市公式LINEの登録や活用についても学ぶことで、SNSの特性を生かして、防災や健康といった市民それぞれに合わせた情報を適時に取得できるようになります。

次に、情報通信端末普及促進事業補助金については、新規にスマートフォンなどを購入した高齢者が、まだスマートフォンを持っていない周囲の高齢者などに対し、その利便性や活用法を広める取り組みを行った場合に、その経費を対象に補助を行うことを想定しています。なお、これらの事業は内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用することを前提に予算化したところであり、現在、国との協議を進めております。

次に、市公式LINE登録キャンペーン業務委託料とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

市公式LINE登録キャンペーンとは、本市の公式アカウントの友達登録を加速化させるため、御登録いただいた方を対象に、SNSなどによる本市の魅力発信を条件としまして、道の駅みなまたで使える割引クーポンを発行しようとするものです。内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用することを前提に予算化しており、現在、国との協議を進めているところ

です。

○議長（牧下恭之君） 次に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について、順次お答えします。

まず、移住マーケット調査業務委託料及び移住プロモーション動画作成委託料及び移住定住支援ホームページ改修委託料（移住定住）事業はどのようなものかとの御質問にお答えします。

「外貨を稼ぐ水俣」推進事業は、水俣市外で稼いでいる個人に水俣市に転入してもらうこと、また、市内事業者に市外で売り上げを上げてもらうことにより外貨を稼ぎ、水俣市の経済成長につなげることを目指すものです。

御質問の3つの事業は、若者、子育て世代のUターン者を中心とするターゲット層に対して、水俣の魅力をアピールする広告を行い、水俣への転入を促進するものです。

1つ目の移住マーケット調査業務委託料は、ターゲット層が居住地を選ぶときのポイントや関心事項などに関するアンケート調査を実施し、調査で得られたデータの分析を行い、水俣市への転入を促進するプロモーションの方向性を設定することを目的とするものです。

2つ目の移住プロモーション動画作成委託料は、ターゲット層向けのプロモーション動画を作成するためのものです。先ほど御説明しました調査分析で得られた知見に基づき動画を作成することで、転入者向けのまちの魅力紹介動画として最大限の効果が発揮できるようにしたいと考えております。

3つ目の移住定住支援ホームページ改修委託料は、本市が運営する空き家バンクサイトにおいて、転入希望者が現地に足を運ばずオンライン上で、まるでその場にいるかのように室内を移動しながら、全ての居室の内覧などを可能にすることを目的としております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、他地域への来訪が難しい状況も続いています。このような中、転入希望者が本市に赴くことなく、本市の魅力を動画で見られること、また空き家バンク物件をオンライン上で閲覧できるようになることは、ウィズコロナ時代に対応した有効な施策になると考えます。

次に、お試し滞在補助金のほかに、移住定住お試しハウス利用者への支援などはあるかとの御質問にお答えします。

移住定住お試しハウスは、本市を移住先として考えている方が、移住前に本市の生活や環境などを体感していただくための短期滞在施設です。移住希望者が最大7日間、無料で宿泊できます。寝具や調理器具などを常時備えているため、利用者は必要最低限の荷物でお越しいただき、宿泊することが可能です。これに加えて、利用者に対して、本市にお越しいただく際の交通費3万円、レンタカー借り上げ料2万円をそれぞれ上限に、お試し滞在補助金を交付することとして

います。

○議長（牧下恭之君） 次に、「活力生まれる水俣」推進事業について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、「活力生まれる水俣」推進事業について御説明させていただきます。

スポーツコミッション負担金及びスポーツイベント等誘致推進助成金は、こういった方針をもって取り組みを進めるのかとの御質問にお答えします。

「活力生まれる水俣」推進事業では、人が集まる場所には活力が生まれる、物が集まり経済が回ることで、また人が集まる。こうした好循環を生み出すことを目指します。好循環の起点は、人が集まることです。このため、エコパーク水俣を初めとするスポーツ・観光資源を活用して、スポーツ大会の誘致や観光客の呼び込みなど、市外からの訪問者を増やすための取り組みを進めてまいります。

御質問のスポーツコミッション負担金につきましては、スポーツコミッションみなまがスポーツ大会や合宿等を誘致するための旅費やアドバイザー委託料などの経費に対する負担金です。

また、スポーツイベント等誘致推進助成金につきましては、スポーツ大会や合宿の誘致を推進するために、延べ50人以上の宿泊を伴う大会等を主催する団体等に対し交付する助成金となります。

この負担金や助成金は、施政方針でも3つ目のビジョンとして掲げておりますが、本市の強みである、優れたスポーツ資源であるエコパーク水俣を最大限に活用し、スポーツコミッションみなまを中心として大規模なスポーツ大会や合宿等の誘致を進め、地域スポーツ団体との交流等による競技力向上や子どもたちの健全育成といった地域スポーツの振興を図ってまいります。

さらには、本市への交流人口の拡大を図ることで、宿泊や飲食、お土産といった地域経済への波及にもつながるよう、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 この一般会計補正予算の上程については、短期間で予算編成に至るまでの努力に敬意を表します。

昨年より行われていた、市長による各地域での市政報告会や、市長選挙中の公約でもあった、これからの水俣づくりの3つのビジョンが補正予算の中にしっかり織り込まれており、より早い事業の実現が期待できます。答弁にあったように、市政が停滞しないことが直接市民サービスにつながります。私どもも、今後行われる各委員会でもその内容をしっかり精査し、スピード感を

持った市政運営につなげられるよう努力していきたいと思ひます。

その中で、まず市公式LINE情報発信については、市のホームページとLINEが連動し現在の状況を配信されることによって、これまでパソコンなどからホームページを閲覧することが難しかった市民でも、手持ちのスマートフォンから情報を得られるようになります。以前、私も述べました防災無線での「詳しくはホームページを御覧ください」というフレーズに、パソコンを持たない市民が、「ホームページは見きりばしすっこつ」という不満は、少しは解消されるのではないかと期待します。

特に災害時は、被害状況や避難所の開設情報などが必要です。防災無線がなかなか聞き取りにくい世帯もあり、各自治会の自主防災組織での電話連絡網でも悩みが尽きませんでした。市民それぞれに、より早い情報提供が常にできるよう努力いただきたいと思ひます。

関連して、高齢者スマホ等普及の事業については、今後数年間、早ければ今年中にも3Gサービスの終了で、いわゆるガラケーが使えなくなり、スマートフォンに変更を余儀なくされる市民に対して、先を見据えた解決案で評価できます。例えば、先般意見が出されていた敬老祝い金などは、年齢に達した特定の市民のみへの1回きりの一時金という取り組みですが、今事業は全ての市民が一生使えるものを市が後押しをするという施策で、多くの市民へ広くサービスができ、その価値は大きいと思ひます。今を生きる高齢者の日々の暮らしに便利と安心を提供するサービスだと思ひます。

そこで、1つ質問です。

スマートフォン教室の対象者が主に高齢者というくくりですが、スマートフォンを使うのを苦手とする市民が希望すれば、誰でも一緒に学ぶことは可能でしょうか。

続いて、市公式LINE登録促進の事業については、4月23日にエコパーク水俣、道の駅のリニューアルオープンが予定されており、この取り組みはまさにタイムリーだと言えます。隣接するバラ園では、ちょうど春バラの開花する時期でもありますし、割引クーポンなどの魅力からLINEの登録者数が増加すれば、おのずと市外から本市への誘客効果も見込まれますし、市民が改めて本市の魅力を再発見し、LINEを通じてそれぞれが発信者となり、まちを盛り上げる一助となることでしょう。進行中の国との協議が形になるよう、大いに期待しています。

続いて、移住定住の事業については、マーケット調査もプロモーション動画作成にも高額な予算を投入するのですから、確実に実績につながるような制作のできる業者を選定し、その制作内容をきちんと精査し、本市も制作に積極的に関わってほしいと思ひます。まちの魅力を表すときに、住むときの魅力と遊びに来る魅力では表現の仕方が違ってくるはずで、UターンとIターンでも、見る年齢層でも着目点は違うと思ひます。本市は、みなくるバスの無償化など高齢者福祉は整ってきており、そこを魅力としてターゲットにアピールできると思ひますが、子育て世代

にとってはどのようなメリットがあるのかきちんと伝えられなければ、ただ美しいPR映像の制作となってしまう可能性があります。買い物、遊び場、医療、学校、保育園、就業などを含めて、子育て環境の充実をきちんとアピールできるかが肝心です。その上で、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業の移住・定住事業について、委託するアンケート調査は、対象はどこで、具体的にどのような調査を予定しているか。プロモーション動画は現状をしっかりと捉えた内容になるべく、企画段階から制作まで本市の意見が反映できるようになっているか。

まず2つお尋ねします。

続いて、お試しハウスについては、個人的に寝具は常に押し入れなどに収納してある状態なのか。だとしたら、長く利用がない場合などの管理はどうしているのかが気になります。調理器具や消耗品の備えがどの程度のものか、希望者への不安解消は極力ないほうがよいと思い、以下お尋ねします。

まず、備えつけの布団を使うことに抵抗がある人を想定して、何らかの準備は可能でしょうか。また、食器の準備はどうでしょうか。せっかく本市の施設を利用してもらうのなら、このたび新規事業を立ち上げた事業者の食器などを使ってアピールしてはと思いますが、いかがでしょうか。

続けて、「活力生まれる水俣」推進事業について、2点お尋ねします。

1点目は、スポーツコミッションみなまたについて。昨年12月に設立され、4カ月がたちましたが、その間どのような活動を行いましたか。また、令和4年度はどのような活動を予定していますか。

2点目は、大会や合宿の誘致推進ということですが、どのようなアプローチをするか考えていますか。また、現時点で問い合わせや予約は来ていますか。

2点についてお尋ねします。

エコパーク水俣を最大限に活用することをはじめとして、本市には小さいまちならではの強みがあります。市の中心部から車で30分以内のところに、すばらしい海と山があります。コロナ禍の心配はありますが、今年こそSUPの全日本選手権の開催を期待しています。また、今後、山を懸けるトレイルランやマウンテンバイクなど自転車のレース、近隣の市町村と連携したトレッキングなどにも力を注いでいただきたいと思います。加えて、エコパーク水俣の活用の1つとして、ぜひ子どもたちが安全にスケートボードを楽しめるエリアを作ってほしいとも思います。スケートボードは御存じのとおり、オリンピックでも若者が成績を残し、スポーツとして認知度が上がっていますし、子どもたちが伸び伸びとスケートボードを楽しめる場所が、今の水俣にはありません。

エコパーク水俣が、スケーターが育つ近隣地域の先進地になってほしいと思い、今後、本市の

前向きな取り組みを要望して、ここでの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 「選ばれる水俣」推進事業と「外貨を稼ぐ水俣」推進事業については、私から御答弁申し上げます。大きく分けて4つあったかと思えます。

1つ目ですけれども、スマートフォン教室の対象者が高齢者だけじゃなくて、誰でも使えるのかという御質問だったかと思えます。お答えいたします。

希望する市民は年齢を限定せず、どなたでも受講できます。スマートフォン教室の内容は、スマートフォンを初めて利用する人を想定したものとする予定でございます。

2問目ですけれども、こちらは「外貨を稼ぐ水俣」のプロモーション動画のお話で、そのプロモーション動画を作成する前にアンケート調査することになってるけれども、対象はどこで、具体的にはどんな調査をする予定かと、そういう御質問だったかと思えます。

アンケート調査につきましては、水俣市から通勤圏内の九州新幹線沿線区域の若者、子育て世代を対象にインターネットを活用したウェブ調査での実施を予定しています。なお、具体的な区域や年齢及び調査内容などについては、これから計画していくことになります。

3問目ですけれども、プロモーション動画につきまして、ちゃんと市が企画から制作までしっかり対応するのか、業者に任せっ放しにならないのかと、そういう趣旨の御質問だったかと思えます。

プロモーション動画につきましては、先ほどの御答弁でもお答えしましたとおり、アンケート調査で得た結果、分析で得られた知見を取り入れながら作成します。本市の考えに沿った内容で作成していただく必要がありますので、業者とは企画段階から制作まで綿密に打ち合わせや協議などを行い、市の意見をしっかりと反映させながら、若者、子育て世代に共感してもらえるような動画にしていきたいと思えます。

4問目ですけれども、移住定住お試しハウスの利用者についてですけれども、備えつけの布団を使うのに抵抗がある人がいるんじゃないかということで、何か準備はしてないかというお話と、あと食器についてもどのように考えてるかということで、市内で新規事業を立ち上げた事業者の食器なども活用してはどうかという御提案だったかと思えます。お答えいたします。

備えつけの寝具を使うことに抵抗がある利用者には、移住定住お試しハウスの利用申し込み時に、市内で寝具の貸し出しを行っている布団店を紹介し、利用していただくことを想定しています。また、食器は既に準備してありますが、議員御提案につきましてもどのような対応が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 「活力生まれる水俣」推進事業の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、スポーツコミッションみなまたの設立後の活動及び令和4年度の活動についてお答えをいたします。

スポーツコミッションみなまたの設立後の取り組みとしましては、今年の1月12日に開催されました第46回日本ハンドボールリーグ熊本大会においては、広報活動や物産販売に係る業者との調整、主催者との大会開催に係る意見交換などを行いました。2月20日に開催されたミズノビクトリークリニック in 水俣においては、準備や当日の運営補助などの支援を行っております。さらに、2月22日には公認スポーツ栄養士を招いて、市内弁当業者と連携して、新たな商品としてスポーツ弁当の開発に係る勉強会を開催したほか、2月中旬には大会や合宿など、宿泊の受け入れに係るアンケート調査を実施したところです。

3月12、13日の両日には、ドラフト杯熊本オープンソフトボール大会、同じく3月13日には第4回エコカップダブルステニス大会が開催されました。また、3月27日には第1回水俣おれんじカップジュニアソフトテニス交流大会などの大会がエコパーク水俣で開催されますので、大会主催者など関係者と連携して地域の経済振興やスポーツ振興に取り組んでまいります。

また、令和4年度においても、日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定や、地元のスポーツ関係者等が持つネットワーク、マリンアクティビティの取り組み、さらにはエコパーク水俣内で間もなくリニューアルオープンを迎える道の駅みなまたなど、活用できる資源を最大限に活用しながら、スポーツ大会、合宿等の積極的な誘致活動や、大会・合宿等の満足度向上のための受け入れ支援、地域の特色を生かした新たな商品開発や、地元競技団体等との交流事業などに取り組んでまいります。

次に、大会・合宿等誘致のアプローチ及び現時点での問い合わせや予約についてお答えします。

大会・合宿等の誘致につきましては、現在、市内のスポーツ団体等が持つネットワークを活用した誘致活動や、エコパーク水俣等で開催される大会等で開催される大会等の参加団体に対し、大会参加時に主催者や参加団体に営業活動を行っております。今後は、今年度作成した誘致用パンフレット等を活用し、主催者団体等への訪問によるアプローチなどを積極的に行っていきたいと考えております。

また、現時点での問い合わせや予約状況につきましては、例年5月に行われている全九州高等学校男子春季ソフトボール大会が令和4年度、本市で開催することが決定しており、さらに新たな大会としまして、ゴールデンウィーク中に九州管内の高校生によるソフトテニス交流大会が2

件開催されますので、今後、主催者等と連携調整を行ってまいります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、木戸理江議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩村龍男議員に許します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 改めまして、おはようございます。自由民主党自民会派の岩村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新庁舎業務開始より約3カ月が経過いたします。この期間、高岡市長をはじめ職員の皆さんには、仮庁舎からの引っ越し、新庁舎業務開始等準備等で慌ただしい時間が過ぎ去ったかと思えます。特に、高岡市長におかれましては、2月6日投票の水俣市市長選挙において、2期目への選挙戦に臨まれ、水俣市民の負託を受けられました。選挙期間中は、市長の代務者を置くことなく、公務優先の選挙戦、大変だったかと思えます。改めて、おめでとうございます。

本議会の初日3月3日、高岡市長の令和4年度施政方針及び所信を掲げられました。その内容として、希望ある水俣を築くためには、「外貨を稼ぐ水俣」「選ばれる水俣」「活力生まれる水俣」と3つのビジョンを柱とし、総合計画の各分野においても主要事業を着実に実施すると。また、今議会に提出された令和4年度一般会計予算案については、市長選直後の中、6月定例会に先送りすることなく骨格予算を編成し、補正予算で肉づけとスピード感を持った予算案に、高岡市長を初め執行部の皆様の市政への強い意気込みを感じました。我々自民会派としても、高岡市長の思いを受け、まずは市民の方たちが安心・安全に暮らせるまちづくり、そして財政の健全化をともに目指してまいりたいと思えます。

また、高岡市長の3つのビジョンの中に、「活力生まれる水俣」とあります。先ほど、木戸議員の一般質問の答弁で内容の説明がありました。このビジョンは、エコパーク、スポーツ施設の利用やSUPの全国大会開催などが土台と考えます。令和4年4月には、エコパーク水俣敷地内に道の駅がオープン予定であります。我々自民党水俣支部の代表であります吉永県議におかれては、エコパークの整備事業について、2020年にテニスコートとフットサルの兼用コート8面のオープン、バラ園等の整備等、さまざまな整備に御尽力いただいております。また、令和4年度、本年には、野球場に新たに照明設備の設置と200名程度の観覧席の設置が計画されています。高岡市長のビジョンの1つである、「活力生まれる水俣」の原資となることは間違いありません。

総合計画等においても、県の案件は吉永県議、国においては熊本4区から選出されております金子代議士、現金子総務大臣と高岡市長の人脈は、国、県、市としっかりとしたパイプがあります。その人脈を大いに生かしていただき、未来に希望ある水俣、安心して暮らせる水俣づくりを、高岡市長とともに我々自民党自民会派も頑張ってまいります。そして、市民の皆さんの声を市政に届けてまいります。

それでは、通告に従い質問いたします。

大項目1、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。

(1)、2款総務費、1項総務管理費、13日庁舎建設費、新庁舎建設工事（第2期）他について。

①、新庁舎第2期工事のスケジュールと工事内容はどのようになっているのか。

②、仮庁舎の解体・撤収工事が進められているが、整備完了予定はいつか。

③、新庁舎の業務開始から3カ月が経過するが、庁舎利用に対してハード面・ソフト面からの問題点は。また、来庁された方たちの声はどのようなものがあるか。

(2)、4款衛生費、3項簡易水道設置費、1目簡易水道設置費、簡易水道事業について。

①、水俣市内には55団体の簡易水道組合等の運営が行われているが、具体的な世帯数と人数は。

②、この事業概要として、「簡易水道等への指導監督及び施設整備に対する補助金交付に関わる事務」とあるが、近年の実績はどのようなものがあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩村議員の御質問に順次お答えします。

まず、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、新庁舎建設工事（第2期）他については私から、簡易水道事業については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、新庁舎建設工事（第2期）他について、順次お答えします。

まず、第2期工事のスケジュールと工事内容はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

新庁舎建設工事第2期工事につきましては、令和3年12月20日から本年11月30日までを工期としており、本年6月頃までに行う解体工事では、新館及び秋葉会館の解体を行い、あわせて4月頃から順次行う整備工事では、駐車場、駐輪場、屋外倉庫棟など整備を予定しているところです。工事竣工後は、現在分散している駐車場が新庁舎に集約されることにより、当初計画の駐車

台数を確保することができますので、市民の方々の利便性は向上するものと考えております。引き続き、安全対策及びスケジュールどおりの竣工に努めてまいりますので、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次に、仮庁舎の解体・撤収工事が進められているが、整備完了予定はいつかの御質問にお答えします。

仮庁舎については、現在、賃貸借の相手方である大和リースにより、建物の撤去及び舗装等の復旧の工事を行っております。整備完了は令和4年3月25日となる予定です。

次に、新庁舎の業務開始から約3カ月が経過するが、庁舎利用に関してハード面・ソフト面からの問題点は。また、来庁された方たちの声はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

令和3年12月27日から業務を開始し、3カ月が経過したところですが、現在、庁内の各部署に新庁舎の評価される点や改善が必要な点についての意見を照会し、集約を終えたところです。集約した意見や来庁された市民の声の中には、サインや動線に関する事、什器等のレイアウトや使いやすさに関する事、エレベーターの場所がわかりにくいなどの御意見もいただいております。今後、必要な対応を速やかに行っていく予定です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、簡易水道事業についてお答えします。

まず、水俣市内には55団体の簡易水道組合等の運営が行われているが、具体的な世帯と人数はとの御質問についてお答えします。

令和3年4月1日時点では、給水戸数733世帯、給水人口1,652人となっております。

次に、この事業概要として、「簡易水道等への指導監督及び施設整備に対する補助金交付に関わる事務」とあるが、近年の実績はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

まず、簡易水道等への指導監督については、郵送による各組合への給水人口等の現況調査を行っております。また、各組合長を対象として、水道法及び水俣市簡易水道等施設整備費補助金についての講習会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症のため、令和2年度から2年間は実施できておりません。施設整備に対する補助金につきましては、過去3年間の交付実績を申し上げますと、令和元年度は申請がなくゼロ件でしたが令和2年度は3件あり、1件は羽迫下水道組合の配水池のフェンス設置及び止水栓の交換で、補助金額は62万1,000円となっております。2件目は、岩井口日当水道組合の送水管の交換で、補助金額は38万5,000円となっております。3件目は、馬淵水道組合の配水管の延伸で、補助金額は2万円となっております。

令和3年度は2件あり、1件は鶴水道組合の配水池タンクの交換で、補助金額は110万円と

なっております。2件目は、岩井口日当水道組合の止水栓の位置変更で、補助金額は6万4,000円となっております。なお、補助金の財源については、過疎対策事業債を充てております。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

新庁舎第2期工事スケジュールについては、昨年12月20日から始まっており、本年11月30日の工期で完了する。整備工事は4月頃から順次取りかかり、駐車場、駐輪場、屋外倉庫棟と進める予定である。新館、秋葉会館の解体工事は6月頃までに予定と答弁をいただきました。ぜひ工期内の整備完了をお願いしたいと思います。

そこで、まず1点、工事に関する質問ですが、第2期工事の工程は本年11月末までに整備完了予定であるが、新庁舎敷地内の舗装工事等については、第一小学校の校舎等が隣接している区域があるので、夏休み期間中の施工スケジュールは組めないのか、1点。

次に、仮庁舎の整備完了予定は今年25日とのことですので、間もなく完了すると思います。安全管理をお願いしたいと思います。

そこで質問ですが、昨年の9月議会の一般質問の中で、私が仮庁舎の跡地利用について、駐車場としての利用はできないのかと質問いたしました。そのときの答弁で、第一小学校より借地している状態である、利用については今後調整していくとの答弁をいただきました。現段階での状況はどのようになっているのか。今後については、文化会館の企画やもやい館での健康診断や催し物等の利用者に対して、駐車場として提供することが必要かと思えます。その後の調整と、今後駐車場としての利用はどのようになっているのか、1点。

次に、新庁舎の利用に関して、ハード面・ソフト面から問題点、また来庁された方からの声については集約されているとのことですので、現段階での件数は何件ぐらいあるのか、またハード面については予算が必要になる案件も考えられるが、どのように対応するのか。また、ソフト面については、すぐできる案件もあると思うが、その対応はされているのか、3点。

次に、新庁舎入り口についてですが、バスまわしゼブラゾーンの標示について、わかりにくい、ちらちらすると声を聞くが、交通安全上問題はないのか、1点。

以上6点、お願いいたします。

引き続き、簡易水道組合等の利用世帯数は733世帯、1,652名の利用者との答弁をいただきました。市内全体の割合としては、7%を占める状態と理解いたしました。事業の内容としては、郵便による給水人口の現状調査と、各組合長を対象に水道法、簡易水道等施設整備費補助金についての講習会の開催が主な事業と答弁をいただきました。施設整備の補助事業についても説明をいただきましたが、毎年何らかの不具合があり、工事や部品交換等があるということです。その財源は過疎対策事業債にて対応するとのことですが、担当課において、現在の通信費、講習会費と

別に、55組合の管理する設備については設置から年数が経過しており、ポンプや配管、タンク等の老朽化も考えられますので、事業予算を計上することはできないのか、1点。

次に、事業説明書の中に、中尾山簡易水道組合の施設の不具合が生じていると記載がありました。私も住民の方よりお話を聞く機会がありましたので、担当課の職員の方と現場の確認をいたしました。現在の対応と状況はどうなっているのか、1点、質問いたします。よろしく願います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、新庁舎建設に関する御質問のほうにお答えしたいと思います。6点ございました。

まず1点目の、敷地内の舗装工事について、安全を考慮して夏休み中にできないかという御質問でございました。敷地内の舗装工事につきましては、工事の終盤に施工する必要がありますために、9月から10月にかけて行う予定となっております。なお、工事期間中は引き続き工事関係者等と定期的に情報共有の場を設けながら、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、昨年9月の議員の一般質問の中で、仮庁舎跡地の利用についてということの御質問でございました。

この件に関しましては、昨年9月の議会で御質問をいただきました仮庁舎の駐車場につきましては、第一小学校の運動場の一部を借用して整備をしたものであります。今月末までに元の状態に復旧をして返還をする予定でありましたけれども、新庁舎の第2期工事による駐車場の不足が懸念されることから、教育委員会と協議を行いまして、第2期工事が完了し、駐車場不足が解消されるまで借用を継続することといたしております。また、借用期間の終了後は、元の運動場に復旧をせず駐車場の形態のまま返却することとし、その後は教育委員会が管理することとなりますけれども、具体的な運用につきましては今後検討されることとなります。

なお、仮庁舎の建物があった敷地につきましては、プレハブ庁舎の解体工事終了後、駐車場の復旧工事を行い、教育委員会に返還をいたしまして、令和4年4月以降、文化会館の駐車場として再開する予定にしております。

3点目の、新庁舎に対する意見の集約をしているということであるが、何件あったかという御質問ですが、新庁舎に対する意見の総数は209件あったところです。現在、集約を終えたところでもありますけれども、重複する意見も散見されますので、今後、整理をしていきたいと考えております。

4点目の、ハード面についての予算が必要になると思うが、どのように対応するのかという御質問です。ハード面の問題の対策で予算が必要なものにつきましては、集約をいたしました意見

に対する関係部署との協議を行い、対応方針について検討を行う予定としております。通常の維持管理費の中で対応が可能なものにつきましては、その都度対応していきたいと考えております。

なお、予算が必要な場合は庁内の協議を経まして、必要に応じて市議会に御説明をしながら今後進めてまいりたいと考えております。

5点目の、ソフト面について、すぐできることについては対応しているのかという御質問であります。ソフト面につきましても、これは集約をした意見を整理しているところでありますけれども、それと並行しながら、対応可能なものに関しましては順次対応をしているところであります。

最後、6点目の、新庁舎入り口のバスまわしのゼブラゾーンの標示、これはちょっと見にくいのではないかという問題、安全上の問題はないかという御質問でございます。

このゼブラゾーンを含みます新庁舎入り口の標示につきましては、関係機関と協議をして決定をした経緯がございますので、現在のところ、安全上の問題はないとして考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 私のほうからは、簡易水道事業についての御質問が2件ございましたので、順次回答申し上げます。

まず、55組合、老朽化も進んでいるようだと、事業予算計上することはできないかという御質問でございました。

簡易水道等施設整備費補助金につきましては、事前に組合から相談を受け、現地の状況と事業計画を確認し、事業費を算出した上で予算を計上しております。

また、中尾山簡易水道組合の現在の対応と状況はという御質問でございます。

中尾山簡易水道組合の給水施設につきましては、平成9年にボーリングを行い、水中ポンプを設置して、地下約150メートル地点から給水する深井戸となっております。不具合の状況としましては、令和3年12月31日にポンプが過負荷を起こして破損し、給水の停止となったものです。このため、令和4年1月4日から現在まで、上下水道局から水の供給を受け、組合、都市計画課及び環境課共同で、主に月曜日、水曜日、金曜日に給水作業を実施し、生活用水を確保しております。なお、水源の水質悪化が疑われたため、水質検査を実施したところ、水道法の基準を超過していることが判明したため、現在、原因を調査中です。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

まず、新庁舎の件なんですけど、敷地内の舗装工事については全体的な工程上、夏休み期間中の

整備のスケジュールは難しいとの答弁をいただきました。安全対策等は基本ですが、学校の授業と、また近隣の環境面に対して御配慮いただいて、工事関係者の定例会議等において周知をお願いしたいと思います。

次に、仮庁舎の跡地利用についてですが、ぜひ駐車場として使用できるよう調整をお願いしたいと思います。駐車場のスペースが取れることにより、さまざまな事業や企画に市民の方たちが積極的に参加いただき、関わることによって、元気なまちづくりにつながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、新庁舎への意見や問題点については209件、集約作業中とのこと。この件数が多いか少ないかは微妙なところですが、市民の皆さんの目線、職員の方たちの目線で、よりよい改善、対策ができるように検討していただき、結果を期待しております。私も新庁舎建替等対策委員を務めておりますので、ともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、予算が必要である案件については、議会にもその都度情報の提供をいただき、スピード感のある対応ができるよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新庁舎入り口のゼブラゾーンについては、関係機関と協議も行き、安全上、現時点では問題はないと答弁をいただきました。しばらくの間、注視していきたいと思っております。答弁、本当にありがとうございます。

市民の皆さんも、新庁舎に関しては注目し、関心度も高いと思っております。新庁舎の業務が始まり、これで完成と思われている市民の方が多いと思われれます。また、よく聞く声が、「駐車場は狭かね」という声です。恐らく、第1期工事で新庁舎工事は完成していると思われている方が多いかと思われれます。

そこで1点質問です。新庁舎の第2期工事の整備内容及び進捗状況や完全完成予想図面や写真等にて広く周知することはできないのか、1点。

簡易水道の質問になります。

簡易水道等施設整備については、55団体、733世帯、1,652名の日常生活の生活水の確保が関わっています。市民の安心・安全な暮らしを守るために、担当課においては、市民の方たちに寄り添い、敏速かつ適切な対応をお願いしたい。

2点目ですが、今回の中尾山簡易水道組合の世帯数は10世帯の給水と、中尾山公園の給水が関わっていると思われれます。現状の給水作業は、週3回から4回行われているとのことだが、人が生きていく上では、水道は日常生活に必要不可欠です。簡易水道施設の早急な復旧事業を行うことが必要であり、補助金等の予算措置を早急に対応することで、住民の方たちが一日でも早く安心して暮らせることとなります。

そこで、2点質問いたします。

今回の中尾山簡易水道組合施設の復旧事業の補助金等の予算措置はできないのか。

また、ほかの54団体についても同様な不具合が発生する可能性が十分想定されるが、対応はできるのか。

以上2点、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員3回目の新庁舎に関する御質問にお答えいたします。

1期工事で工事が完了したと思われてる市民の方もいらっしゃるということで、今回、2期工事の進捗状況などを市民の方々に周知したらどうかという御質問でございました。

第2期工事の内容及び進捗につきましては、1月号及び2月号の市報で、市民の皆様方には周知をしてるところでありますけれども、今後も適宜、市報や市のホームページ、そして庁舎1階の市民交流フロアでの掲示など、図や写真などを用いまして、わかりやすくお知らせをしてみたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 簡易水道のことです。

中尾山簡易水道につきましての補助金等の予算措置につきまして、またほかの団体につきましても同様のことが発生する可能性があるということで、適切に対応するのかどうかという御質問でございました。

中尾山簡易水道組合の復旧事業については、組合の事業方針が決定し、概算事業費が算出された時点で中身を精査し、必要な補助金の予算計上を考えております。

水道は、生活に必要不可欠な基本インフラであり、清潔で衛生的な生活環境を保持するためにも、可能な限り早急な対応をしたいと考えておりますので、ほかの水道組合に不具合が発生した場合も同様に対応してまいります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時13分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。無限21の田中睦です。

3月定例会が、新型コロナウイルス感染症の影響で流会となり、臨時会となりました。定例会

でないため、提出議案に対する質問しかできず、市長の施政方針に対する質問ができません。

そこで、市長の施政方針に対する感想を、まず述べたいと思います。

4年間の実績を強調したいのはわかりますが、歴代市長やそのときの職員への敬意が感じられないのが残念です。新庁舎が建ちました。国の補助を獲得するために大変な努力をしたのは、前西田市長と当時の職員で、庁舎が現在の場所に建設されることに反対し、足を引っ張ったのは、高岡市長、あなたではないですか。それを自覚しておられるからこそ、実績の中に新庁舎建設のことが入ってこなかったということなのだろうというふうに思います。

また、選挙戦についても触れられました。その中に、批判の声を切り捨てる姿勢が見られました。批判は市民からの注文であり、こうしてほしいという市民の願望、希望でもあります。水俣市のトップである市長には、批判の声を切り捨てるのではなく、真摯に聞こうとする謙虚さと度量の大きさをもって、今後、市政運営に当たられることを強く願っております。

今回は、通常の一般質問とは違いますが、このような形で質問できるように御尽力いただいた、いろいろ工夫をしていただいたことに対しては感謝をいたします。そのことを前向きに捉えて、以下質問いたします。

最初に、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算についてお尋ねします。

(1)、2款総務費、1項総務管理費、7目交通対策費について、予算書55ページです。

①、地域の公共交通を維持するための補助金の推移はどうなっているか。地方バス路線維持、肥薩おれんじ鉄道、みなくるバス、乗合タクシー、それぞれどうなっているかお尋ねします。

②、今後も一般財源から支出される補助金の増額が予想されますが、地域交通の維持に向けての見通しと対策について、どう考えておられるのかお尋ねします。

次は、新型コロナウイルスワクチン接種について、予算書88ページから90ページです。

①、3月に入り、全国各地で5歳から11歳までの子どもたちへのワクチン接種が始まりました。本市では、5歳から11歳の小児へのワクチン接種計画はどうなっていますか。

②、予算書90ページにある予防接種救済給付金について質問します。

ア、予防接種救済給付金とは何か。また、誰を救済するのかお尋ねします。

イ、予防接種救済給付金の額が、本年度令和3年度予算では9万5,000円だったのが、来年度予算では4,400万円に増えた理由は何でしょうか。

2、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について質問します。

(1)、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業についてお尋ねします。予算書17ページ、26ページです。

①、「外貨を稼ぐ」とはどういう意味で、狙いは何か。

②、市場開拓チャレンジ支援事業について、県下他市の事例にはどのようなものがあるか。

③、現在、水俣市に住んで市外に働きに出ている人は何人いるのでしょうか。

④、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業の目標設置はどうなっているのでしょうか。

最後に、「選ばれる水俣」推進事業についてお尋ねします。予算書17ページです。

①、高齢者スマホ等普及事業の携帯通信端末普及促進事業補助金について。

ア、現在、65歳以上の方のスマホ・タブレットの普及率はどれだけでしょうか。

イ、スマホやタブレットを購入する際の助成が不適切に行われないようにする方策はどうなっていますか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中議員の質問に順次お答えします。

まず、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、交通対策費については総務企画部長から、新型コロナウイルスワクチン接種事業については福祉環境部長から、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業については私から、「選ばれる水俣」推進事業については総務企画部長からそれぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、交通対策費について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 初めに、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について、交通対策費について、順次お答えします。

まず、地域の公共交通を維持するための補助金の推移は、地方バス路線維持、肥薩おれんじ鉄道、みなくるバス、乗合タクシー、それぞれどうなっているかとの御質問についてお答えします。

みなくるバスを含む地方バス路線の運行経費の補助として、平成30年度7,909万円、平成31年度8,123万円、令和2年度8,817万円を支給しております。また、肥薩おれんじ鉄道への運営補助として、平成30年度1,080万円、平成31年度771万円、令和2年度931万円を補助しています。乗合タクシーへの運行補助として、平成30年度1,032万円、平成31年度1,023万円、令和2年度1,000万円を支給しています。

次に、今後も補助金の増額が予想されるが、地域交通の維持に向けての見通しと対策について、どう考えているかとの御質問についてお答えします。

現在、人口減少によって公共交通の需要も減少しておりますが、今後、高齢化が進み、運転免

許証の自主返納者数が増えることなども予測されるため、将来にわたって公共交通サービスを維持していく必要があります。また、利用者が低迷している中で、地域交通を維持すれば赤字補填のための補助金の増加を招く懸念があります。しかしながら、人口減少により市の財政規模が縮小していくと見込まれる中で、補助金を増やしていくことは現実的には難しいので、公共交通サービスの効率化を図っていくことが重要です。

このため、令和2年3月に策定した第2期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、本年1月4日にみなくるバス及び乗合タクシーの路線の見直しを実施しました。また、令和4年度予算ではオンデマンド乗合タクシー実証事業の経費を計上しており、便利で効率的な公共交通網の確立につなげていきたいと考えております。また、肥薩おれんじ鉄道については、自律的で持続可能な経営を行っていくため、収支改善などに向けた今後5年間の中期経営計画を現在策定中であると聞いております。

○議長（牧下恭之君） 次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、順次お答えします。

まず、5歳から11歳の小児の接種についての計画はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

5歳から11歳の小児接種については、接種の時期を3期に分け、それぞれに接種券の発送日、予約期間及び接種期間を設けています。第1期は令和4年3月末時点で小学3年生から小学5年生までの方を対象に、3月10日に接種券等を発送しました。予約期間は3月14日から23日までとし、3月28日から接種を開始します。第2期は令和4年3月末時点で5歳から小学2年生までの方を対象に、3月30日に接種券等を発送します。予約期間は、4月4日から13日までとし、4月18日から接種を開始します。第3期は、第1期及び第2期で未接種の方を対象とします。予約期間は、4月18日から27日までとし、5月9日から接種を開始します。接種は個別接種のみとし、水俣市立総合医療センターを含む6医療機関で実施します。

次に、予防接種救済給付金についてです。

予防接種救済給付金とは何か、誰を救済するのかとの御質問にお答えをします。

予防接種救済給付金とは、予防接種法に基づく予防接種を受けられた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村から健康被害を受けた方、またはその遺族等に給付するものです。新型コロナワクチンは、本来、安心・安全に接種できるものです。接種の副反応による健康被害の発生は極めてまれです

が、完全に否定できないものであるため、接種を受けたことによる健康被害と認められた場合に給付されるものです。

次に、令和3年度は9万5,000円だった予算が4,400万円に増えた理由は何かとの御質問にお答えします。

令和3年度は、予防接種救済給付金のうち、医療費及び医療手当を計上しておりました。令和4年度は、医療費、医療手当に加え、重篤なケースが生じた場合の経費を計上しています。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 地方バス路線維持のための補助金については、約8,000万円から令和2年度が9,000万円近くになり、令和4年度予算額は1億円を超える額になっています。おれんじ鉄道への運営補助額は、平成31年度が771万円と少なくなっていますが、ほかの年は約1,000万円前後で推移しているようです。しかし、令和4年度の予算は1,500万円を超えています。乗合タクシー運行補助は1,000万円程度で推移していることがわかりました。私も第2期水俣市地域公共交通網形成計画を見ました。その中の地域公共交通の果たすべき役割の1つに、高齢者等の交通弱者にとっても利用しやすい公共交通環境を確保、維持する役割というのがあります。同時に、課題については公共交通の維持に向けた収支の改善として、バスに関しては市の財政負担額を抑制するために、市民ニーズに合わせて減便や運行ルートの変更、車両の小型化などを検討するとも書かれています。乗合タクシーについても、2020年のこの形成計画に運行形態見直しの検討の中で、デマンド型運行が出てきています。令和4年度、来年度の補正予算では、デマンドをさらに進化させてオンデマンド、つまり住民の要求に応じた形の乗合タクシーの実証実験経費が出されています。

2点質問します。

1つは、肥薩おれんじ鉄道についてです。当初予算の事業説明調書23ページに、利用促進事業を行い利用者回復が見られたとあります。利用者回復は、どの程度あったのでしょうか。

もう1点は、オンデマンドタクシーについてです。オンデマンドタクシーと、現在運行されている乗合タクシーとの違い、例えば運行ルートや時刻表などで違いがあると思うわけですが、その違いはなんでしょうか。

次は、コロナワクチン接種についてのお尋ねです。小さな子どもたちへのコロナワクチン接種については、コロナウイルスの感染リスクよりワクチン接種のリスクのほうが高いと、安全性への疑問を持って心配する声もあります。ワクチン接種については、接種に際しては十分なインフォームド・コンセントを図っていくことが大切です。市としての、小児へのワクチン接種についての基本的な姿勢をお聞かせください。接種を推進しようとするのか、あくまでも子ども本人や保護者の意思を第一に考えるのかという点についてです。

これが1つ目の質問です。

次に、ワクチン接種のメリット、デメリットについて、保護者へ理解してもらう必要があります。安全性について心配する声もありますので、情報提供をしっかりとしてほしいと思います。どういう方法を取られますか。

文科省、厚労省からの事務連絡文書があります。子どもたちへの接種についての、学校等における考え方及び留意点というものです。それによると、ワクチン接種を受ける際、場合によっては出席停止として欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能としています。また、副反応が出た場合も出席停止とできます。さらに、差別やいじめ等の防止についても示してあります。学校等においては、ワクチン接種は強制ではないこと、周囲に強制してはいけないことなどがあり、これは厚労省が出しているリーフレットにも書かれています。

3つ目の質問として、学校での集団接種についてお尋ねします。

文科省も言っているように、集団接種では個人の意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生みがちである。また、接種後の対応が難しいといったことから、現時点では集団接種は勧めないと述べています。私も同じように、学校でのワクチンの集団接種はすべきではないと思っていますが、市の考えはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 私からは、公共交通のほうについて御回答申し上げます。

2つあったと思いますが、1つ目ですけれども、肥薩おれんじ鉄道の利用促進事業で利用者が回復したとあるが、どのくらい回復したのかというお話だったと思います。お答えいたします。

肥薩おれんじ鉄道の利用促進のため、熊本県側としては、本市をはじめ熊本県八代市、芦北町津奈木町の沿線自治体で組織する肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会において、令和3年度は団体利用や貸し切り利用料金が割り引きとなる事業などを行っております。令和3年4月から11月までの利用者数は66万9,000人であり、前年同時期に比べて11万2,000人の増加と聞いております。

2問目ですけれども、オンデマンド乗合タクシーと乗合タクシーの違いについてという御質問でした。お答えいたします。

現在の本市における乗合タクシーの運行方法は、バスと同じように決められた路線を決められた時刻どおりに各停留所を回るものです。毎週火曜日に運行する市木線のように、決まった曜日にバスと同様に運行する路線定期運行と、大迫・牧ノ内線のように、運行日は毎週月曜日で、利用日の前日までに予約を受けた場合のみ運行する路線不定期運行の2種類があります。一方で、次年度に実証事業を実施予定のオンデマンド乗合タクシーについては、路線不定期運行と同様に、例えば毎週月曜日など特定の曜日に予約を受けた場合のみ運行する予定であり、利用日の

前日までに予約していただくこととなります。

経路につきましては、さらなる利便性向上のため、利用者の玄関先まで迎えに行くことを想定しています。玄関先からどの停留所まで運行するかにつきましては、例えば東部の集落地から葛彩館まで運行して、そこから市街地まではみなくバスに乗り換えてもらう方式や、医療センター、エムズシティなど、中心市街地の施設の停留所まで運行する方式など、さまざまな方式が考えられます。利便性とコストのバランスを考慮しながら適切な運行方式を、今後の実証事業の中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 新型コロナウイルスワクチン接種に係ります市の姿勢についてお尋ねをいただきました。

まず、小児への接種のことについてでございます。小児への接種については、これまでの12歳以上の接種とは異なり、保護者の方が感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で接種を御判断いただきたいと考えております。

また、次の質問でございます、その場合の保護者への情報提供はどのようにするのかというお尋ねでございました。

新型コロナワクチンの効果や安全性については、厚生労働省が作成した新型コロナワクチン接種についてのお知らせというリーフレットがあります。対象者の方へ接種券を送付する際に、このリーフレットを同封するとともに、市のホームページにも掲載し、情報提供をします。

3点目の質問は、学校でのというふうなことでございました。接種に関わりますので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

国は、小児へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、現時点では推奨するものではないとしております。本市としましても、水俣市芦北郡の医師会と協議を行い、医療機関での個別接種で実施すると判断しているため、学校での集団接種は実施をいたしません。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 公共交通について、人口減と高齢化が進む中、公共交通の利用者が減少し、交通網維持のための補助金はこれからも増えていくばかりだと考えられます。サービス低下にならず、補助金の増加を抑えるということを両立させることは、大変難しい課題だと思います。形成計画に示してある2024年目標値に近づけるよう、住民ニーズを把握しながら知恵を絞って取り組んでいただきたいと思います。

ただ、このように過疎化が進む自治体にとっては容易なことではないと思います。もう既に要請はしておられることとは思いますが、今後も他の自治体と一緒にあって、国からの補助、交付

金の増額を強く求めていってほしいということを要望しておきます。

次に、ワクチン接種について1つだけお尋ねをします。

来年度予算で急に9万5,000円から4,400万円というふうが増えたのは、コロナワクチン接種による重篤な健康被害が出た場合に備えたものというふうを考えていいでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 田中議員、3回目の御質問でございます。

さきに答弁しましたように、新型コロナワクチンは本来、安心・安全に接種できるものです。接種の副反応による健康被害の発生は極めてまれですが、完全に否定できないものです。接種を受けたことによる健康被害の中でも、重篤なケースに備えた経費でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について、順次お答えします。

まず、「外貨を稼ぐ」とはどういう意味で、狙いは何かとの御質問にお答えします。

「外貨を稼ぐ水俣」は、人口減少が進み、水俣市内の経済規模が小さくなっていく中で、市外の所得や売上げ、つまり外貨の獲得により市民の生活を豊かにすることを目指すものです。獲得された外貨が市内で消費されれば、市内事業者の売り上げが増えて次の成長につながります。

外貨の稼ぎ方には2種類ございます。

1つ目は、市外で稼いでいる人に水俣市民になっていただくことです。例えば、水俣出身で就職のために市外に引っ越してしまった人の中には、仕事が続けられるのであれば生まれ故郷の水俣に戻りたいと思ってる人が少なからずいると考えます。本市には、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの恵まれた交通インフラがございます。この人たちが市外で仕事を続けながら水俣に転入していただくために、新幹線等の通勤定期代の補助金や、住宅取得の補助金等の支援を行ってまいります。

外貨の稼ぎ方の2つ目は、水俣市内の事業者が市外で売り上げを上げることです。水俣市内には、市外でも通用するすばらしい商品やサービスを生み出してる事業者がたくさんおられます。こうした事業者が市外の市場を開拓したり、顧客を獲得したりすることを支援するため、市場開拓チャレンジ補助金を創設いたしました。

次に、市場開拓チャレンジ支援事業について、県下他市の事例はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

本市を含む県内の自治体においては、販路開拓のためのイベント参加や商談会、展示会への出展に関する補助制度を有している例はありますが、今回の事業のように、地域の事業者が地域外に支店や営業所を設置して市場開拓を行う際の支援制度は見受けられず、本市独自の制度であるものと考えます。

次に、現在、水俣市に住んでいる、市外に働きに出ている人の数は何人かとの御質問にお答えします。最新の情報として、国が公表している平成27年国勢調査によると、本市在住の方で市外で働いている方は1,443人です。

次に、本事業による目標設定はどうなっているかとの御質問にお答えします。

「外貨を稼ぐ水俣」推進事業のうち、転入者支援については年間20人程度の転入を目標として設定しております。また、事業者支援については、市外に支店等を開設する事業者が2件、外貨獲得につながる新規事業や新規商品開発を行う事業者が2件を年間目標としています。

○議長（牧下恭之君） 次に、「選ばれる水俣」推進事業について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、「選ばれる水俣」推進事業について、順次お答えします。

まず、高齢者スマホ等普及事業の携帯通信端末普及促進事業補助金について、現在65歳以上の方のスマホ・タブレットの普及率はどれだけかとの御質問にお答えします。

スマホやタブレットの普及状況について、市独自の調査データなどはありませんでしたので、総務省が発行している情報通信白書令和3年版に記載された端末の種類ごと、年代別の利用状況のデータでお答えします。

65歳以上という区分はありませんでしたが、60歳以上の方のスマホの利用状況は、81.0%、タブレットの利用状況は26.0%とされています。

次に、購入助成が不適切に行われないようにする方策はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本事業は、内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用することを前提に予算化したところであり、現在、国との協議を進めております。当初、高齢者のスマホ等購入への補助を想定しておりましたが、国との事前協議の結果を踏まえ、交付金の趣旨、用途の制限などに照らし、事業内容を見直して申請しました。具体的には、スマホなどを購入した高齢者が周囲のスマホ未経験者に対して、その便利さ、楽しさ、手軽さを広める活動経費を補助することとしています。この補助が不適切に使用されないよう、スマホなどを普及するためにどのような活動を誰に対して行ったのか、幾ら経費がかかったのかなどの内容をきちんと確認した上で補助決定を行うことといたします。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について申し上げます。

本来、外貨とは外国の貨幣という意味で、外貨を稼ぐとは輸出等で自国以外の他国の貨幣を獲得することで、そのことになぞらえて表現しておられるのだと思いますが、多少違和感を持ったところでは。水俣市外で収入を得ている人に、水俣に住んでもらうことで、多分にUターンを意識した事業だと捉えました。そのように話をされました。転入してもらうために、通勤代や住宅取得の補助を行うということも1つの手だてとは思いますが、やはりそれ以上に水俣に住みたいと思わせるようにすること。例えば、一番大きな問題だと思うんですが、働く場をどうつくるか、そこら辺が重要になってくるのではないかと思います。

市場開拓チャレンジ支援事業について、当初の事業説明調書に、「市内事業所が市外に拠点を置いて事業を拡大し」とあるので、最初は私の勘違いだったと思います。市外に拠点を置くことを、市外に拠点を移すことというふうに思ってしまった。水俣にある、市内にある事業所が市外に拠点を置くことで、過疎化を助長するのではないかと心配しましたが、そういうことではないということを1つ確認させてください。

市外に拠点を置くということですが、拠点を置いた土地では、市外での雇用は生まれると思いますが、市外に新たな支店や営業所を置くことが水俣市民の雇用拡大にどうつながるのか、ここら辺の説明をしていただきたいと思います。

もう1つ、お尋ねをします。本事業の目標設定に対する答弁で、転入者については年間20人程度、事業者支援についても、市外にも拠点を置く事業者が2件、新規事業や商品開発が2件と、具体的な数字を上げられました。

もう1つ、外貨獲得の目標金額については、どれほどに目標を置いておられるのかお尋ねをします。

続いて、高齢者スマホ等普及事業補助金についてです。

高齢者スマホ等普及事業の補助金については、当初、補正予算説明調書には、高齢者を対象としたスマホ・タブレット購入費の助成として上限2万円と書かれていました。500人分の1,000万円ということなのでしょう。それで、そういう助成の仕方では不適切な申請の例が出るのではないかと質問をしたわけですが、昨日付でどうも事業の見直しを行った、その修正版といいますか、それが出されていきましたので、ちょっと戸惑っているところです。

当初の事業計画によると、例えば私のようなじいちゃんが、まだスマホを持っていなくて、これから、もう自分で使うつもりはないと。ところが、孫がスマホを欲しがったので、じいちゃんが自分名義で買った形にして2万円の補助を受けようとする、そういうことがちょっと不適切な例になるのではないかと質問を考えていましたが、意味がなくなったようです。事業内容

の見直しをしているということで、今のような質問はもうする必要がなくなったと思ってるところですが、ただ、事業内容が確定していないまま予算案が出されたわけで、なぜこういうことになったのか、その経緯といたしますか、それを説明願いたい。

次に、スマホ等の計画が変わって、スマホ等の普及活動への補助をするということですが、活動内容の確認はどういう形でされるのか。申請書類などを作って、その提出を求められるのか、それから普及活動への補助として1,000万円も必要なのかという疑問が生じました。

以上。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 私からは、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業について、まず市内事業者が市外への転出をすることを促すものではないのかどうかということと、雇用拡大につながるのかということですが、先ほどお答えしましたとおり、本事業は市内に本社、本店を置く事業者が市外に支店や営業所を設置して市場開拓を行うことを支援するものであり、事業者の市外転出を促すものではございません。本事業の趣旨は、需要も限られている市内において、市内事業者が互いにパイを取り合って疲弊するのではなく、本市に根を張ったまま、より需要が見込める市外に市場を開拓していただくことで、市内事業者の事業拡大と市外需要の獲得を促進することを第一の目的としています。また、本事業が市内の雇用拡大にどうつながるかにつきましては、市内事業者の方々に本事業を活用していただくことで、市外需要の獲得、事業の拡大、そして雇用機会の拡大へという好循環が生まれることを期待するものです。

また、外貨獲得についての目標金額設定はという御質問ですが、事業支援に係る外貨獲得の目標金額につきましては、制度を利用する事業者の事業規模や事業の内容によって、事業者ごとの売り上げや利益に幅があることが予想されるために、設定はしておりません。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 私からは、高齢者スマホ等普及事業の内容について、3点御質問があったかと思えます。

1点目は、事業内容が確定しないまま予算に計上されてしまったというのはどのような事情かという御質問でした。お答えいたします。

新たに創設された国や県の補助金、交付金などについては、市の予算を調製する時点では交付条件等の詳細が明らかでない場合が一般的でございます。こうした補助金などを財源とする事業を実施しようとする場合には、その時点で知り得る情報をもとに予算化することが通例でございます。

御指摘の事業については、国の新たな政策であるデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して実施するものですが、市議会に予算案をお示しした2月17日の時点では、当該交付金の制度

の詳細が明らかにされていなかったことから、その時点で知り得る情報をもとに事業を設計し予算を調製したものです。その後、国との事前協議などで得られた情報を踏まえ、事業設計の見直しを行っております。

2点目ですが、スマホ等の普及に向けた市民の活動について、それを補助するというときに、それをどのように確認するのかという御質問でした。お答えいたします。

申請受け付けに当たっては、スマホ普及に関わる活動実績の報告や書類の添付など、事業の成果を確認する手続を定めることとしています。会計規則などに定めるとおり、適切な書類の提出を求め、実施状況を把握してまいります。

あと3点目が、これは事前に御通告はなかったんですけども、1,000万円も必要かという御質問がありましたのでお答えいたしますけれども、さきの御質問でもお答えしたとおり、水俣市の高齢化率は4割でして、あと総務省の統計にもありましたとおり、高齢者でスマホを使っていない人が2割いますということですので、スマホを使ってない方は相当数いらっしゃるということですので、その方たちに普及促進を図ろうと思いますとそれなりの事業規模になってくるということをお理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 事業者支援の外貨獲得額については、目標額は設定していないということですが、事業の効果を評価するためには、目標金額の設定などの評価基準が必要だと思えます。事業の効果を評価する方法としては、どのようなことを考えておられるのでしょうか。

それから、高齢者のスマホの利用促進に関する質問です。国の交付金を使った事業をしようとしたけれども、当初考えていた事業が交付金の趣旨に合わないということで、現在、事業の見直しをしているということだと思えます。新しい事業を起こして予算をつけるには、やはり実態の分析があって、現状を把握して市民生活をそれより、よりよくしていくという事業の目的や内容を緻密に練り上げていくことが必要ではないのでしょうか。ふだんそういうふうにして計画を立てておられるものと思っております。

ところが、今回的高齢者スマホ等普及事業については、高齢者がどれだけスマホ等を活用しているのかといったような調査というのは、水俣では行っていないということ。つまり、実態からの出発ではなくて、交付金活用というのが最初にあって、それにあわせて事業を考えた結果がこういう事態と申しますか、ことになっているのではないかというふうに思います。

市長2期目の新しいビジョンとして打ち出された三本柱の1つです。例えて言えば、オーナーシェフが新しいセットメニューを考案して出されたものの、その中の料理の1つが生煮え状態だったということです。これでは、試食もできない。審査のしようがないです。もう一度、この

メニューを見直して提出されてはどうか。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 外貨を獲得する事業についてですが、事業の効果を評価する手法は何か考えているかという御質問です。

外貨獲得のための支援制度を利用した事業者については、事業終了後も追跡調査を行って、どの程度の外貨が獲得できたのかを把握する手法を現在検討しているところです。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 先ほどの、スマホ等普及事業について、事業が生煮えで、予算を見直して提出すべきじゃないかという御質問でございました。

まず前提といたしまして、今回、予算の議決対象になっております予算書については、何ら変更してございません。議会の議決が必要な部分については、何ら変更してございません。

今回、議会での議論の参考のために御提出しております予算事業説明調書につきましては、先ほど御説明しましたとおり、2月17日の時点で知り得る限りの情報を我々で検討した上で、予算を調整して提出してありまして、その後の、国との協議で修正がございましたので、修正内容を反映したものを議員の皆様差し替えとしてお届けしてるところでございます。

議員御指摘のとおり、できる限り正確な見積りを予算の中でしてくるってのはそのとおりだと思いますけれども、我々としては合理的に、その時点で見積もれるものをきちんと予算化して議会にお示しするということが、我々の説明責任の果たし方であろうというふうに思っております。逆に、確定したものしか予算に計上しないということでございますと、令和4年度の歳入歳出の見積りを市民の方にお示しするという説明責任を果たすことができませんので、何回も確定するたびに更正予算をつくることになってしまいます。それでは市民の皆様、今後1年間、水俣市が何にお金を使って、どういう歳入を得るのかという見通しを示すことができませんので、それはやはり我々の説明責任の果たし方としては適切じゃないと思います。予算を調製する時点で知り得る情報をできる限り見積もった上で、できる限りの正確な予算を御提出するということが、我々としてやるべきことだと思っておりますので、議員御指摘のとおり、できる限り正確に見積もれるように、これまでも対応してまいりましたし、これからもしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 以上で、田中睦議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明16日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 23 分 散会

令和4年3月16日

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第3号)

一般質問・質疑

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録（第3号）

令和4年3月16日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時36分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（設 楽 聡 君）	主 幹（関 洋 一 君）
主 幹（中 村 亮 彦 君）	主 任（藤 澤 亜 未 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	教 育 次 長（坂 本 禎 一 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第3号

令和4年3月16日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡朱美君 1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について
(1) 支援対象児童等見守り強化事業について
(2) 防災関係経費について
(3) 災害時要援護者支援システム整備事業について
(4) 環境モデル都市推進事業について
- 2 測上茂樹君 1 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について
(1) 敬老祝い事業について
(2) 市役所の働き方改革について
2 議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について
(1) 都市計画マスタープランについて
(付託委員会)
- 第2 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について (総務産業)
- 第4 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第5 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第7 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第8 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第9 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第10 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第11 議第11号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第12 議第12号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第13 議第13号 令和4年度水俣市一般会計予算 (各委)

第14	議第14号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	(厚生文教)
第15	議第15号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	(厚生文教)
第16	議第16号	令和4年度水俣市介護保険特別会計予算	(厚生文教)
第17	議第17号	令和4年度水俣市病院事業会計予算	(厚生文教)
第18	議第18号	令和4年度水俣市水道事業会計予算	(総務産業)
第19	議第19号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算	(総務産業)
第20	議第27号	令和4年度水俣市一般会計補正予算(第1号)	(各委)
第21	議第28号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第22	議第29号	指定管理者の指定について(水俣市東部センター)	(総務産業)
第23	議第30号	指定管理者の指定について(水俣市はぜのき館)	(総務産業)
第24	議第31号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	(総務産業)
第25	議第32号	指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)	(厚生文教)
第26	議第33号	指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)	(総務産業)
第27	議第34号	指定管理者の指定について(水俣市総合体育館(南部館))	(総務産業)
第28	議第35号	指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	(総務産業)
第29	議第36号	指定管理者の指定について(湯の鶴観光物産館)	(総務産業)
第30	議第37号	指定管理者の指定について(Shop&Cafeミナマータ)	(総務産業)
第31	議第38号	指定管理者の指定について(みなまた木のおもちゃ館きらら)	(総務産業)
第32	議第39号	指定管理者の指定について(水俣市久木野ふるさとセンター)	(総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(牧下恭之君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(牧下恭之君) 日程に先立ち諸般の報告をします。

本日、市長から、指定管理者の指定について1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美でございます。

ロシア軍の蛮行は、歴史の針を100年前に後戻りさせた世界を見ているようです。

しかし、大きく違うのは、この行為を世界中が非難しているということです。各地の情報は、SNSやネットニュースで瞬く間に拡散され、ロシア国内の反戦運動に勇気を与えています。水俣市議会が、全会一致で非難決議を上げ、この運動に連帯できたことを誇りに思います。

暗いニュースばかりに目が行きがちですが、100年前には、日本も含め、こぞってロシアと同じような振る舞いをしていたことを思えば、社会は間違いなく進歩していることに気づかされます。人は、過去に学び、進歩する力を持っていることに確信を持ちながら、新年度に向けて頑張る決意で、以下質問に入ります。

今回は、臨時議会という性格上、提出議案についてのみの質問となります。

私は、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算中の4つの事業についてお尋ねいたします。それぞれが関連しているわけではありませんが、一括して質問する形式となりますので、傍聴者の方には大変わかりにくいかと存じますが、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

大項目1、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。

(1)、支援対象児童等見守り強化事業について。

①、事業創設の背景は何か。

②、本市における支援対象児童生徒は現在何名か。

③、委託先との情報共有は、どのような形でされているか。また、その中で、事業の意義、課題をどう捉えているか。

(2)、防災関係経費について。

①、本市の自主防災組織の設置状況はどのようになっているか。

②、本予算の自主防災組織に対する補助金の補助対象の内容と金額はどのようになっているか。

③、災害時に、自主防災組織が機能を果たすために必要なことは何か。

④、「防災士」の資格取得を推奨する自治体が増えているが、「防災士」の役割、取得に必要な

要件、費用はどうなっているか。また、本市の資格取得への支援状況と、資格保持者の数はどれぐらいか。

(3)、災害時要援護者支援システム整備事業について。

①、現在、避難行動要支援者名簿掲載者は何名で、どのような方々か。

②、今年1月に、2カ所の社会福祉法人と福祉避難所の設置運営に関する協定を結んだ。協定の内容はどのようなもので、本協定によって最大何名の要支援者の避難が可能か。

③、24時間、自宅で医療的ケアを必要とする方の避難先の提供はどうなっているか。

(4)、環境モデル都市推進事業について。

①、令和4年度一般会計当初予算事業説明調書事業概要には、4つの部門で温室効果ガスの削減を目指し、取り組みを進めていくとある。予算額は1万8,000円とわずかだが、どう推進するのか。

②、環境省や、資源エネルギー庁などが、脱炭素化を目指す自治体や企業に対し、幅広い補助金メニューを提示しているが、活用する考えはないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の質問に順次お答えします。

まず、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。支援対象児童等見守り強化事業については福祉環境部長から、防災関係経費については副市長から、災害時要支援者支援システム整備事業については私から、環境モデル都市推進事業については福祉環境部長からそれぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。支援対象児童等見守り強化事業について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 初めに、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。支援対象児童等見守り強化事業について、順次お答えします。

まず、事業創設の背景は何かとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守りの機会が減少しています。子どもや子育て世帯への継続的な支援の必要性が高まっていることを踏まえ、見守り体制を強化することで、子育て世帯が孤立しないよう支援していく状況が背景にあります。

次に、本市における支援対象児童生徒は、現在何名かとの御質問にお答えします。

3月1日時点で、86世帯、115人です。

次に、委託先との情報共有は、どのような形でされているか。また、その中で、事業の意義、課題をどう捉えているかとの御質問にお答えします。

木戸議員の御質問に対してお答えしましたが、見守りを委託した児童ごとに、自宅訪問、食事や食品の提供、あるいは学習支援などの支援内容に加え、家庭状況についても、委託した事業者から毎月報告を受けることとなっています。

この報告をもとに、市の相談員や関係職員を加えた個別ケース会議を開催し、問題点を整理した上で、事業者に伝えながら、必要性の高い支援につなげることとしています。

この事業の意義としては、さまざまな支援を通じて、子どもや家庭の状況把握だけでなく、子どもや保護者に対する心のケア、孤立防止や解消も期待されています。

対象児童等の状況の変化に素早く気づき、事業者とともに、それぞれの家庭状況に応じた適切な支援が、時期を逸することなく提供することができるようになると考えています。

一方、課題としては、複雑な問題を抱えた家庭への対応があります。このような家庭への支援を開始するときや、その後のつながりを持ち続け、継続的な見守りを行える状況になるまでの過程に難しさがあります。事業者だけではなく、市の相談員や関係職員の対人援助能力や、相談業務の専門性を高めていく必要があると考えています。

○議長（牧下恭之君） 次に、防災関係経費について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、防災関係経費について、順次お答えします。

まず、本市の自主防災組織の設置状況は、どのようになっているかとの御質問にお答えします。

現在、本市には、26の自治会ごとに、26の自主防災組織が設置されております。

次に、本予算の自主防災組織に対する補助金の補助対象の内容と金額はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市自主防災組織等活動育成事業補助金交付要綱に基づき、3種類の事業に補助を行っております。

1つ目は、災害用備蓄品や生活用品、救護用品などの防災資機材の購入費に対し、2分の1の額を、年間5万円を限度として補助するものです。

2つ目は、各種自主防災訓練等や、啓発活動等に必要経費の全額を年間5万円を限度として補助するものです。

3つ目は、防災士資格取得に必要な受講料、受験料、登録料に対し、3分の2の額を年間3万円を限度として補助を行っております。また、各地区の自主防災組織の代表者で組織する自主防災組織連絡協議会に対し、研修及び災害予防普及に係る経費などに、来年度は、年間13万円の補助金の交付を予定しております。

次に、災害時に、自主防災組織が機能を果たすために必要なことは何かとの御質問にお答えします。

災害時に、自主防災組織が機能するためには、平時からの活動が重要となります。消防庁が公表している自主防災組織の手引において、自主防災組織は地域において共助の中核であり、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む共助が必要であるとされており、各地域において、防災訓練や防災意識の啓発活動、地域の危険個所の把握、地区防災計画の作成などを通して、顔の見える関係をつくり、災害時にスムーズに連携できるよう準備をすることが必要だと考えております。

次に、「防災士」の資格取得を推奨する自治体が増えているが、「防災士」の役割、取得に必要な要件、費用はどうなっているか。また、本市の資格取得への支援状況と、資格保持者の数はどれくらいかとの御質問にお答えします。

防災士の基本理念は、自助・共助・協働の3つであり、自分の身を守るための知識と技能を取得し、スキルアップに努める自助。発災直後に、初期消火、避難誘導や避難所開設などを住民自身で行い、被害拡大を防ぐために、地域の人と協力し、訓練や備えを進める声掛け役となり、リーダーシップを発揮する共助。日頃から、行政や防災関係機関、団体、NPOと連携し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、大規模災害が発生した場合は、それぞれが可能な範囲で、被災地救援・支援活動に取り組む協働が役割として求められています。

資格取得に必要な要件としては、まず、熊本県が開催する火の国ぼうさい塾など、日本防災士機構が認証した機関による、防災士養成研修講座などを受講し、研修履修証明を取得すること。その後、資格取得試験を受験し、合格すること。消防署などの公的機関、またはそれに準ずる機関が実施する心肺蘇生法やAEDの使用法を含む3時間以上の救急救命講習を受講し、修了証を取得することの3つを満たす必要があり、年齢や国籍の制限はありません。

費用については、火の国ぼうさい塾を受講する場合、研修講座受講料は無料ですが、防災士教本代3,500円、試験受験料3,000円、認証登録料5,000円の計1万1,500円が必要となります。火の国ぼうさい塾以外の防災士養成研修講座を受講する場合は、別途受講料が必要となります。

資格取得の支援については、先ほどお答えしましたとおり、必要経費の3分の2の額を年間3万円を限度額として補助を行っております。

また、本市の防災士資格保持者の数については、日本防災士機構によると、本年2月末現在で

45名となっております。

○議長（牧下恭之君） 次に、災害時要援護者支援システム整備事業について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、災害時要支援者支援システム整備事業について、順次お答えします。

まず、現在、避難行動要支援者名簿掲載者は何名で、どのような方々かとの御質問にお答えします。

現在の避難行動要支援者名簿掲載者は753名となっており、そのうち消防機関や民生委員等の避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意されている方々が254名です。今後も引き続き、避難行動要支援者名簿掲載者に対し、個別に働きかけを行い、同意される方を増やしていきたいと考えています。

また、避難行動要支援者名簿掲載者の範囲については、水俣市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱に、要介護3から5までの認定を受けている者、身体障害者手帳1級または2級の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者を除く）、療育手帳Aを所持する者、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する単身世帯の者、市の生活支援を受けている難病患者、上記以外で市が支援の必要を認めた者及び避難支援を希望する者と定めています。

次に、今年1月に、2カ所の社会福祉法人と福祉避難所の設置運営に関する協定を結んだ。協定の内容はどのようなもので、本協定によって最大何名の要支援者の避難が可能かとの御質問にお答えします。

この協定の内容としましては、市内で大規模な災害が発生した場合に、一般の避難所で避難生活を送ることが難しい、支援が必要な高齢者や、障がいがある方々等及びその家族が、当該避難所に避難することにより、安心して避難生活を送ることを目的として、市の要請に基づき、社会福祉法人が運営する施設内において福祉避難所を設置していただくものです。

なお、本協定に基づく福祉避難所への避難可能人数は、家族を含め最大約45名となっております。

今後は、より多くの要支援者が、福祉避難所に避難することができるよう、順次市内にある社会福祉法人等と、福祉避難所に関する協定を広く進めることとしています。

次に、24時間、自宅で医療的ケアを必要とする方の避難先の提供はどうなっているかとの御質問にお答えします。

避難行動要支援者名簿に掲載があり、避難支援等、関係者への名簿情報の提供を同意された方については、災害時の避難の実効性を確保するため、避難場所、避難支援者の名簿等、細やかな

情報をまとめた個別避難計画を作成しています。

24時間、自宅で医療的ケアを必要とする方の個別避難計画を作成する際に、避難支援等関係者をはじめ、主治医や医療機関等との連携を図り、避難先、電源の確保、移動手段等を事前に決めることとしています。

なお、避難の支援を希望する方につきましては、名簿への登録を随時受け付けており、市報等を含むあらゆる機会を通じて、市民の皆様への周知を図りたいと考えています。

○議長（牧下恭之君） 次に、環境モデル都市推進事業について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、環境モデル都市推進事業についてお答えします。

まず、令和4年度一般会計予算事業説明調書の事業概要には、4つの部門で温室効果ガスの削減を目指し、取り組みを進めていくとある。予算額は1万8,000円とわずかだが、どう推進するのかとの御質問にお答えします。

環境モデル都市推進事業の予算は、家庭部門や運輸部門など、各部門の温室効果ガス排出量削減に寄与する市の各部署の取り組みや進捗を総括し、内閣府へ報告する際の旅費や、電気自動車に関係する費用等で主に構成されておりました。この内閣府への報告が、近年オンライン等での報告形式に変更となったため、予算の削減となったものです。本市における温室効果ガス排出量削減の取り組みにつきましては、引き続き各部署で横断的に進めてまいります。

次に、環境省や資源エネルギー庁などが、脱炭素を目指す自治体や企業に対し、幅広い補助金メニューを提示しているが、活用する考えはないのかとの御質問にお答えします。

本市における脱炭素化の取り組みについては、環境省や熊本県のほか、市内外の企業と意見交換等を実施し、本市の目指す方向性に合った施策を検討しているところであり、必要に応じて環境省などの補助金を活用してまいります。

なお、企業等に対する環境省の補助事業については、広報みなまた3月号でお知らせしたところであり、広く活用していただきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まず、支援対象児童等見守り強化事業について、2回目の質問を行います。

私は、平成31年の3月議会で、見守りが必要な児童生徒への支援体制について質問しております。そのときは、50人の児童生徒を婦人相談員1人、家庭相談員1人、職員2名体制で、継続支援していると答弁されています。この中には、比較的軽度の子どもは含まれていなかったのですが、含めた数字を比較しても、現在の対象数86世帯115人という数字は、かなり増えていると聞いています。

相談内容の深刻さ、複雑さが増す中で、体制が弱いのではないかとこのとき申し上げ

げましたが、その後、コロナ禍で、全国的に見守りが必要な案件が増え、児童相談所が対応し切れない事態になり、民間の力を借りる流れになったと思われます。

家庭内の問題の要因はさまざまで、コロナが引き金になって表面化したことは、そのとおりだと思いますが、大きな背景として貧困があることは間違いなくと思います。

3月3日に、内閣府が経済財政諮問会議に提出した資料で、2019年までの25年間に、子育て世帯であります35歳から44歳では104万円、45歳から54歳では184万円も所得が減ったことがわかりました。年収300万から500万円の3割、年収300万円以下では、5割強の人が貯蓄ゼロ世帯だそうで、コロナで失業、減収になれば、ひとたまりもありません。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンが、食糧支援の利用者に行ったアンケートには、学校の制服代、学校納付金が高い。就学援助では足りない。コロナでシフトが激減し、収入減で精神的にまいっているという非常に切実な声が多数寄せられています。

所得低下の最大の要因は、何といたっても非正規雇用の割合の増加です。雇用者側の要望ばかりを聞き、次々規制を取り払ってきたのは政治の判断です。その責任は非常に重いと言わなければなりません。やがて来ると説明されていたトリクルダウンは30年たっても訪れず、その間に、個人消費は冷え込み、少子化が進み、都市と地方の格差も広がりました。政治が抜本的な解決に向けて動かなければ、痛みはひどくなるばかりだということを強調したいと思います。

一方で、目の前にある命を救うことは、自治体の最大の責務です。その最前線にいる行政職員、そして、自ら手を挙げて関わってくださっているNPOや福祉関係者の方々には、ほんとに頭が下がる思いです。

本事業の受け皿になってくださったところは、家庭支援センターも兼ねておられ、利用登録されている方が既に170人を超えていると聞いてきました。正直、手が足りないとおっしゃられています。本市でも、これだけ多くの御家庭が支援を求めている実態があることは、重く受け止めなければなりません。

それで、2回目の質問の1点目です。

まずは、市として、こういうニーズがあることについてどう受け止めておられるか、率直な感想をお聞かせください。

2点目に、この事業は、1年ごとに更新する委託事業になっていますが、今後の方向性についてどう考えておられるかお伺いします。

2点目の防災関係経費について、2回目の質問です。

自主防災組織というのは、阪神・淡路大震災のとき、8割の救助活動が住民自身の手で行われたという経験から生まれたものと聞いております。実際、全国のあちこちで大きな災害があるたびに、日ごろの住民同士の助け合いが、いかに大切かが伝わってきます。

本市では、全ての自治会に自主防災組織ができているとのこと。そして、その自主防災組織が災害時に機能をするためには、平時からの活動が重要になると説明がありました。消防団が素早く出動し、現場で活動する姿は頼もしい限りですが、それは平時から訓練をされているからこそで、自主防災組織も消防団まではいかずとも、定期的な訓練があつてこそ機能を発揮できることは言うまでもありません。

しかし、ほとんどの自主防災組織のトップを自治会長が兼務しており、自治会長は、日常的に多種多様な仕事をこなしています。本予算で一定の資機材や倉庫などは備えたものの、定期的な訓練にまで手が回らないというのが実態です。私も、自主防災の役員をやらせていただいていますので、サポートしたいのはやまやまなのですが、正直、専門知識も経験もないので全く自信がありません。

そこで知ったのが防災士という資格です。先ほど説明にありましたが、研修と試験を受けた者に資格を与え、地域でリーダー的な役割を期待されています。この防災士の資格を持つ者が組織内に増えれば、全体的に意識が向上し、訓練なども自主的に取り組もうという雰囲気生まれると想像されます。実際、そういう効果を期待して、中学生、高校生にまで対象を広げて、資格取得を促し、積極的に助成を行っている自治体もあります。

本市の有資格取得者の数を答えてもらいましたが、現在45名とのことでした。26ある組織に45名というのはあまりに少なく、活性化するレベルではありません。自主防災委員のできれば全員が資格を取得すれば、全体の意識が大きく上がり、組織の機能強化が期待できると考えますが、いかが思われるでしょうか。これが2回目の質問です。

3つ目の災害時要援護者支援システム整備事業について、2回目のお伺いをします。

大規模災害時の福祉避難所の必要性と、実際の受け入れ体制の厳しさというのは、介護現場、医療現場の人手不足を考えれば、容易に想像ができ、全国の自治体が苦慮していると承知しております。しかし、これは命に関わる問題であり、自治体として粘り強く使命を果たしていただきたいと思えます。

私も地域の避難所の開設には毎回関わっておりますが、足腰の弱られた高齢者が、避難所には来たものの、床に寝ることができず、次から避難されなくなったという経験をしました。その後、地区の防災組織で、中古の折り畳みベッドを数台手に入れ、また、コロナで段ボールベッドが配布されるようになったことで、一般の高齢者の受け入れについては、ある程度改善することができました。一方、先ほど説明のあった要介護3から5、各種障害者手帳保持者の方々については、状態に応じた環境が絶対に必要で、個別避難計画の策定が、まさに命綱です。

それで、今回質問してみて初めてわかったことですが、一般の避難所への避難が困難な方が、個別に避難計画をつくってもらうには、避難行動要援護者名簿に加えてもらわなくてはならない

仕組みになっているということです。

それで、2回目の質問の1点目で、これは確認になるんですが、既に介護度が3以上の方及び各種障害手帳をお持ちの方については、本人の申し出がなくても自動的に名簿に掲載されるが、一方で、例えば、病気回復途中にあり、在宅で酸素吸入をしながら生活をされている方というのは、本人からの申し出がない限りは、個別避難計画の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。

2点目に、このように在宅で酸素吸入を必要とされている方は、避難時には、必ず非常電源を備えた施設に行く必要があるのですが、これに該当する施設はどこで、受け入れてもらうためには、どのような手続が必要なのでしょうか。

3点目に、2つの福祉施設と結んだ協定について、もう少し伺います。

受け入れ人数は最大45名とのことですが、これは、現時点で、その施設を利用している以外の方も受け入れてもらえる枠があるということでしょうか。

さらに4点目ですが、市と協定を結んだ施設と、結んでいない施設では、どういう違いが生じるのでしょうか。この質問についての質問は4点です。

最後の環境モデル都市推進事業について、2回目の質問をいたします。

令和4年度の本事業予算の用途はわかりました。それにしても、地球温暖化防止は、世界共通の最優先課題になっているにもかかわらず、市長が施政方針の中で、CO₂の削減について一言も触れない。課題として位置づけていないということは驚きです。市長選において、環境、医療を軽んじていると、あらぬ批判を受けたと言われましたが、あらぬ批判ではなく、この姿勢に対する根拠ある批判だということを申し上げておきます。

国は、2030年、あと8年で温室効果ガスを46%削減することを目標にしています。そのため環境省は、前年度比5割増しと、かなり思い切った脱炭素化促進補助金メニューを準備しています。3月号の広報に一部掲載していただき、既に利用された事業所の声を紹介していただいたことは評価いたします。紹介された介護事業者の例にあるとおり、補助金の対象は、自治体だけではなく、企業、個人、団体、一定の地域を対象にするなど、かなり幅広くなっています。原油価格が高騰する中、電気代が今後も上がると予想されます。当該事業所では、年間1,000万円の電気代がかかっているそうですが、太陽光パネルと蓄電池で、3分の1くらいまで削減できると見込んでおられるそうです。

また、それ以上に、一昨年7月4日の豪雨で、津奈木、芦北の介護施設から入所者を受け入れた経験から、災害時の非常用電源の確保が最大の目的だったと話されていました。CO₂削減だけでなく、固定費の削減、地域課題の課題につながる大変有益な取り組みだと言えます。初期投資には、銀行などから借り入れる必要があるかと思いますが、環境省の補助金メニューには、

地域の金融機関が、脱炭素化を目的とした設備投資に融資する場合には、1.0%を限度に利子補給を行うというものもあります。水俣市がさらに上乘せして、より借りやすくするというものも考えられるのではないかと思います。

令和元年の9月議会で触れましたが、環境と社会問題に配慮している企業に対して投資をするESG投資は、既に世界のトレンドです。これは、投資家の動向を気にする上場企業だけではなく、上場企業と取引をする中小企業に対しても求められ、いわば、市場が企業に対して、脱炭素化圧力をかけるようになっていきます。

企業支援センターでは、今のところ、こうした補助金メニューの活用を勧めることはしていませんが、国が力を入れている今だからこそある手厚い補助金です。企業支援のためにもっと積極的に使うべきだと思います。

それで、2回目の質問ですが、先ほどの答弁で、今後の環境モデル都市の取り組みについては、引き続き各部署で横断的に進めてまいりますと答弁されましたが、横断的に取り組む事例というのは何を指しているのか教えていただけないでしょうか。

2点目です。環境省の自治体向け補助金には、脱炭素先行地域に手を挙げたところには、数年にわたって、優先的、重点的に手当てされるメニューがあります。言ってみれば、まず、エリートを育て、これを目標に、後に続く選手が出てくるのを期待したものです。水俣は、どこよりも早く環境モデル都市に認定され、市民の環境意識が非常に高い地域です。まさに環境に関してはエリートだと言えます。先行地域に名乗りを上げて当然だと思いますが、そういうお考えはないのか。

また、少なくとも補助率が3分の2という、再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用して、目標設定を行う考えがないかお聞きします。

質問は以上です。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 児童の見守り事業について御質問をいただいております。

御質問の内容は、まず、市として非常にニーズがあるというふうなこと、率直な感想を聞かせてほしいというふうな内容でございました。

児童や、その家庭に対する福祉ニーズは年々高まっている一方で、真に必要な福祉サービスを見極めた上で提供をしていくことが肝要です。市の要保護児童対策地域協議会における個々のケースも複雑化し、その支援には高いスキルが求められるようになってきています。今後も増え続けると予想される児童やその家庭に関する問題については、子育てを早期から地域で応援し、関係機関で支える力を蓄えていくことが必要です。また、児童が安全に、保護者とともに安心して

て暮らせる地域づくりを進めることが重要と実感しております。

また、この事業は1年ごとだというふうなこと、今後の方向性について、どう考えるかという御質問でございました。

スタートしたばかりの新しい事業ですので、まずは、現在の体制を軌道に乗せていくことが肝要と考えています。その後、この事業を通じて見えてくる支援ニーズについては、行政だけでなく、委託事業者とともに分析しながら、本市の児童の見守り体制をより強化していきたいと考えています。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の御質問のうち、自主防災委員の全員が、防災士の資格を取得すれば、自主防災組織の機能強化に大きな効果が期待できるのではないかというお尋ねでございました。

現在、本市の防災士の中にも、強いリーダーシップを発揮し、地区全体の防災意識を高めている方がおられる一方で、資格を有してなくても、精力的に活動をされている方もおられます。

議員御指摘のとおり、自主防災委員の皆様が、防災士を取得され、防災士の数が増えれば、自主防災組織のさらなる機能強化への効果が期待できるとは思いますけれども、委員全員の防災士取得を求めると、委員になることにちゅうちょをする方が出てくる可能性もございます。

本市としましては、防災士資格取得を促進するため、先ほど答弁しました、防災士資格取得に係る補助金の交付を行うとともに、熊本県が開催する火の国ぼうさい塾を、令和4年度は本市で開催していただけるよう県に要望するなど、できるだけ多くの市民が、自主的に防災士を取得できるよう支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 災害時要援護者支援システムの整備事業について4点。

まず1点目が、市としての情報を持っていない場合は、自動的に名簿に掲載をされません。そのため、本人からの申し出や、気になる方の情報をいただければ、本人に確認の上、名簿に掲載を行い、個別避難計画を策定することとなります。

2点目が、在宅で酸素吸入を必要としている方につきましては、災害時の避難に備え、主治医と相談の上、受け入れてくれる病院、または施設等を事前に確認しておく必要があります。そこで、実効性のある避難を実現するためには、避難支援等の関係者や、医療機関等と連携をし、確実に避難できる場所、避難ルート、電源の確保等を事前に決め、個別避難計画を策定する必要があります。

3点目は、今回の協定に基づく福祉避難所への避難に当たっては、避難先である福祉避難所ご

とに、事前に受け入れ対象者の調整を行った上で、日頃から利用している施設への直接避難が可能となります。基本的には、日頃から施設を利用している方が優先となりますが、その施設を利用している以外の方につきましても、事前に施設側と調整ができれば、受け入れは可能であると考えています。

4点目は、協定を締結してない施設についても、各法人それぞれの判断で、避難者の受け入れを行うこととなると思いますが、協定を締結した法人が所有する施設につきましても、事前協議等で、避難予定者の個別避難計画が作成されることから、避難者のより円滑な受け入れが可能となります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 環境モデル都市の取り組みについての御質問、2回目の質問でございました。

御質問の内容は、各部署で横断的に進められているというふうなことで、これは何を示しているかという御質問の内容でございました。

温室効果ガス排出量の削減に寄与する環境モデル都市の横断的な取り組みとして、企業支援に関するものでは、事業者が環境リサイクル関連や、新エネルギー関連の施設を設置した場合、市の企業立地条例や、国の法律に基づいた固定資産税の課税免除があります。

ほかの取り組みとしましては、市庁舎や小中学校等の公共施設への再エネ由来の電力導入。公共交通機関であるコミュニティバスの効率的な運行及び自転車市民共同利用システムによる、マイカー利用の縮減があります。

そのほか、二酸化炭素の吸収源となる森林の計画的整備、市産材を活用した住宅建築への補助金交付、広報みなまたを活用した家庭における取り組みや普及啓発、国の支援策の周知などに取り組んでおります。

また2つ目の質問として、先行地域における再エネの導入、最大限導入のための計画づくり支援事業、これらの活用についての御質問でございました。

脱炭素先行地域は、2050年、カーボンニュートラルに向けて、家庭や業務部門などの電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ実現を目指す地域を、2025年度までに少なくとも100カ所、国が選定することが予定されているものです。

脱炭素先行地域に選定されれば、交付金が活用できますが、設定した地域のCO₂排出の実質ゼロの実現をはじめとして、複数の要件が示されており、達成状況によっては、先行地域の取り消しや補助金の返還も示唆されておりますので、本市が申請することについては、精査の上、慎重に見極めてまいりたいと考えております。

また、脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業については、先ほ

ど答弁したとおり、必要に応じて活用してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 では、最初の支援対象児童等見守り強化事業の3回目の質問をいたします。

家庭に関する福祉ニーズは年々高まり、複雑化し、高いスキルが求められるという御答弁がありました。現場の大変さがにじみ出ているのを感じます。担当からお話を聞いてはったのですが、対象の御家庭の中には、行政職員が訪ねてくると身構えてしまう人もいます。そのようなケースに対し、お弁当を届け、リラックスした会話のできる存在があることは、継続的な見守りに非常に有効とのこと。なるほどと感心いたしました。

それで、最後の質問ですが、これは、市長にお答えいただきたいと思います。

現場では、高いスキルが求められ、今後も対応を求められるケースは増える一方という状況を聞かれて、どうお感じになったでしょうか。

私は、3年前にも人員不足を感じたわけですが、より深刻になっています。今年度の予算に職員の増員計画はありませんが、必要とお感じにならないでしょうか。お考えをお聞かせください。これが1点目です。質問は、今の1点です。

それから、今回、臨時議会という縛りがあって、直接質問はできないんですが、以前取り上げました教育委員会が設置する適応指導教室の午後からの開設について、改めて要望したいと思います。

というのは、今回、委託先の事業所から、こういうお話を聞きました。対象になっている児童生徒さんには、不登校の子どもも含まれているのですが、ある家にこもりっきりだった生徒さんが、見守りスタッフとつながる中で、ほぼ毎日顔を見せるようになり、笑顔が見られるようになったそうです。

ただ、顔を出すのは、どうしても午後からなんだそうです。この例や私自身の経験からいっても、悩みを抱えている子どもは、入眠がスムーズではなかったり、長時間の睡眠を必要とする場合が多く、朝起きれないというのは普通に見られます。今のところ、午後も来たいという要望はないとの答弁が以前あっておりましたが、適応指導教室が午前中しかないという条件を知って、最初から諦めている御家庭はあると私は思っています。一度引きこもってしまった子どもが復帰するには。

○議長（牧下恭之君） 高岡議員、関連外ですので。

○高岡朱美君 これは要望ですので、質問ではありません。質問ではありません、要望です。

これについては、次の機会に、また改めて質問させていただきますということで、そういう要望をお伝えします。

では、防災関係経費について、3回目のお尋ねをします。

御答弁があったとおりで、意識の高い人が多ければ多いほど、間違いなく組織のレベルは上がります。

一方で、資格を取るには、研修や、一般の人がプレッシャーを感じる試験。そして、一定の費用がかかりますので、強制をされれば委員を引き受けないという人も出てくるでしょう。

そこで提案です。試験や費用が不要で、それぞれの自主防災組織の都合に合わせて学べる水俣版防災士育成テキストや、解説動画を作ることができないでしょうか。

ユーチューブチャンネルを検索してみると、市や県、消防署などがオリジナルで作成した動画が多数アップされています。自主防災組織の役割を説明するもの、避難所設営の手順を説明するもの、資機材の使い方を解説するものなどさまざまです。作成には手間暇かかりますが、一度作ってしまえば、わざわざ講師を呼ばなくても、組織内で柔軟に活用ができ、人が入れ替わっても家で学習してもらうことができます。

今は、価値観が多様化し、学校の統廃合などもあって、地域のつながりがどんどん希薄になっています。そのような中で、防災という誰もが無関係ではいられない活動は、コミュニティの再構築に大変役立つと、常日ごろ考えております。学習と訓練を定期的に行い、顔を合わせる機会が増えれば、いざというときに大きな力を発揮します。ぜひ、地域防災組織活性化のために学習動画の提供に取り組んでいただけないかお聞きして、この質問は終わります。

3つ目の災害時要援護者支援システム整備事業について3回目のお尋ねです。

これまでの説明を聞いて、要援護者にとって、個別避難計画がいかに大事かということがわかりました。名簿掲載者が753人と、それぞれの計画をつくるのは、なかなか大変な作業ですけども、関係課の皆さんの知恵がなければ御当人たちにはどうすることもできません。ぜひとも頑張ってくださいたくお願いをいたします。

それから、施設と協定を結ぶことによって、利用者や、その家族の避難がスムーズになること。施設利用者以外の方が、利用可能になる可能性もあるということです。できるだけ多くの施設に御協力いただけるよう進めていただけたらと思います。

最後に、もう1点確認しておきたいのですが、協定を結ぶと、災害救助法が適用された際に、施設に対して、国から財政措置があるという話を聞きました。間違いないでしょうか。そうだとすれば、何に対して、どの程度、措置されるのか、御説明いただきたいと思います。

この2点を聞いて、この質問は終わります。

最後の環境モデル都市事業についてですが、環境モデル都市の横断的な取り組みとして、事業者が、環境管理の施設を設置した際の固定資産税の免除、公共施設への再エネの導入、コミュニティバスの効率的運行、自動車市民共同利用システム、森林の計画的整備、市産材を活用した住宅建築への補助金などを挙げられましたが、これらは全て、歴代の市政から引き継いだものばかり

りです。環境問題の解決に寄与する企業が水俣に興味を示すのも、吉井市長時代に、エコタウン事業に取り組み、全国初の環境首都としての認知度が高い影響が大きいと考えます。

吉井元市長の著書には、家電リサイクル事業者のリブラテック株式会社は、ほかの自治体から、水俣よりずっといい条件で誘われていたのをわざわざ断って、環境意識の高い水俣市に立地を決めた経緯が紹介されています。

市長は、歴代市長が長年先送りしてきた負の遺産を背負わされたと声高に言われます。しかし、水俣病で混乱を極めた町の復興をかけ、どこよりも環境意識の高い市民を育ててきた歴代市長の努力は、市の将来を見据えた投資であった、正しい判断だったというお気持ちにはならないのでしょうか。

吉井市長の手記を読めば、市長という仕事がどれほど大変かということはよくわかります。市長も御苦労されておいでとは思いますが、それは、過去の市長も同じです。スポーツマンシップの意味を誰よりも理解されている方だと信じております。ぜひ、その精神を発揮され、相手のファインプレーも認めながら、次の任期も存分に活躍していただきたいと願います。

今後の脱炭素化の取り組みに期待して、この質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の3回目の御質問のうち、防災関係経費に関しまして、自主防災組織の活性化を図る上で、動画をつくったらどうかというお尋ねでございました。

本市では、熊本県が作成している防災ハンドブックや、マイタイムラインガイドブックなどを自主防災組織に配付するとともに、消防庁や気象庁などが発行している各種パンフレットなどを活用し、防災意識の啓発に努めております。

また、危機管理監や危機管理防災課職員が防災講演会を行う際には、一部の地区ではございますが、地区の特性に応じた資料を作成し、配布しております。これに加えて、全地区を対象とした資料の作成も検討してまいります。こうした資料等を有効に活用することが重要と考えておりますので、議員御提案のオリジナルの解説動画については、新たに作成する予定はございません。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） まずは、支援対象児童等の見守り強化事業についてですが、児童や、その家庭が抱える問題の複雑さとともに、対応には高いスキルが求められるケースが増えているというふうに感じております。

このために、民間の専門的知見を活用した支援対象児童等見守り強化事業を新たに開始をしたところですが、議員もおっしゃられたように、行政職員が訪問すると身構えてしまう、そういうお声もあるという声もありました。この事業によって、児童、その家族が抱える問題を、市と委託

先とで役割分担をしながら、重大な事態を招くことなく、早期に対応できるよう体制を整えたところですので、現在のところ、職員の増員については、対応は考えておりません。

それから、災害時要援護者の支援システム整備事業につきましては、福祉避難所を設置した法人は、さまざまな費用が発生することになりますが、協定を結んだ2法人につきましては、介助に要する人件費、避難所での食費、避難生活がしやすい環境整備のためのポータブルトイレや、ベッド等の借り上げ費用及び紙おむつ、ストーマ用装具等、それから消耗器材等の購入費用などにつきましても、災害救助法に基づきまして、全額国から財政措置をされます。

なお、協定を結んでいない場合にあっては、高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする方々を受け入れ、実質的に福祉避難所として機能を果たした場合には、国の財政措置の対象となります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上茂樹議員に許します。

（淵上茂樹君登壇）

○淵上茂樹君 皆さん、こんにちは。市政創造クラブの淵上茂樹です。

最後の質問者になりましたので、よろしくお願いします。

先日には、市民の皆様の負託を受けた高岡市長の再選があり、市民の皆様も2期目の4年に期待を寄せられていると思います。

私は、元市職員、元財政担当の1人として、市長が話された、市長や議会、議員と一体となって政策を推進していた者の1人です。

長年山積していた課題、12年間の革新市政が残した課題の対応に追われたとか聞いて、とても残念な気持ちになっております。市民の皆様の負託を受けた当時の市長は、その時々々の経済状況や、取り巻く環境により提案された政策は異なってまいりますが、そのときは、最善を尽くして議会へ提案しておられました。議会もそれを認め、議決されたと思っております。

過去の話長く語りません。議員の立場で、在職中の経験と、市民目線を持って、通告どおり質問いたします。執行部の簡潔明瞭な答弁をお願いします。

1、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。

(1)、敬老祝い事業について。

①、敬老祝い事業の目的を、「高齢者の長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る」としているが、「市民の敬老思想」とは何か。

②、敬老祝い事業の目的・効果をどのように評価するのか。

③、敬老の年齢は、何歳からと考えているのか。

(2)、市役所の働き方改革について。

①、働き方改革関連法をどのように捉えているのか。

②、働き方改革関連法の施行以降の水俣市役所の取り組み・進捗状況はどうなっているのか。

③、勤務時間の管理について、使用者による労働時間の把握義務が明文化されたが、本市の場合どのようなになっているのか。

④、会計年度任用職員の必要人員数と、勤務時間をどのように考えているのか。

2、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について。

(1)、都市計画マスタープランについて。

①、都市計画マスタープランの現時点での評価と進捗状況及び成果はどのようなになっているのか。

②、都市計画マスタープランの見直しにあたっての基本的な考え方はどうなっているのか。

③、都市計画マスタープランの見直しの時期と今後の計画期間の考え方はどうなっているのか。

④、都市計画マスタープランと総合計画等との整合性についてはどう考えているのか。

⑤、市民の声は、どのように都市計画マスタープランに反映されるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 測上議員の質問に順次お答えします。

まず、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。敬老祝い事業については福祉環境部長から、市役所の働き方改革については総務企画部長から。議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について。都市計画マスタープランについては私からそれぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。敬老祝い事業について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 初めに、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算について。敬

老祝い事業について、順次お答えします。

まず、敬老祝い事業の目的を「高齢者の長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る」としているが、「市民の敬老思想」とは何かとの御質問にお答えします。

市民の敬老思想とは、多年にわたり、社会の進展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めることと考えます。

次に、敬老祝い事業の目的・効果をどのように評価をするかとの御質問にお答えをします。

敬老祝い事業の内容は、100歳到達の方、あるいは市内最高齢の方に対して、市長が直接伺って、祝意を表すために、お祝い状と記念品を贈呈するものです。また、御親族や近隣の方々が長寿を祝い、さらなる長寿を望み、家族を大切に思う心を確認する機会であると考えています。

市長をはじめとする市職員が長寿の皆さんに直接お会いすることは、全国平均、県内平均より早いスピードで進む水俣の超高齢社会を支える仕組みを整え、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような取り組みを、さらに進めるきっかけでもあります。

次に、敬老の年齢は何歳からと考えているのかとの御質問にお答えします。

敬老祝い事業の対象は、100歳到達の方あるいは市内最高齢の方としていますが、本来、敬老とは、年を重ねることの喜びや家族の絆を感じることであり、そのことは、特定の年齢ではなく、家族や周囲の皆さんが、日々の生活の中で、高齢の方々を敬い、とうとぶといった思いが生まれる瞬間であると考えています。

○議長（牧下恭之君） 次に、市役所の働き方改革について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、市役所の働き方改革について、順次お答えします。

まず、働き方改革関連法をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

働き方改革関連法とは、本則において、労働基準法、労働安全衛生法など8つの労働に関する法律を一括して改正した法律の通称ですが、地方公務員にも適用される条項については、当然遵守すべきものであると考えております。

次に、働き方改革関連法の施行以降の水俣市役所の取り組み・進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

本市としましては、平成31年4月1日以降、時間外勤務命令の上限設定、長時間労働に対する産業医による面接指導の見直し、時差出勤制度の創設、在宅勤務制度の創設、部署を越える職員の応援体制の見直しなど各種規程の整備を行っております。

次に、勤務時間の管理について、使用者による労働時間の把握義務が明文化されたが、本市の場合どのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

本市の勤務時間の管理に関して、所定労働時間については、所属長が、出勤簿、休暇簿などにより確認をしております。時間外勤務については、所属長が、時間外勤務命令を行い、命じられた職員が、実際の勤務時間を記録した記録簿を宿直に提出し、宿直の確認後、再度所属長が確認する仕組みとなっております。

次に、会計年度任用職員の必要人員数と勤務時間をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

会計年度任用職員の必要人員と勤務時間については、各課の予算要求を受けて、事業に必要な人員及び勤務時間を査定しております。なお、勤務時間については、フルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様の勤務時間ですが、パートタイムの会計年度任用職員については、1週間当たり35時間以内と定めております。パートタイムの会計年度任用職員の勤務形態については、週1日勤務から週5日勤務まで、1日3時間勤務から1日7時間45分勤務までと、事業に応じて多種多様ですが、勤務時間が週30時間以内の会計年度任用職員が大半を占めております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第2質問に入ります。

今年度から、敬老祝金事業を廃止し、敬老祝い事業となったわけですが、市民の高齢者からは、お祝い金、お金は要らないという方もおられれば、お祝い金を楽しみにしていたとの声もあります。敬老祝金事業は、年度内9月15日を境に、対象になる方とならない方を分けており、対象にならず、今年もらえるはずだった多くの方は、財政難と言われ、仕方なく、やむなく断念しておられます。

今年88歳といえば、1934年、昭和9年に生まれた方がなられるわけですが、この方々は、国際情勢が激変する戦前、混乱の戦中、ゼロからの戦後スタートした貧しい時代、高度経済成長の時代、豊かさを追求する成熟経済の時代、バブル崩壊、IT革命と歩んでこられ、戦前生まれの皆さんは、日本史上誰も経験したことがない激動の時代を生き抜いてきた人たちと思います。

敬老思想の質問に対して、多年にわたり、社会の進展に寄与してこられた云々と答えておられますが、たしか令和3年度の事業説明で、廃止の理由を、祝い金の廃止については、平均寿命が延び、対象者が年々増加していることを受け廃止とするとしております。高齢者が年々増加していること、長生きしている人たちが増加することは、以前からわかっていたことを理由にされると、高齢の者としては、市政に対し不快感、失望感を抱いてしまいます。

1つ質問ですが、敬老祝い金の廃止は、平均寿命が延び、対象者が年々増加していることを受け廃止すると説明しているが、対象者が年々増加していることが廃止の理由であるかお尋ねします。

市役所の働き方改革ですが、働き方改革関連法は、国において2018年6月に可決され、2019年4月から施行されています。この法律は、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現の3つの柱となっているようで、3つの柱では、改革に向けて、地方でも、機構改革や会計年度任用職員への移行、また、AI導入やデジタル化など、取り組まれて期待されております。

働き方改革は、公務員の長時間労働、過労死、メンタルヘルスなどの問題に対し対応されることと思います。地方公務員にも適用される条項であれば、当然遵守すべきであると考えているとの答弁だったと思いますが、適用される条項についてお尋ねします。

労働時間の把握を定めている労働安全衛生法第66条の8の3は、地方公務員に適用されると考えるが、いかがか。

本市でも長時間労働の是正を行うには、まず、業務量を調査し、業務プロセスの改善をすることも1つの方法と考えます。この業務量調査のことですが、質問します。

市役所の業務量をどのような方法で調査するか。業務量調査をする必要がないのか。

また、労働時間の管理。つまり、出勤時刻、退勤時刻、時間外勤務、休暇等の勤務状況の管理が重要なことと考えます。

総務省から、地方公共団体における時間外勤務の縮減等について、通知の中では、適切な勤務時間の把握。長時間労働やこれに起因する職員の心身の故障を是正・防止しつつ、公務能率の適正を確保するために、職員の勤務時間の実態を把握した上で、業務の再配分、応援体制の構築等を行うことが求められております。

このことについては、本市は、時間外勤務命令の上限設定、長時間労働に対する産業医による面接指導の見直し、時差出勤制度の創設、在宅勤務制度の創設、部署を越える職員の応援体制の見直しなど、各種規程の整備をしているとの答弁でした。

通知の後段に、このため、厚生労働省が定めた労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン及び労働安全衛生法第66条の8の3の規定に基づき、客観的な方法により勤務時間を把握する必要があります。また、あらかじめ命じた時間外勤務時間や、職員から自己申告された勤務時間と、実際の勤務時間との差に乖離が生じた場合などは、実際の勤務時間に補正を行った上で、時間外勤務手当の支給や、健康確保措置の実施など業務管理上の必要な処置を適切に講じていただき、適切な運用を図っていただきたいとしております。

本市の勤務時間の管理については、所定労働時間は、所属長が、出勤簿、休暇簿等により確認し、時間外勤務は、所属長が、時間外勤務命令を行い、命じられた職員が、実際の勤務時間を記録した記録簿を宿直へ提出し、宿直の確認後、再度、所属長が確認する仕組みになっているとの答弁ですが、労働時間は、席に着いてから席を離れるまででなく、市役所に行ってから出るまで

と言われておりますので、宿直室を通過する時刻までが勤務時間と理解しております。このことは、総務省通知で言われている、あらかじめ命じた時間外勤務時間や、職員から自己申告された勤務時間と実際の勤務時間との間に乖離が生じた場合になると思います。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインでいう、始業終業時刻の確認及び記録の原則的な方法とは、使用者が、始業終業時刻を確認し、記録をする方法として、原則として次のいずれかの方法によること。ア、使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。イ、タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することとしております。

3つ目の質問です。労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置として、客観的な方法により勤務時間を把握するタイムカード等の導入はできないか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 冒頭にありました敬老祝い金の廃止についての理由にお尋ねがございましたので、答弁を申し上げます。

厚生労働省によると、令和2年の日本人の平均寿命は、男性が81.64歳、女性が87.74歳です。88歳到達者への2万円の祝い金支給を開始した平成16年度の支給対象者は145人で、水俣市の全人口に占める割合の4.8%でした。また、廃止前の令和2年度の支給対象者は211人で、全人口に占める割合は8.8%で、その割合は約2倍になっております。さらには、介護予防の効果もあって健康寿命も延び、元気な高齢者が増える中で、顕彰すべき高齢者の年齢は、これまでとは異なってきたものと認識しています。

このように、平均寿命が延びたことに加え、高齢者を取り巻く社会状況や、高齢者に対する市民の意識の変化も踏まえながら、長寿を祝う対象者については、男女それぞれの最高齢者と、100歳到達者としたところがございます。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 働き方改革に関連して、市役所職員の長時間労働ですとか、メンタルヘルスの問題を防止するためという御質問で3点ありました。私から、その点をお答えいたします。

1点目が、労働安全衛生法第66条の8の3という、その労働時間の把握を定めているものについては、地方公務員に適用されるのかという御質問でした。これにつきましては、地方公務員にも適用され则认为します。

2点目の御質問ですが、市役所の業務量の把握というのは、どのように調査をするのかという

御質問でした。お答えいたします。

業務量を調査することは大事なこととは思いますが、業務量を客観的に、正確に計測することは困難でございますので、まずは、各課において業務の効率化の目標を設定し、必要に応じて事務分掌を見直し、特定の職員に業務が集中することで、心身に支障を来たすことがないように改善を図っていきたいと考えております。

3点目ですが、労働時間の把握のために、客観的な方法、例えばタイムカードの導入などではできないかという御質問でございました。お答えいたします。

導入コストや集計管理の方法など幾つか課題もありますので、まずは、国や他の地方公共団体の導入状況を調査したいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

敬老祝い金のことですが、答弁では、顕彰すべき高齢者の年齢は、これまでと異なってきたものと認識していますとのことですが、さきの敬老祝金条例は、敬老祝い金を支給し、長寿を祝福するものであり、どこにも顕彰すると書いてないと思う次第です。

また、高齢者に対する市民の意識の変化も踏まえながら云々とのことですが、どのような方法で、市民の意識なるものの根拠を求めたのかと思った次第です。高齢者に対する市民の調査を実施されたと理解してよいのですね。後日、見せていただきたいと思っております。

敬老の日ですが、兵庫県の野間谷村ですか。1947年9月15日に、老人を大切にし、年寄りの知恵を借りて村づくりをしようという趣旨から、村主催の敬老会を開催したのが、敬老の日の始まりとあるとされております。

この敬老会というのを、水俣市内の各地区でも地域で行われていると思っておりますが、地区集会所などに高齢者を招き祝いをします。この集まりは、ただ祝いだけでなく、高齢者の方から、地域の歴史や、人のつながり関係、今まで得た多くの経験と知恵を知ることができるいい機会になっております。また、年齢を超えた地域の融和と発展に役立ち、施設に入所されておられる方は、施設内の入所者同士や職員との融和にもつながる豊かな集まりとなる敬老会になっていると思っております。

この敬老祝い事業の概要、効果では、高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老思想の高揚を図ることを目的とし、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者の長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚につながると説明してあります。

市民の敬老思想について、御答弁を借りると、敬老とは、年を重ねることや、喜びや家族の絆を感じることであり、そのことは特定の年齢ではなく、家族や周辺の皆さんが、日々の生活の中

で高齢の方々に敬意、とうとぶといった思いが生まれる瞬間でありますとのことですが、100歳の到達者のみならず、幅広く高齢者の長寿を祝福することも重要ではないかと思えます。

先日、球磨村議会の敬老金削減条例案を否決という記事が出ておりました。現行の老齢年金を、在宅の80歳以上に毎年8,000円、90歳以上に毎年5万円、満100歳に一時金として50万円。予算総額約800万円を給付していた。これを廃止して、祝い金として、満77歳で2万円、88歳で5万円、100歳に10万円の一時金。予算総額300万円を支給する条例が提案されました。議員から、対象者は受給を楽しみに頑張っている。廃止の前に、削減幅などを議論する余地があると反対意見が出て、出席者全員で否決したとのことでした。

元に戻りますが、廃案になった敬老祝金事業ではなく、新たな敬老祝い事業のことで質問します。敬老祝い事業の目的である、高齢者の長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図るために、敬老祝いの対象者を広げた新たな事業の創設または事業の見直しはできないかお尋ねします。

人口減少の中で、水俣市でも高齢化は深刻化し、働き手が少なくなっております。農林漁業等の1次産業をはじめ、市内の就業者は、減少をたどっておることは御存じのとおりと思えます。これは全国的な問題でもあるようですので、全国の自治体では、働き方改革を機に、公務員の副業を解禁した事例があるようです。

神戸市では地域貢献応援制度、生駒市では地域貢献活動に伴う職員の営利企業等の従事、福山市は、少し違った兼業・副業を限定で、戦略顧問を募集などです。このような副業について、もう既にお考えがあるかもしれませんが、質問します。

地域貢献活動を目的とした市職員の副業について、制度を設ける考えはないかお尋ねします。水俣市の社会貢献特別休暇、ボランティア休暇では、災害関連の活動、身体精神の支援活動、日常活動の支援等で、年間5日以内となっております。

私がここで言うのは、社会活動クラブの講師やスポーツコーチのボランティア活動のことで、殊、小中学生を含めた指導になると、定時を過ぎてから現場に急行しても夕方6時近くになり、特に冬場などは早く暗くなるため、十分な指導もできてないまま終わるとお聞きしました。この社会貢献活動ですが、社会貢献活動の範囲を拡大した特別休暇制度ができないか。

以上3点を質問します。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） さきに御質問がございました敬老祝い金のことでございます。御質問の内容は、敬老祝い金、敬老祝いの対象者を広げた新たな事業の創設、見直しはできないかという御質問の内容でございました。

令和3年9月から実施しているみなくるバスの無償化は、高齢の皆さんのみならず、障がいのある方々も含め、多くの方々から外出機会が増えてよかったと、喜びの声をいただいております。

今後、高齢の皆さんはもちろんのこと、多くの市民が必要とし、喜んでいただける事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 市役所職員の副業と、休暇制度についての御質問について、私からお答えいたします。2点ございました。

1点目が、地域貢献活動を目的とした市職員の副業についての制度を設ける考えはないかという点です。お答えいたします。

地方公務員法第38条の規定により、営利団体の役員を兼ねること、自ら営利企業を営むこと、報酬を得て、事業または事務に従事することについては、任命権者の許可が必要と定められています。

地域貢献活動を目的とした副業については、公務に支障を来さない限りにおいて、一般的には許可されるものと考えられます。したがって、現行制度のもとで副業は可能ですので、新たに制度を設ける考えはありませんが、周知は行っていきたいと考えております。

なお、無報酬で勤務時間外に行う活動については、許可の必要はありません。

2点目ですけれども、小学校のクラブ活動の指導などを行うために、職員が行うときに特別休暇を与えることができないかと、そういう御質問だったと思います。お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、小中学校のクラブ活動のコーチなどを社会貢献活動の範囲として特別休暇を与えるという考え方も理解できますが、一方で、有給の特別休暇を与えることにつきましては、市民の御理解を得ることも必要であると考えます。また、時差出勤制度の活用によって対応可能な部分もあると思われれます。特別休暇については、こうした点を考慮しつつ、今後の国や他の地方公共団体の動向を注視したいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について。都市計画マスタープランについて答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号について。都市計画マスタープランについて、順次お答えします。

まず、都市計画マスタープランの現時点での評価と進捗状況及び成果はどのようになっている

かとの御質問にお答えします。

本市の都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく、都市計画に関する基本的な方針として平成14年度に策定しており、令和4年度までが計画期間となっております。

そこで、今月下旬に、庁内関係部署の職員で構成する、都市計画マスタープラン策定準備検討会議及び令和4年度に発足予定の都市計画マスタープラン策定委員会において、現時点での評価及び成果を最終的に取りまとめる予定ですので、現時点での成果の確認及びその評価は定まっております。

次に、都市計画マスタープランの見直しに当たっての基本的な考え方はどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成14年度の都市計画マスタープラン策定から今日までの間、九州新幹線の全線開通、南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジの供用開始など、交通基盤整備の進展がありました。人口減少、少子高齢化の進行など、さまざまな社会、経済の変化も生じております。

そこで、持続可能なまちづくりの視点から、身の丈に応じた都市基盤の将来像を明確にするため、今回見直しを行うものです。

見直しに当たっては、上位計画となる本市総合計画、熊本県の都市計画区域マスタープランとの整合性を図りながら、地域特性に応じた都市基盤の整備を進めることを念頭に、その過程で、市民の皆様の意見を反映できるよう留意してまいりたいと考えております。

次に、都市計画マスタープランの見直しの時期と今後の計画期間の考え方はどうなっているかとの御質問にお答えします。

次期マスタープランは、令和4年度から3カ年で策定し、令和7年度から運用を予定しております。初年度は、マスタープラン策定準備検討会議の成果を引き継ぐ形で、策定委員会を発足させ、現行マスタープランの成果と評価を取りまとめて、全体計画案の策定に注力し、次年度に、地域計画案の策定を行い、全体調整を経て、最終年度の令和6年度に策定を完了する予定です。次期計画の計画期間は、現行と同様約20年間を想定しておりますが、期間内でも必要に応じて内容の見直しを行ってまいります。

次に、都市計画マスタープランと総合計画等との整合性についてはどう考えているかとの御質問にお答えします。

水俣市総合計画は、都市計画マスタープランの上位計画に当たりますが、現行マスタープランの策定時から整合性が図られるよう配慮しており、策定当時から今日まで、経済や社会情勢の変化等はあるものの、本市総合計画と現行マスタープランとの間で、おおむね整合性は保たれていると考えております。

次に、市民の声は、どのように都市計画マスタープランに反映されるのかとの御質問にお答え

します。

市民の皆様の御意見を反映させることは重要なことと考えており、本年度中に開始予定のマスタープラン策定準備検討会議の中で、具体的な方策について検討することとしております。例えば、市民への各種アンケートの実施、パブリックコメントや公聴会及び説明会の開催等を中心に検討してまいります。また、必要に応じて、本市の都市計画の諮問機関でもある都市計画審議会への諮問等も検討していきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第2質問に入ります。

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にして、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものと言われており、人口減少、高齢化等のさまざまな社会構造変化や、自然災害リスクが高まる中において、持続可能で活力ある地域づくりを進めるためには、都市計画マスタープランの役割は、格段に増してきていると言われております。

平成16年に策定された水俣都市計画区域マスタープランの中で、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジや、新水俣駅周辺地区の新市街地にあつては、市の新しい玄関口となり、広域交流の拠点となることから、計画的かつ面的な土地利用を図るため、用途地域の指定と、土地利用の市政誘導策について検討を進めるとしてありますが、水俣市は、どのように検討を進めてこられたのか、特にそのところが気になりました。

現行のマスタープランの評価及び成果について、令和4年度の策定準備検討会、策定委員会において最終的に取りまとめる。また、今後の20年間のマスタープランについては、必要に応じて内容の見直しを行うとの答弁でした。

どの計画も、計画をつくるのが目的ではなく、それをいかに効果的に改善し、続けられるかが課題であるのではないかと考えております。単年度または複数年度単位での評価を行い、関連計画との整合性を図りながら軌道修正をお願いしたいと思っております。

まず、確認のためお尋ねします。都市計画マスタープランの対象範囲はどうなっているのかお尋ねします。

昨年から話題に上っている、県北の菊陽町に、台湾の半導体大手TSMCの進出については、国が半導体支援法まで作成し、国・県両面から支援を行うこととしており、約1,700名の雇用が生まれるということで、熊本県、熊本市を含めた周辺地域に大きな経済効果と、関連産業の集積をもたらすだろうと期待が寄せられているところです。この誘致は、情報収集と広大な用地があったから即座にできたかと思っております。産業を誘致や振興させるためには、まず、広い用地の確保、観光地や用地までの幅の広い道路や、誘致のための高速交通網を事前に備える必要もあります。

2つ目は、経済的活力を支える工業、商業、農業、林業、漁業の整備・充実に応えられる都市計画マスタープランの役割をどう捉えているのかお尋ねします。

3つ目は、都市防災は重要な分野であるが、地域の防災力向上の防犯力・交通安全対策などを含めた環境整備施策は、どう考えているのかお尋ねします。

以上3点についてお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問、3点ございました。

まず1点目は、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づきまして、都市計画に関する基本的な方針のことでありますけれども、本市全体を対象に検討をした上で、具体的な都市計画区域の内容を策定することになります。なお、策定内容につきましては、法令で具体的に指定されたものではなく、市町村の創意工夫が発揮されるべきものとなります。

2点目は、都市計画の基本理念は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこととされております。したがって、都市計画マスタープランの役割としましては、都市機能の健全な発展と秩序ある整備を図る方向にまちづくりを誘導し、持続可能な地域経済の発展に資することと考えております。

最後3点目は、市民の皆様の生命と財産を守る都市防災は重要な分野であり、現行の都市計画マスタープランでも、分野別方針の1つとして防災まちづくりの方針を示しております。次期都市計画マスタープランでも、分野別の要素として、防災をはじめ、防犯や交通安全対策の面も含めまして、環境整備に関して検討を進めることとなりますが、都市計画マスタープランの中で都市計画の観点から基本的な方針を定める予定であり、具体的な環境整備施策につきましては、関係部署で別途検討することとなります。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

国は、都市再生特別措置法を改正し、医療福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通により、これらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて、都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで進めておりますが、このコンパクトシティのメリット、デメリットですが、大きなメリットとして利便性の向上、時間の節約と考えられ、職場への移動、買い物、公共施設へのアクセスが全てコンパクトになることや、行政サービスの充実としては、住民の集中により、自治体の財政状況が豊かになり、老朽化した公共施設などを修復したり、福祉や教育等のサービスを充実させたり、豊かな住民生活が期待できる。また、地域コミュニティの活性化にもつなが

るなどと言われております。

しかし、多くのメリットがある半面、デメリットとして、コンパクトシティに取り組む際に、全ての住民に住居の移動を義務づけることはできませんので、そのために、人口の移動に伴い、残された人々の生活の利便性が悪化する可能性があると言われております。

水俣の山村にも魅力があり、先日は、「つなぐ棚田遺産選定委員会」からは、久木野地区地域振興会が、久木野校区の棚田の保全活動などが評価されて、「つなぐ棚田遺産ふるさとの誇りを未来へ」に、久木野校区の棚田が選定され、農林大臣による認定証授与があったそうです。

また、昨年の秋には、「ポツンと一軒家」というテレビ番組で、頭石の小嶋さんの蔵と、柏木林業さんの紹介があり、水俣の魅力ある山村地区の情報発信となっております。こうした山村地域は、限界集落と言われている地域が多くありますが、魅力ある山村地域ですので、このことを念頭に置き、都市づくりを行っていただきたいと思うところです。

第1次産業の人々や、一部の人が郊外に残るとすると、既存のインフラ整備は維持していく必要がありますが、住民が減るため、自治体は既存施設などの維持管理が厳しくなります。

質問は、市内全域をコンパクトシティと捉えて、都市計画マスタープランを作成するのかお尋ねします。

市は、マスタープランを策定するだけでなく、市の将来像について、市民にわかりやすく周知して、理解を得ることも、その実現に向けて、どうしていくのかを明確にすることが大変重要と思います。また、策定委員の一人一人の役割も大きく変わってきますが、少数者の意見が届かない場合もあります。

次の質問は、山間部周辺の地区代表者も、策定委員などの一員に指名する考えはあるかお尋ねします。

市民と一体となったマスタープラン作成で、みんなが幸せを感じる、笑顔あふれる元気なまちづくりの都市マスタープランとなることを期待して質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問が2点ございました。

まず1点目は、コンパクトシティを市町村の都市計画マスタープランに位置づけている都市は増えており、国土交通省でも関連する制度を創設していることから、本市の次期都市計画マスタープランの策定において、参考となる重要な概念の1つであると考えております。

コンパクトシティ形成のためには、都市全体の観点から、まちづくりに関わるさまざまな施策と連携を図りつつ、総合的な検討が必要となりますので、次期マスタープランの策定過程の中で検討したいと考えております。

2点目は、都市計画マスタープラン策定委員会の構成、委員の選考方法につきましては、今後

開催予定の都市計画マスタープラン策定準備検討会議の中で検討をしてみたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 以上で、淵上茂樹議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終わり、今期臨時会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第2号水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第3号水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第4号水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第5号水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第6号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第7号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第8号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第9、議第9号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第10、議第10号水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第11号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第11、議第11号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第12号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（牧下恭之君） 日程第12、議第12号水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第13号 令和4年度水俣市一般会計予算

○議長（牧下恭之君） 日程第13、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑にあっては、一般会計予算書のページを明示し、
具体的にお願いします。

それでは予算書45ページ及び46ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

47ページから72ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

72ページから86ページまで、第3款民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

87ページから103ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

103ページから113ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

114ページから119ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

119ページから131ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

132ページから135ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

135ページから159ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

160ページから161ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

11ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付金、第8款環境性能割交付金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

17ページから19ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

19ページから32ページまで、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

32ページから44ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

これで議第13号、令和4年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第14 議第14号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第14、議第14号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第15号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第15、議第15号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第16号 令和4年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第16、議第16号令和4年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第17号 令和4年度水俣市病院事業会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第17、議第17号令和4年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第18号 令和4年度水俣市水道事業会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第18、議第18号令和4年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第19号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算

○議長(牧下恭之君) 日程第19、議第19号令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第27号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

○議長(牧下恭之君) 日程第20、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号を議題とし

ます。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第21 議第28号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(牧下恭之君) 日程第21、議第28号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第22 議第29号 指定管理者の指定について(水俣市東部センター)

日程第23 議第30号 指定管理者の指定について(水俣市はぜのき館)

日程第24 議第31号 指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)

日程第25 議第32号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

日程第26 議第33号 指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)

日程第27 議第34号 指定管理者の指定について(水俣市総合体育館(南部館))

日程第28 議第35号 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)

日程第29 議第36号 指定管理者の指定について(湯の鶴観光物産館)

日程第30 議第37号 指定管理者の指定について(Shop & Cafe ミナマータ)

日程第31 議第38号 指定管理者の指定について(みなまた木のおもちゃ館きらら)

○議長(牧下恭之君) 日程第22、議第29号指定管理者の指定についてから、日程第31、議第38号指定管理者の指定についてまで、10件を一括して議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第32 議第39号 指定管理者の指定について(水俣市久木野ふるさとセンター)

○議長(牧下恭之君) 日程第32、議第39号指定管理者の指定についてを議題とします。

議第39号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和4年3月16日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 本井 三千年
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第39号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本臨時市議会に追加提案いたしました議第39号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第39号指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号から議第19号まで、及び議第27号から議第39号までの議案31件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、24日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、23日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時36分 散会

令和4年3月24日

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第4号)

表 決

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会会議録（第4号）

令和4年3月24日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時56分 閉会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	杉迫一樹君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	田中睦君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀦 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子 昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	

○議事日程 第4号

令和3年3月24日 午前10時開議

- 第1 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について
- 第2 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第3 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第11号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第12号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第13号 令和4年度水俣市一般会計予算
- 第13 議第14号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議第15号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議第16号 令和4年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第16 議第17号 令和4年度水俣市病院事業会計予算
- 第17 議第18号 令和4年度水俣市水道事業会計予算
- 第18 議第19号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 第19 議第27号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第20 議第28号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第23 議第31号 指定管理者の指定について（湯の尻フィッシングパーク）
- 第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第25 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）

- 第26 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市総合体育館（南部館））
- 第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第28 議第36号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 第29 議第37号 指定管理者の指定について（S h o p & C a f e ミナマータ）
- 第30 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた木のおもちゃ館きらら）
- 第31 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第32 陳第1号 地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の分煙環境整備に関する陳情について
- 第33 陳第2号 インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情について
- 第34 委員会の閉会中の継続調査について
- 総務産業委員会
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第35 議第40号 副市長の任命について
- 第36 議第41号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議第42号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第38 意見第1号 インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書について
- 第39 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、議会運営委員会から条例案1件、規則案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

-
- 日程第1 議第2号 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について
- 日程第2 議第3号 水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第3 議第4号 水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第5号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第6号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第7号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第8号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第9号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第10号 水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第11号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第12号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第13号 令和4年度水俣市一般会計予算
- 日程第13 議第14号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第15号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第16号 令和4年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議第17号 令和4年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第17 議第18号 令和4年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第18 議第19号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第19 議第27号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議第28号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第23 議第31号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第25 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第26 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市総合体育館（南部館））
- 日程第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第28 議第36号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
- 日程第29 議第37号 指定管理者の指定について（Shop & Cafe ミナマータ）
- 日程第30 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた木のおもちゃ館きらら）
- 日程第31 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第32 陳第1号 地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の分煙環境整備に関する陳情について
- 日程第33 陳第2号 インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第2号水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定についてから、日程第33、陳第2号インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情についてまで、33件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市への移住定住を推進するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、使用料を無料とした理由についてただしたのに対し、他の自治体を調査した結果、施策の充実度の差別化を図るためであるとの答弁がありました。

さらに、エコハウス設置の経緯とお試しハウスとして利活用することを伝える工夫についてただしたのに対し、基本は、移住定住のお試しハウスでの活用となるが、従来のように見学の申し出があれば、受け入れは継続するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法第45条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、道路標識の寸法を業者の規格ではなく、各自治体で設定した規格で製作すると費用増になるのではないかとただしたのに対し、道路標識については、業者の規格で製作するのではなく、市の規格がベースとなる。あまりにも相違ある寸法になれば特注となり費用がかかるため、省令の標準的な寸法で製作していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、深川生涯学習センターを廃止した上で、当該施設を企業支援拠点として活用するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員の定員適正化及び処遇改善のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、団員への報酬等の支払いについて、各個人への直接支給に至っていない理由についてただしたのに対し、団長、副団長、分団長、副分団長については、既に報酬、出勤費の直接支給を行っているが、部長以下については委任状の提出により、部の口座に一括で振り込んでいる。年度内に協議を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で会議を開催できていないので、今後、各消防団の意向を把握しながら、支給方法について検討したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道事業における給水区域の表記について現況との整合性を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公民館類似施設等に係る毎年の固定資産税の減免申請手続を不要とするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主な内容としては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、電算システム管理運用経費、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第5款農林水産業費に、農業人材力強化総合支援事業、森林経営管理推進事業、熊本県中山間農業モデル地区支援事業、久木野ふるさとセンター管理運営費、有害鳥獣駆除事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、企業支援事業、企業支援拠点管理運営事業、新水俣駅交流センター管理事業、道の駅管理運営事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、市内一円市道維持補修費、公営住宅整備事業、市営住宅管理事業、公園整備関係経費、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、消防団装備等整備事業などを計上している。

この財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、小規模事業者おうえん資金融資利子補給金外1件を計上、地方債として、過疎対策事業債外6件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、喫煙所屋根移設工事の内容についてただしたのに対し、喫煙所については、移設若しくは新設も含め検討することとしている。設置場所についても、検討中であるとの答弁がありました。

また、自転車のまちづくり推進事業について、観光客が来訪してすぐに二次交通としての利用を可能とするため、アプリ等を活用した利用システムの検討についてただしたのに対し、事業開始した当初はアプリ等を活用する手段がなく、現在まで身分を確認するために対面での登録手続をしているが、今後は、観光客や市民が利用しやすい新たなシステムも含めて考えていきたいと

の答弁がありました。

また、漁業者に対する燃油購入費補助金の制度内容についてただしたのに対し、船舶の所有者は、主に漁協を通じて燃料を購入していることから、漁協を通じて支払う方法を検討しているが、補助の対象者や開始時期等を含め、詳細については、今後、漁協と協議しながら、制度設計を行っていくとの答弁がありました。

また、グリーンスポーツを有効に活用してもらうための今後のビジョン等はあるかとただしたのに対し、一昨年、県の補助金を活用して、水道、道路の整備を行った。現時点では、市内の方々が日帰りで楽しんでいただける施設ということで考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号令和4年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,051万7,000円、収益的支出に4億211万7,000円、資本的収入に2,835万1,000円、資本的支出に2億4,666万2,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金などを計上している。

資本的収入の資本的支出に対する不足額については、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に9億372万1,000円、収益的支出に9億372万1,000円、資本的収入に5億4,828万2,000円、資本的支出に8億5,964万4,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、牧ノ内ポンプ場の改築・耐震工事事業及び雨水整備事業等の建設改良費及び企業債償還金などを計上している。

資本的収入の資本的支出に対する不足額については、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業（オンライン手続）、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業（移住定住）、第4款衛生費に、合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に、森林経営管理推進事業、中山間地域等直接支払事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、観光産業緊急対策支援事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、築地・丸島町線補修事業、第8款消防費に、地域防災組織育成事業、災害時備蓄用品等整備事業、第9款教育費に、特定天井耐震化推進事業などを計上している。

この財源としては、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

債務負担行為の補正として、通勤定期代支援補助金外3件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、公共事業等外1件を追加し、地方道路等整備事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、オンデマンド乗合タクシーの事業内容についてただしたのに対し、前日までに予約を取り、玄関口まで迎えに行き、市内の主要な場所等まで乗せていくという事業内容で考えているが、まずは、地域住民に利用する曜日、時間帯、料金等についてのニーズ調査を行い、実証実験を行っていくとの答弁がありました。

さらに、実証実験の対象地域についてただしたのに対し、みなくるバスが運行していない地域をモデル的に実施したいと考えており、まずは、東部地域を想定している。その後、他の地域等へ広げていきたいとの答弁がありました。

また、魅力ある農業・農村づくり事業に係る水俣型ESD合宿の内容についてただしたのに対し、環境に関するさまざまな取り組みを学ぶ研修会として、「重要里地里山」に認定された久木野地域の取り組みを発信していく事業で、これまでは、海から棚田までを見学しながら学んでいく合宿を行っていたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで実施したとの答弁がありました。

また、急傾斜地崩壊対策事業負担金について、工事の場所と内容及びその条件についてただしたのに対し、石坂川村中地区の石坂川小学校より先の山側の対策工事であり、防護柵を150メートルほど設置する。本事業は、地元の負担金が伴うため、すべての用地の地権者の協力や、家屋の裏山の傾斜等の条件が整わなければ事業を行うことができないとの答弁がありました。

また、法律事件対応経費委託料の内容についてただしたのに対し、中尾山公園内の仏舍利塔について、建築主は判明しているが、所有権の所在が判然としないため、所有者を確認するため弁護士に委託する経費であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業の制度改正に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

最後に、議第29号から議第31号、議第33号から議第39号まで、指定管理者の指定について申し

上げます。

本案は、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、湯の児フィッシングパーク、水俣市ふれあいセンター、水俣市立総合体育館（南部館）、水俣市湯の鶴温泉保健センター、湯の鶴観光物産館、Shop & Cafe ミナマータ、みなまた木のおもちゃ館きらら、水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、湯の鶴温泉保健センターの指定管理について、従来と変更になったことがあるのかただしたのに対し、令和2年度までは地元の自治会が管理をしていたが、会社組織並みでの施設運営を求められれば厳しいとの申し出があり、指定管理者を辞退された。令和3年度は窓口業務のみを株式会社トシヒロに委託していたが、運営についても好評であったため、令和4年度は、指定管理者として改めて同社に委託したいとの答弁がありました。

また、水俣市久木野ふるさとセンター指定管理者の指定期間について、1年間となっている理由についてただしたのに対し、市の公の施設の指定管理者制度に係る運用指針によると、指定期間は3年以内となっているが、久木野地域振興会については、役員が令和2年度で交代していること等を鑑み、委託業務の管理・運営体制について引き続き検討をしていく必要があると考え、1年間の指定期間としているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第4号水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、深川生涯学習センターを水俣市企業支援センター深川分室に転用することに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、体育室を除いた水俣市公民館分館を福祉環境部の所管とすることに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市高齢者福祉センターの移転に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号令和4年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、予防接種事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、埋蔵文化財発掘調査事業、スポーツキッズサポーター関連事業、スクールバス運行事業、県民体育祭水俣市・葦北郡大会実行委員会運営費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、松本眞一同朋奨学金を計上、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、子どもへの新型コロナワクチン接種についてはどうなっているのかとただしたのに対し、子どもへの接種については、説明リーフレットとともに接種券を発送し、希望者は、医療機関へ予約を入れて接種をしていただくようにしている。接種について不明な点などあれば、いきいき健康課へ問い合わせいただくよう案内しているとの答弁がありました。

また、今年の水俣病犠牲者慰霊式の開催予定についてただしたのに対し、3月28日に慰霊式実行委員会を行う予定にしている。現時点ではコロナのリスクレベルに応じての開催を考えている。リスクレベルゼロでは800人規模、レベルが1ないし2では400人規模、3では70人規模、またレベル4、あるいは緊急事態宣言が発出された場合には、実行委員のみでの開催を考えているとの答弁がありました。

また、小中学校に導入されたタブレットの効果についてただしたのに対し、昨年度末に導入したタブレットは、授業支援ソフトを活用し授業の中で使ってきた。さらに今年2月に導入した学習支援ソフトにより、子どもたちは少しずつではあるが、自宅に持ち帰っての学習に役立てている。タブレットという道具を使うことによって、楽しみながら学ぶことができ、学習へのさらなる興味がわいてきているようであるとの答弁がありました。

また、特別支援教育児童就学奨励費についてただしたのに対し、本奨励費は、市内の特別支援学級に就学する子どもたちの保護者の負担を軽減するための奨励費である。具体的には学用品、給食、修学旅行の費用に充てられているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,920万9,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,861万9,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号令和4年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億1,254万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当している。

また、債務負担行為として、第9期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、シルバー人材センターに委託しているシルバーサポート事業についてただしたのに対し、本事業は介護保険のサービス以外に市独自で行っているサービスであり、要介護認定を受けていない方も対象となる。料金は市が設定した1人300円であり、現在25名ほどの登録者に対し、年間延べ800回ほどのサービスを実施しており、事業は円滑に実施されているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号令和4年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に76億3,235万4,000円、収益的支出に76億1,535万8,000円、資本的収入に5億345万4,000円、資本的支出に10億6,731万6,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

資本的支出の主な内容については、X線CT装置等の固定資産購入費や冷温水機更新の建設工事費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業、それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、職員数が減少傾向だが、業務に支障は出ないのかとただしたのに対し、職員の確保は非常に難しくなっている。今後は医療と介護を一緒にしたような医療介護包括センターのようなモデル施設を作るなど、少ない人数の中で、知恵を絞りながら効率的な運営を行っていかねばならないと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業、第9款教育費に、水俣条約LED化推進事業などを計上している。

その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学校のLED化についてただしたのに対し、LED化については、まずは学校体育館から計画的に行うこととしている。校舎については、改修が必要となった箇所から、順次LED化を進めていきたいとの答弁がありました。

また、住民票等のオンライン申請における費用についてただしたのに対し、オンライン申請では、転出届以外は、申請された書類の手数料と郵送料がかかることになる。利用される方に誤解を招かないよう、わかりやすい説明に努めていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第1号地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の分煙環境整備に関する陳情について申し上げます。

昨年6月に「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」が提出され、これまで継続審査としていた。その後、この陳情は一旦撤回され、新たに公共喫煙場所の設置に限った陳情として本臨時会に提出されたものである。

審査では、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられ、こうした取り組みは今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資するという趣旨をくみ取るべきという意見がありました。また、現在、庁舎の第2期工事が行われているところであり、今後どのような場所に設置していくのか、市で検討していくこととしており、そのようにお願いしたいとの意見がありました。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第2号インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、シルバー人材センターの全国的な草の根運動として、各地域のセンターから各議会に提出されている。

審査では、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらす懸念があるという趣旨は理解でき、関係機関への意見書提出が必要であるとの意見がありました。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年3月17日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第2号	水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第3号	水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	令和4年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第18号	令和4年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第19号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第27号	令和4年度水俣市一般会計補正予算(第1号)付託分	原案可決	全員賛成
議第28号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第29号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第39号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年3月17日

厚生文教常任委員長 桑原一知

水俣市議会議長 牧下恭之様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第4号	水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	令和4年度水俣市一般会計予算中付託分	原案可決	全員賛成
議第14号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第15号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第16号	令和4年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第17号	令和4年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成

議第27号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第1号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
陳第1号	地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の分煙環境整備に関する陳情について	採 択	全員賛成
陳第2号	インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情について	採 択	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第27号について、藤本壽子議員から討論の通告があります。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第27号令和4年度一般会計補正予算のうち、第6款商工費、工事請負費、生態系に配慮した渚造成事業1億9,885万円に対し、反対の立場で討論いたします。

令和3年度の補正予算では、国庫支出金8、県1、水俣市1という財源となっていた。土木課の説明によると環境省の方に財源を求め、令和3年度補正予算としては、このような予算配分となったとのことでありました。水俣市財政逼迫の折、一定の評価はできると考えます。しかしながら、今後はどのようなか、また令和3年度はなぜこの配分になったか。環境省の担当にお聞きすると、この予算については、毎年、環境省から財務省に依頼するものであること。さらに今回の予算配分については、令和9年度の予算を前倒して行ったとのことでありました。

さて、令和4年度補正予算における予算配分は、県支出金であります。2度の補正予算が国、県からの予算配分ということではありますが、国については、説明書によると産業団地の拡充、道路整備による産業振興とある。国による環境首都創造事業は、「環境モデル都市」環境保全を積極的に進めることによって、市民の生活を豊かにする。これはまた、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の方針に基づき、支援するとあります。ゼロカーボン産業団地の創設、地域の有形無形の環境資源を活用し、環境価値の向上による地域経済、産業基盤の強化に資する事業とある。また、温室効果ガスの削減をはかりながら、観光などにも寄与する。そしてまた、水銀の水俣条約の合意と相まって、水俣の経験を、再生を世界に発信する。効果的に発信するとあります。しかしながら、この事業が、水銀条約でいう汚染サイトとしての位置づけ

が、曖昧なまま進められていること。また、仮にゼロカーボンを実現するための企業を誘致、設立したとして、水俣川河口という海域の自然環境を汚染する事業を行うことは、国、県の事業の理念に合致することなのか、はなはだ疑問があります。市民からも再三、要望があるように、日奈久地震などに備え、緊急に護岸を強固にする事業こそ、今すぐに行う必要があることではないかと思います。さらに、市民からは、国土交通省に対し、公有水面埋め立て許可の取り消しを求める行政不服審査請求が提出されている段階であり、私は、水俣川河口周辺の環境悪化が懸念されるため、この事業には、賛成できないと考えます。そのため、令和4年度一般会計補正予算には反対であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第2号水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例の制定についてから、議第19号令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算まで、18件を一括して採決します。

本18件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本18件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本18件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第27号令和4年度水俣市一般会計補正予算第1号についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（牧下恭之君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第28号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第39号指定管理者の指定についてまで、12件を一括して採決します。

本12件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本12件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本12件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、陳第1号地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の分煙環境整備に関する陳情について、及び陳第2号インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情についてを採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第34 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第34、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会における所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年3月17日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年3月17日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年3月16日

議会運営委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

○議長(牧下恭之君) 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35 議第40号 副市長の任命について

日程第36 議第41号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第37 議第42号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第38 意見第1号 インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書について

○議長（牧下恭之君） 日程第35、議第40号副市長の任命についてから、日程第38、意見第1号インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書についてまで、4件を一括して議題とします。

議第40号

副市長の選任について

本市の副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和4年3月24日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市古賀町2丁目6番10号

氏 名 小林 信也

生年月日 昭和33年8月26日

（提案理由）

本市の副市長について、本案のように選任しようとするものである。

議第41号

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月24日

提出者

議会運営委員会

委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

（別紙）

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第3条を削る。

第2条中「当月分」を「日」に、「ついた」を「就いた」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第3条とし、

同条に見出しとして「(議員報酬の支給)」を付する。

- 2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。
- 3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算し、1円未満の端数が生じた場合の端数は切り捨てる。

第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

月の中途において議長等の職に就いたとき又はその職を離れたときの議員報酬を日割支給に改めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第42号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月24日

提出者

議会運営委員会

委員長 岩村 龍男

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

(別紙)

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条の見出し中「起立又は挙手」を「起立等」に改める。

第70条第1項中「議長は」を「議長が」に、「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条に次の4項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、電子表決システムにより表決を採ることができる。
- 4 議長は、電子表決システムにより表決を採るときには、問題を可とする者に賛成のボタンを押させるものとする。
- 5 議長は、電子表決システムによる表決の結果を確定させるときには、ボタンの押し忘れの有無を確認し、表決システムのボタン使用の終了を宣告する。その宣告があった後は、ボタンを押してはならない。
- 6 議長は、電子表決システムによる表決の結果を直ちに議場において報告する。

第71条中「とる」を「採る」に改める。

第74条第1項を次のように改める。

記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

第76条中「はかる」を「諮る」に改め、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採

る」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第132条中「とる」を「採る」に改める。

第137条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新庁舎に移転後、電子表決システムを導入するため、本案のように制定しようとするものである。

意見第1号

インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月24日

提出者

厚生文教常任委員会

委員長 桑原一知

水俣市議会議長 牧下恭之 様

(別紙)

インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっています。

同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは、仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならない、という問題が発生します。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められ中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題です。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところです。

少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除がみとめられる」適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国に対して、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、国に対して、安定的な事業運営が可能な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月24日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	岸 田 文 雄	様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一	様
厚生労働大臣	後 藤 茂 之	様
経済産業大臣	萩生田 光 一	様
衆 議 院 議 長	細 田 博 之	様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子	様

-
- 議長（牧下恭之君） 順次、提案理由の説明を求めます。

初めに、議第40号について、高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

- 市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

このたび、副市長である小林信也氏の任期が3月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任したく御提案申し上げます。

同氏につきましては、昭和57年4月に熊本県職員に採用、平成30年4月から本市の副市長として現在にいたっております。

これまでの、行政実務経験の豊かさに加え、人格、識見ともにすぐれ、副市長として誠に適任であると存じます。

以上、本臨時市議会に追加提案いたしました議第40号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（牧下恭之君） 次に、議第41号及び議第42号について、議会運営委員長岩村龍男議員。

（議会運営委員長 岩村龍男君登壇）

- 議会運営委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました提出議案2件につきまして御説明いたします。

議第41号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、月の中途において、議長、副議長及び議員の職に就いたとき、又はその職を離れたときの議員報酬を日割支給に改めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、新庁舎に移転後、電子表決システムを導入するため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、2件について提案理由の御説明を申し上げましたが、全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 次に、意見第1号について、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっています。

同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは、仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならない、という問題が発生します。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題です。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところです。

少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおい

て、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除がみとめられる」適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国に対して、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望します。

1 消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、国に対して、安定的な事業運営が可能な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

全会一致の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長、議会運営委員長及び厚生文教委員長から提案理由の説明がありました本4件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について、討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第40号副市長の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第41号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、意見第1号インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第39 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（牧下恭之君） 日程第39、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、水俣市の長及び議会議員のうちから1人を、本議会において選挙するもので、地方自治法第118条の規定に基づき、実施するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、高岡利治市長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました、高岡利治市長を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高岡利治市長が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高岡利治市長が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

(令和4年3月24日実施選挙)

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員被選挙人名簿

(市町村長)

氏名
高岡 利治

(議会議員)

氏名
牧下 恭之
杉迫 一樹

平岡 朱
高岡 朱美
湖上 茂樹
木戸 理江
小路 貴紀
桑原 一知
田中 睦
藤本 壽子
岩阪 雅文
岩村 龍男
谷口 明弘
真野 頼隆
田口 憲雄
松本 和幸

※議員は議席番号順に記載

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和4年第2回水俣市議会臨時会を閉会します。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 平 岡 朱

署名議員 田 口 憲 雄

令和4年3月第2回水俣市議会臨時会（3月3日～3月24日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和3年度水俣市一般会計補正 予算（第13号）	3月3日	総務産業	3月3日 承認	
議第2号	水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する 条例の制定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第3号	水俣市道路標識の寸法を定める条例の制定に ついて	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第4号	水俣市社会教育施設条例の一部を改正する条 例の制定について	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第5号	水俣市企業支援センターの設置等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第6号	水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制 定について	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第7号	水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第8号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務 等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第9号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例の制定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第10号	水俣市水道事業及び公共下水道事業の設置等 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第11号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第12号	水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第13号	令和4年度水俣市一般会計予算	3月3日	各 委	3月24日 原案可決	
議第14号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計 予算	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第15号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計 予算	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第16号	令和4年度水俣市介護保険特別会計予算	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第17号	令和4年度水俣市病院事業会計予算	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	

議第18号	令和4年度水俣市水道事業会計予算	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第19号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第20号	令和3年度水俣市一般会計補正予算(第14号)	3月3日	各委	3月3日 原案可決	
議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	3月3日	厚生文教	3月3日 原案可決	
議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	3月3日	厚生文教	3月3日 原案可決	
議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月3日	厚生文教	3月3日 原案可決	
議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号)	3月3日	厚生文教	3月3日 原案可決	
議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	3月3日	総務産業	3月3日 原案可決	
議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	3月3日	総務産業	3月3日 原案可決	
議第27号	令和4年度水俣市一般会計補正予算(第1号)	3月3日	各委	3月24日 原案可決	
議第28号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第29号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について	3月3日	厚生文教	3月24日 原案可決	
議第33号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	

議第38号	指定管理者の指定について	3月3日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第39号	指定管理者の指定について	3月16日	総務産業	3月24日 原案可決	
議第40号	副市長の選任について	3月24日	省 略	3月24日 同 意	
議第41号	水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	省 略	3月24日 原案可決	
議第42号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3月24日	省 略	3月24日 原案可決	

〔決 議〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
決議第1号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について	3月3日	省 略	3月3日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
意見第1号	インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書について	3月24日	省 略	3月24日 原案可決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	3月24日	水俣市長 高岡 利治	指名推選

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告1号	専決処分の報告について	3月3日
報告2号	専決処分の報告について	3月3日
報告3号	専決処分の報告について	3月3日
報告4号	専決処分の報告について	3月3日
報告5号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	3月3日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月24日	総務産業	3月24日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月24日	厚生文教	3月24日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月24日	議会運営	3月24日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の分煙環境整備に関する陳情について	水俣市陣内1丁目 2-11 小笠原 雄太郎	厚生文教	3月3日	3月24日 採 択
陳第2号	インボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める陳情について	水俣市築地9番38号 水俣・津奈木シルバー 人材センター 理事長 小林 信也	厚生文教	3月3日	3月24日 採 択

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	水俣市陣内1丁目 2-11 小笠原 雄太郎	厚生文教	令和3年 6月11日	3月3日 撤回承認